

第四百四十回 参議院商工委員会 會議録 第十一号

(二〇〇)

平成九年四月二十二日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十一日

辞任

木庭健太郎君

補欠選任

益田 洋介君

出席者は左のとおり。

委員長

木宮 和彦君

理事

吉村剛太郎君

片上 公人君

前川 忠夫君

委員

大木 浩君

倉田 寛之君

斎藤 文夫君

中曾根弘文君

林 芳正君

平田 耕一君

加藤 修一君

平田 健二君

益田 洋介君

梶原 敬義君

竹村 泰子君

薬科 満治君

山下 芳生君

國務大臣

佐藤 信二君

政府委員

坂本 導聰君

経済企画庁総合
計画局長

通商産業大臣官
房長

広瀬 勝貞君

通商産業大臣官
房審議官

藤島 安之君

通商産業省生活
産業局長

村田 成二君

工業技術院長

佐藤 壯郎君

資源エネルギー
庁長官

江崎 格君

資源エネルギー
庁長官

中村 利雄君

中小企業庁長官

石黒 正大君

中小企業庁計画
部長

田島 秀雄君

事務局側

里田 武臣君

常任委員会専門
員

大蔵大臣官房企
画官

大蔵省証券局証
券市場課長

山崎 康史君

労働省労働基準
局賃金時間部勞
働時間課長

柏木 茂雄君

労働省労働基準
局賃金時間部勞
働時間課長

松井 一實君

説明員

大蔵大臣官房企
画官

山崎 康史君

大蔵省証券局証
券市場課長

山崎 康史君

労働省労働基準
局賃金時間部勞
働時間課長

松井 一實君

労働省労働基準
局賃金時間部勞
働時間課長

松井 一實君

本日の會議に付した案件

○中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時
措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査
(派遣委員の報告)

○委員長(木宮和彦君) ただいまから商工委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨二十一日、木庭健太郎君が委員を辞任され、

その補欠として益田洋介君が選任されました。

○委員長(木宮和彦君) 中小企業の創造的事業活
動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法
律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますの
で、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉村哲男君 おはようございます。佐藤通産大
臣にお出ましいただいておりますが、懸案の労働
省との絡みのものがありますので、そちらの方が
簡単なので、先にそちらをさせていただきたいと
思いますので、よろしく願っています。

本年四月一日から、週四十時間労働制が小規模
企業の特例措置を除き全面的に実施されました。
これについて、去る二月二十日の商工委員会であ
りました。特に月給制の方々の給料の取り扱
いについてお尋ねいたしました。

労働省来ておられますね。

労働省からは、日本商工会議所等からの質問に
対し、懇切に指導している、時間当たりの賃金が
下がらないようにすること、生産性の上げられな
い企業では週四十時間所定労働時間とし、場合に
よって四時間超勤をしておき等々の説明がござ
いました。この場合は、一月分の給料の額は下
がるが超勤でカバーする、超勤の割り増し分だ
け、すなわち二・三%上がることになる、何って
いいます。そのほかドイツでの例、ボーナスを組
み入れるというような例、それから生産性が上が
る場合の例等をお聞きしていますが、四月一日に
実施された状況はどうなっているのでしょうか。

○説明員(松井一實君) お答えいたします。
ただいま先生からありましたように、労働省と
しては、日本商工会議所などの中小企業四団体か
らの問い合わせに對しまして、特に週四十時間労働

制への移行に伴う月給者の取り扱いに關しまし
て、五十六年当時、商業などの特例措置対象事業
所、その所定労働時間を短縮する際に発生した通
達の考え方を踏まえまして、週四十時間労働制へ
の移行に伴う月給者に対する賃金の取り扱い等に
ついては、基本的には労使が話し合いで解決すべ
きものであるけれども、週四十時間労働制への移
行に伴う賃金改定に当たっては、時間当たり賃金
を減少しないなどの労働時間の移行との関係から
見て合理性があれば基準法上の適用上問題とはな
らない旨を回答いたしました。それを踏まえて、
今先生が言われましたような啓蒙啓発文書を四団
体が出したという状況でございます。

これを踏まえまして、四団体各傘下の会員企業
に、啓蒙文書を前掲とした指導、すなわち週四十
時間労働制への移行を不可欠とした上で、これに
伴う賃金の取り扱いなど、今いろいろ指導がなさ
れておるといふふうに聞いております。

○吉村哲男君 そんな生ぬるい話を言っているん
じゃないんです。実施したんですから、実施状
況はどうなのかを聞いています。私の聞く
限り、大企業はもう既に四十時間になっていま
すから今回は余りかわりはないんですけども、
中小企業のほとんどが月給は据え置きです。し
たがって、生産性は横ばいですから、生産性の上
がるところもあるかもしれないが、ほとんどあ
りませんから、超勤分、すなわち一〇%強人件費
が上昇すると思いますが、これについてあなた
はどう思いますか。

中小企業でいわゆる給料が月給制の人、据え置
きでなかった、逆にあなた方が言っていた一番目
のように、まず差し当たって一時間当たりは同じ
にして下げた企業が一つでもありますか、あつた
ら教えてください。

○説明員(松井一實君) お答えいたします。

この四月一日から四十時間労働制が適用されることになりました事業所数、数にいたしまして約二百十五万事業所に上ります。したがって、そういう事業所での四十時間労働制に移行する対処方法はさまざまであらうかと思われま

す。現段階で、先生御指摘のように個々のどなたかということでは、施行されて間もないということもあって十分検証しておりません。しかしながら、御指摘のように、基本給を下げることなく一週間に

ついて四十時間を超えて労働させるといったような場合、その四十時間を超える部分が基準法上いわゆる割増し賃金の支払い対象になりますので、その部分、人件費が上昇するといったような事態は生ずると思われま

す。○斎藤哲男君 そう簡単に上がりますと困るんです。今みんな死ぬか生きるかの状況なんです。そこでお尋ねしたいんですが、これは中小企業

庁長官も答えていたんですが、これは中小企業庁長官も答えていたんですが、これは中小企業庁長官も答えていたんですが、これは中小企業庁長官も答えていたんですが、これは中小企業

○説明員(松井一貴君) お答えいたします。まず、我が国経済の活性化ということにつきましては、極めて重要な課題であるというこ

生御指摘のとおりであらうかと思ひます。ただ、

その際、確かに高コスト構造の是正といった視点とともに、労働行政といたしましては、ゆとりある勤労者生活の実現、いわゆる調和のとれた国民経済の発展という視点も欠かせないというふう

に考へておりまして、この四月からの四十時間労働制はそういった視点も加味して実施されることになったというふう

に考へております。この四十時間労働制の実施に伴う特に賃金問題、これにつきましては、何といたしても第一義的には労使自治にゆだねられた性格の問題である

というふう

に考へております。○政府委員(石黒正大君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、高コスト構造の是正という問題は、中小企業も含めまして我が国経済全体にとつて喫緊の課題でございまして、そういう視

点に立ちま

雇用維持あるいは人件費の問題あるいは時短の問題、それぞれ大きな課題でござい

ます。○斎藤哲男君 今、橋本内閣の最重要課題は日本再建のための抜本改革で、総理みずから火の玉

になり、国民に痛みを我慢していただくというふう

に決めて、あとはおまねたちでやれと言ふんじや、これは政治じやないんです

それから、今二年間とおっしゃったけれども、この四月一日にこうなつたんですから、みんなそ

で労働時間は四十時間にしていただくこと

から二年間と言つていただいても、二年間というのは、罰則の適用を二年間いろいろ見合わせるというふうな意味であつて、今申し上げたような賃金それから労働時間というものは二年間の間に徐々にやるというものでなくて、四月一日にび

しやりと決まつたんです。ですから、そのことの重要性というのをひとつ皆様にぜひ理解して

いただきたいというふうに思ひますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

そこで、提案されている法案についてこれから質問するんですが、その前段として、この法案の重要性を我が国経済の面から少し見てみたいと思ひ

ます。ここ数年間において、我が国の経済と深く関係している要因としては、一つ、産業の活動、二つ、財政政策、三つ、資本市場、金融情勢とい

あります。そのためリストラを行っており、一番効果のあったのは製品輸入で、我が国の輸入額の六〇％がこの製品輸入でありました。製品輸入は国内でも海外でもつくれるものを輸入するわけですから、不況となれば安い輸入品でコストを引き下げ利益の回復を図るわけです。

二番目としては、規制緩和の効果としての設備投資を行いました。流通業界では、スーパーやデパート、デパートショップが大型店舗規制の緩和で国道沿いに店舗拡大を展開し、設備投資を行ってきております。

三番目は、技術革新による投資でございまして、ハンディホンや携帯電話といった情報通信産業の設備投資規模は自動車や鉄鋼をはるかに上回って、現在では四兆円規模にも達しております。

以上の結果がこの九五年、九六年の設備投資の高い成長となり、経済成長の牽引車になったのだと思います。

以上のことを踏まえて、次に経済企画庁にお尋ねいたします。

米国では、一九七〇年代、八〇年代の不況時には企業の営業譲渡や買収、合併、倒産が頻繁に行われ、レイオフや首切りの激しい反面、一方ではベンチャー等の新しい産業の台頭が非常に活発でございました。日本は、従来の体制でできるだけ身を低く構え、我慢したことが、実は不況を長引かせ、その後の回復を緩やかにしているのではないかと思います。

そこで、今までの日本企業の経営のやり方、すなわち不況時でも耐え抜き、雇用面でも頑張つて、ほとんどの企業がとにかく生き残つてきたという粘り強さが競争力を支えた反面、それには新しい産業への転換をおくれさせようというマインドも伴ったと思います。

今後の我が国の産業政策として、失業率の数字にこだわることなく、つぶれる企業にかわって新しい産業をどんどん育成するというアメリカ流を取り入れることがいいのか、あるいは従来型で推

移るのか、いずれが適しているのか、この考え方について経済政策上どういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(坂本博昭君) お答えいたします。

委員御指摘の、我が国経済の将来展望というものを切り開いてまいりまして中長期的な発展を確保していくというためには、委員御指摘の経済構造改革が不可欠でございまして、政府としてはそのために各般の施策を講じているところでござい

ます。経済構造を改革しまして経済を活性化させるためには、市場原理を貫徹いたしまして競争を促進することが何よりも必要で、その過程の中で副作用が生ずることも当然あると考えられるわけでございます。しかしながら、委員御指摘のように、こうした副作用があるということも理由にして構造改革を行わないというところは、少数の利益を守るため国民経済的に得られるはずの多数の利益を失う、犠牲にするということになるかと思ひます。したがって、痛みを恐れて改革の歩みを緩めたりあるいは先延ばししたりするという考え方に立つことなく、現在あるいは将来の豊かな国民生活を実現する観点から経済構造改革に取り組む必要があると考えております。

他方、その過程で生ずる経済的弱者の問題等の副作用につきましましては、その副作用自体を対象とした別の政策手段が用意されるべきでありまして、経済活動、資源配分には市場原理をという考え方、そして経済的弱者には弱者に対する対策というように、複数の政策目標に対しては複数の政策手段が必要でありまして、政策割り当てを行いな

がら全体としての経済構造改革を進めていく必要があると考えております。今、委員御指摘の、経済のあり方としてアメリカ型がいいのか日本型がいいのかという御指摘でござい

ます。これを進めることに伴う痛みにもやっぱり配慮するということによって社会的な安定など日本の社会のよさを生かしつつ経済構造改革を進めていく必要がある。つまり、アメリカの改革の進め方のいいところは進め、それに伴う副作用についても配慮していくという必要があるかと考えております。

○審判哲男君 経済再建をしていく上において、その際の経済の活性化に必要とされる需要としては、個人消費、それから民需の代表としての設備投資、それから財政支出の代表としての公共投資等がありますが、アメリカの例、一九九一年から設備投資がふえ、消費中心の国であったのが設備投資中心の経済成長へと変貌しており、その中身は、電機、通信、情報、機械、コンピュータが非常に大きなウェイトを占めております。

今後の我が国の産業を支える需要の中心となるのは何であるというふうに考えておられますか。経済企画庁お願いします。

○政府委員(坂本博昭君) 一義的に、個人消費あるいは設備投資、公共投資、どれというふうに決めるわけにはいかないと思ひますが、経済全体の中でウェイトを占めるという点では特に個人消費支出と。しかし、それをさらに喚起させるために設備投資、民間設備投資あるいは民間住宅建設投資、そしてそれを全体経済、経済は生き物でござい

ますから、その時々々の経済の状況、景気の状態を踏まえながら、公共投資等についても考えていくということではないかというふうに考えております。

○審判哲男君 もう一つ、これも経済企画庁にお尋ねしたいんですが、我が国の財政再建と景気の維持を両立させることができるのか。できるとすれば、この方策についてお尋ねします。

米国の場合は、これをうまく両立させているというふうに思ひます。すなわち、一九九一年、米国のGDPの成長率はマイナスイキと底入れし、九二年は二・七％、九三年は二・三％、九四年は三・五、九五年は二、九六年は二・四％と、かな

り高い実質成長をいたしております。その原動力となったのは、一つ、軍事費の減、二つ、金融・財政政策の見事な組み合わせ、それから三つ目が一番大きな理由で、これはアメリカ産業の自律的活力にあつたというふうに思ひます。八〇年代におけるベンチャー企業の雇用吸収力は千九百万人にも及んでおります。

これを我が国に当てはめると、まず第一番目には財政支出の削減、二つ目は金融・財政政策の組み合わせ、三つ目に産業の自律的回復力が考えられますが、この一と二、財政支出の削減、金融・財政政策の組み合わせは、米国の場合より非常に難しい問題もあると思ひます。したがって、三番目が最も重要ではないでしょうか。規制緩和によって企業の活力を十分引き出すような政策をとらなければならぬと同時に、起業家自身あるいは産業界みずからが自力で活路を開いていく気概、そういうものがこれからこれを両立させる上においてぜひ必要だというふうに思ひますが、経済企画庁の見解をお願いします。

○政府委員(坂本博昭君) 委員御指摘のように、現在の我が国の財政状況は極めて厳しい状況にございまして、特にアメリカと比較しても、今後の少子化という点を考えますと、さらに厳しいものになるというふうに考えております。

財政支出の削減は、当面は需要の減少ということで景気をマイナスイキにさせる効果がございますが、財政赤字をこのまま放置いたしますと、そのこと自体が日本経済全体の成長に極めて悪い影響を中長期的には与えるということになるかと思ひます。

したがって、委員御指摘のように、まず産業、企業が自由に活力のある競争あるいは事業ができるようなそういう土壌をつくる、つまり規制の緩和、これを徹底的に行っていく必要がある、委員御指摘のとおりだと考えております。

○審判哲男君 これから我が国の財政再建を図り、さらに景気を上向きにさせていく上において、産業界の自律的回復というか成長というのは最も重要な課題だと思ひます。

本日出席しております法案も、そういう意味で大きな役割を果たすものというふうに思いますが、これからこの法案に即した個々の質問をしたいと思ひます。

まず第一ですけれども、昨今の企業活動の国際化の進展、アジア地域の急速な経済発展等を背景に、我が国産業の空洞化に対する懸念が一層強まっております。さらに国内市場においては、生活水準が上昇し、耐久消費財の普及率が著しく高まるなど既存産業の成熟化が進展し、また消費者の購買意識、ニーズの変化に伴い、我が国の経済成長をリードしてきたリーディング産業の停滞が指摘されております。

一方で、近年においては開業資金の高額化、資金調達の困難性、技術・ノウハウの高度化など開業に対する障害が大きく、開業率は低調に推移しているものと聞いております。

そこで、まず初めに、我が国産業の開業率の現状に関する認識についてお尋ねしたい。よろしくお願ひします。

○政府委員(石黒正太郎) 産業の開業率の問題でございますが、全産業の開業率は近年やや持ち直しが見られるものの、長期的には低下傾向にございます。他方、廃業率は上昇傾向で推移しております。平成元年から平成三年の間に初めて逆転をいたしまして以降、廃業率が開業率を上回るという状況が続いております。

ちょっとブレイクダウンいたしますと、業種別に見ますと、製造業におきましては近年さらに開業率の差が開いておりまして、創業をめぐる環境は厳しいものとなっているという認識をいたしております。

その原因につきましては、本日閣議決定されました中小企業白書でいろいろ分析をしておりますけれども、資金面では自己資金に頼らざるを得ないものが多いこと、人材面では知名度がない、高い資金が支払えない等によりまして人材の確保が困難であること、さらには、取引面では販売先受注先の確保が困難となっていることなどさまざま

まな面で創業者が厳しい状況に置かれているということが考えられております。

いずれにいたしましても、我が国経済の現状としては、開業率の低下によりまして我が国経済の活力が損なわれていくことが懸念されている状況にあると基本的に認識をいたしております。

○審判官(哲男) 今御説明のありましたように、開業率が落ち込んでいます、そういう状況を打破して我が国産業を活力あふれるものとするためには、新たな事業に積極果敢に挑戦するベンチャー企業を支援していくことが不可欠であると思ひます。言うまでもなく、ベンチャー企業はほとんどは中小企業であり、規模が小さいことを逆にメリットとして大企業を凌駕するような事業展開を行う企業を積極的に支援していくことが必要であると思ひます。

本日審議いたしております中小企業創造活動促進法はベンチャー企業支援を明確に位置づけたものと認識しておりますが、我が国の中小企業政策におけるベンチャー支援の位置づけはどのようなものになっているのでしょうか、もしあれであれば大臣の御所見をいただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤信二) 我が国の経済は緩やかな回復が続いている、かようなことでございますが、この中において中小企業の状況、これは委員再三御指摘のように、依然厳しい状況にありま

す。また、産業の空洞化の懸念が高まっているというところなど、中小企業をめぐる経営環境は引き続き厳しい状況にある、かような認識を持たざるを得ません。

こうした状況に対応すべく、中小企業対策としては、きめ細かな金融対策など経営の安定・強化対策に努めているところでございます。

今御指摘のベンチャー企業でございますが、これはこうした厳しい経済環境の中にありながら、新たな事業機会を積極的にとらえ、みずからの強みを生かし、かつ大企業や大学などと連携しながら俊敏な事業活動を展開するものであります。こうした企業の活動は、新たな産業分野を切り開く

ということと同時にその経済活性化の原動力、新たな雇用の担い手になるものでございまして、今後その活躍に大いに期待する、こういうことでございします。

こうした観点から、中小企業政策として、このベンチャー支援策をその重要な柱の一つと、かように実は位置づけておりまして、本日御審議をいただいております中小企業創造法を初めとする諸施策を講じてこれに対応していくわけでございします。

そういうことで、今後とも、引き続き積極的に支援策を展開していくところでございします。よろしく御指導、御協力をお願いしたいと思ひます。

○審判官(哲男) ありがとうございます。

さて、言うまでもなく、政策は実際に利用されて初めて意味を持つものであります。本日審議しておりますこの中小企業創造活動促進法は、平成七年に制定されて以来既に二年が経過しておりますが、その間にどの程度利用されたのか、また我が国のベンチャー企業育成の観点からどのような役割を果たしてきているのか、現状認識についてお伺ひします。

○政府委員(田島秀雄) 先生御指摘のとおり、中小企業創造活動促進法は、中小企業の創業あるいは研究開発を御支援申し上げる、そういったことを通じて新たな中小企業の分野の開拓を図つて、ひいては産業構造の円滑な転換等に資するということを目的に制定されたものであります。この浅い法律でございますが、平成七年四月の施行以来ことしの三月まで既に都道府県知事の認定を受けております件数が二千五百件に上つてございまして、補助金、債務保証、減税措置等の活用によつて日本全国たくさんの中企業の皆様方、積極的な研究開発等が進められておると承知をしております。

先ほど来の御議論がありますように、研究開発を積極的に進めて、それをベースに新しい企業が創業される、あるいは企業が新しい分野に発展される、ということは大変重要なことで、中小企業施策の中でも重要な施策であります。これがその大きな一翼を担っていくものと考えております。今後とも、この法律の施行に最大限の努力をまいりたい、かように存じております。

○審判官(哲男) 今御説明いただきましたように、ベンチャー企業は大きな成長の可能性を有する一方で、将来性が不透明であり、また信用力、担保力に乏しい場合が多いため、成長に必要な資金を融資のみによつて調達することは極めて困難な状況にあると思ひます。そのため、株式投資を初めとする直接金融制度を充実することが重要であり、中小企業創造法についても昨年三月に一部改正を行い、直接金融制度の拡充を図つたことは承知いたしております。

その一環として、直接金融を支援する機関であるベンチャー財団が多くの自治体で設置されていると聞いておりますが、その活動状況について教えていただきたいと思います。

○政府委員(田島秀雄) 私ども、先生から先ほど御指摘のありましたように、七年度の二次補正でまとまった資金を計上いただきました。中小企業事業団と都道府県が協力して直接金融の支援を行うという事業を創設いたしました。

この事業では、ベンチャー企業への投資の窓口となります。いわゆるベンチャー財団を各都道府県に設置していただいて、そこでベンチャーキャピタルから創業期の企業に円滑な出資やあるいは転換社債の引き受け等といった形の資金供給が行われるということをお手伝ひ申し上げる、こういうシステムでございますが、現在、四十一都道府県におきまして財団の設置が見られておるとございします。

このベンチャー財団等を、さらに昨年の四月に、今御審議いただいております創造法を改正しまして、中小企業信用保険公庫による再保険制度の対象にいたしまして、またそのシステムの強化を図つたところでございまして、こうした結果、ベンチャー財団によりまして投資実績はこれまでに百四十二件、合計で七十二億円というふうになつ

でございます。七年度は一けたでございますが、八年度百三十三件ということで、これから大きな期待を持っておるところでございます。私どもとしても、この財団による円滑な投資の支援に引き続き努力をまいりたいと存じております。

○審判官 今回提出されました中小創造法の改正案では、いわゆるエンゼル税制を導入する措置がとられております。

今伺ったベンチャー財団制度も含めて、これまで資金面での支援策は相当程度実施されてきたが、これにさらにエンゼル税制の措置を講ずる必要性、意義についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(藤島安之) 先ほど来委員から新規産業の創出の必要性について御指摘いただきました。

私も、そのために各般の施策を講じておるところでございますが、特に資金面でいろいろ対策が講じられて、その上でなぜエンゼル税制を創設するのかと、こういうお話でございます。けれども、創設期の企業につきましては、我が国千二百兆円と言われる豊富に存在する民間資金が、リスクが高い、こういうことでこうしたベンチャー企業になかなか向かない、それが一つのベンチャー企業が創出されにくい要因である、こういうふうな指摘されているわけでございます。こうした状況を打開するためにこのエンゼル税制を提案させていただきます。

いわゆるエンゼルというのは個人投資家を指しているわけですが、こうした個人投資家がリスクの高いベンチャー企業に投資をする、その際にそのリスクをできるだけ軽減してまいりたい、それを税制上の措置でしていこう、こういうことでございます。

具体的に申し上げますと、創業五年未満であつて、試験研究費等の費用が売上高に対して一定以上の割合を占めますベンチャー企業に投資を行った個人につきまして、その企業の解散等により損失が生じた場合には、損失が生じた年度における

他のキャピタルゲインとの損益通算、これは現在の所得税法で認められておるわけでございますが、その翌年度以降三年間にわたって通算できる、こういった損失の繰り越しの制度を新設する、こういうことでございまして、こうしたことによりましてリスクの高い創業期のベンチャー企業に個人のエンゼルの資金ができるだけ回るようにしていきたい、こういう措置でございます。

○審判官 後半の方は次にお尋ねしようと思つていたらもう言つていただいたので、それについて、今のお答えについてさらに質問したいと思います。

さて、一定の要件を満たすベンチャー企業の株式を取得した個人投資家がキャピタルロスを受けた場合に、当年度及び翌年度以降三年間の他の株式譲渡益との損益通算が可能ということでありまして、では他の株式投資をしていない、私のように株は嫌いだから株投資をしていない人が意外に多いんです。そういう人では何の関係もないことなんです。これは要するに、現に今ほかの株をいっぱい持っていて、そしてそこでもうけた。しかし、こつちでそのとき、このロスを入れば税金を払うことが少ないということなんです。

私は当初は、このエンゼル税制というのはほかの所得もみんなこうやって損益通算できるんだと思つていたんですよ。そうしたら株だけというんでしよう。株を持つていない人が大部分で、そういう人に、じゃ何かもう一週株でも買えと、そうすればおまえ、もうけたときでも税金が低いという、余りそういうのは私は何か必ずしも好ましくない。やっぱりこれだけ我が国の大黒柱となろう、経済構造の改革の一番担い手になろうとするこのエンゼル法案が、何だか株だけ、ほかで買つて少し持つていた、それでもうけたときの税金を少し減らしてやるよというの、何か余りにもこそくなような気持ちかしてならないんです。ちなみに米国では、ベンチャー企業への投資ロスはほかの所得との損益通算ができるようになって

いるとも聞いているんです。

一回になかなか全部の目的は達せられないでしようけれども、これからの税制改正等でも少しでもよくなるようにぜひやっていただきたいと思いますが、これについてのひとつ御所見をいただきたいと思ひます。

○政府委員(藤島安之) 米国のエンゼル税制の御紹介がございました。委員御指摘のとおり、アメリカの場合は総合所得に合算して損益通算できる、こういう制度でございます。日本の場合はキャピタルゲイン課税が特別に別の体系になっておりまして、そういう関係で、今回エンゼル税制を創設するに当たりまして大蔵省当局と大変いろんな議論をさせていただいたわけでございまして、キャピタルゲイン課税そのものを全体として見直す場合はともかくとして、現行の体系の中ではこれが精いっぱいだった、こういうことでございまして。

今後の課題として、委員の御指摘の点も踏まえまして、いろいろ勉強してまいりたい、こういうふうな考えております。

○審判官 では、次の質問に移りたいんですが、今度の法律の第七条の二、「診断及び指導」というのが新しく入れられるわけですが、「通商産業大臣は、特定中小企業者であつて、その事業の将来における成長発展を図るために積極的な外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして通商産業省令で定める要件に該当するものに対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする」ということになつてゐるんですけれども、ここで言う指導及び診断というのは具体的に何なんですか。そして、その費用はどうなるんですか。

そこで、私は非常に気にかかるのは、ここで通産省がかかわることになつて、そして国民に企業の実態以上の評価を与えることにはならないか。この企業が通産省のお墨つきで立派なベンチャー

企業としていい企業だという、そういうお墨つきをいただければ、私が企業の経営者なら、通産省のマークを一番紙の上にとんと出して、通産省からも推奨いただいているすごい会社なんだからとどんなベンチャーで投資してくださいと。そして二、三年たつたらつぶれてしまつた。

そうしたとき、国民は、通産省が推薦してくれたから、かわつていたから私に投資したんですよ。それでなけりや、こんなちっぽけな、いかげんの会社を私は信用しなかつたんだ、損害賠償よこせとか、そういう何か、皆さん方、法律上ここには抜け道がないと恐らく言われるんだらうけれども、それだけでは決して十分ではないんで、やっぱりその辺を、このことは非常に重要な刃の剣で重要なことなんで、非常に重要なことなんだけれども、一つ間違えたと逆にな、ほかの例を言ふと怒られる、そんなものとまたけたら違いだと怒られるから申しせんけれども、そういう疑惑を国民にまた不信を抱かせないように、そしてうまく各社が評価されて、国民がある程度適切に判断しながら投資できる、何かそういうことをぜひやつていただきたいと思ふんですが、これについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(田島秀雄) 御指摘の条項の診断、指導、基本法等の用語例を使つておりますので大変かたい印象を与えるかも知れませんけれども、その意図するところは、ベンチャー企業が個人の投資家から資金を円滑に調達を期待したいということを考えますと、ベンチャー企業側から投資家に対して現在経営状況がどうなんだらうか、あるいはこれからどういうふうな事業に取り組んでいこうと思つておるのか等々の確な情報を提供すること、あるいはかたい言葉で言いますと株主の保護といひましようか、そういうことも踏まえて大変重要であるというふうな考えてございます。

特にベンチャー企業の場合にはいろいろな不確定要素もリスクもございしますので、十分

に投資家にそういった点を理解していただいた上で投資をいただくということが大事である、こういうふうな思っております。

そんな観点から、私も似たしましては、投資家の御判断に通常必要とされる情報が円滑に提供されますように、どんな情報が必要なんだろうとか、どんな形態で提供されることが望ましいんだらうか、そういったことをわかりやすくマニュアルといったような形で御提供を申し上げて普及をしたいということを考えておる次第でございます。

本来、投資家と潜在的なエンゼルとの間にはひとつの市場といたしまして、出合いの場といたしまして、そういったものが確立をしていくということは大変望ましいことでございますので、そちらに期待するところも大きいわけでございまして、なかなかまだそういったことは不十分な状況でございますので、私も同様に、かたがたベンチャーブラザー等こういった出合いの場というものを設け、御支援をしながら、御指摘のございましたこの条項での情報の提供に関するアドバイスといったようなこととあわせて投資の円滑な促進を図りたい、こういうふうな思っております。

そういう意味からは、先生御懸念されました通産省お墨つきで云々といったような、いったような懸念も総体的には少ないと存じますけれども、いやしくもそのようなことのないように心して対応したいと思っております。

○審判官 先生、次に移ります。

本制度の導入は、創造的産業あるいは産業の振興にあるのであれば、拡大する支援対象者として、設立から五年以内の中小企業者として、いかにして、適用期間五年は余りにも短過ぎないかというふうに思っています。

今までベンチャー事業への進出のための優遇政策はなかったのですから、新しく設けるんですから、当面、三年か五年ぐらいの間は設立十年以内とか、既にもう創業して三、四年たっている、そ

ういう企業に新しくこういう制度が導入される、それじゃ、ちょうど私も二、三年やっただけでも、なかなかあれだからとか、あるいは二、三年の上でこういう知恵も出てきたからという、そういうような形で準備していけば五年超えてしまふとかというところで、設立五年以内ということじゃなくて、設立十年以内の中小企業者をも支援対象としてもよいのではないかと。暫定的に私は経過措置としてそういうものがあってもよいのではないかと、またその方がすそ野も広いのではないかと、ううううに思っています。

私、いろんな立派な政策出してくださるんですけども、非常に小出しなんです。平成七年度にこの法律つくった、そうしたら去年もまた改正していただいた、ことしも改正していただいた、また来年も改正する、毎年毎年改正するのは、お役所や国会はいとしとして、これを利用する側から見ると本当にわからないんですよ。もう法律の名前も長いので、これ本当に大変なんです、こういうときは短く五年と言わないで、当面、経過措置として三年、五年ぐらいは十年以内の設立の企業というところは随分すそ野が広がるし、ある程度そういう経験も積んできて有益だと思ふんですけども、一般に施策が、これは通産省だけでなく、私は税制の改革なんか見ていると、本当に一年ごとにひどいのは変えるんですね。そんなばかな税制はないと思うんですけども、そういう気持ちでひとついろいろ、すぐ御検討はできないと思ひますけれども、どのような御所見をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(田島秀雄君) 今回のエンゼル税制の趣旨は、創業期の研究開発を一生懸命やっていたいておるといったような中小企業に対して、個人投資家からの資金の供給が円滑に進むような環境整備ということでございますが、何をもちて創業期の中小企業であるかと、こういう問題でございます。

なかなか何年というところで方程式を解くと答えが出るというふうなものではないかもしれせんけれども、現行の創造法も創業支援と研究開発と

いうことを進める法律でございますけれども、創業期の企業として一応設立後五年という規定がございまして、そういった現行の規定等も踏まえまして、やはりこのぐらいの企業が最も資金調達手段に困難を来しているんじゃないかというふうなことで、今回の措置の対象にも設立後五年以内の企業ということにいたしておるわけでござい

ます。なお、蛇足ではございますけれども、五年を超えた企業が創造法の対象外になってしまふということではございませんで、この認定を受ければ技術改善費補助金でありますとか、融資制度の対象にはなるのももちろんでございます。いずれにいたしましても、税制改正でいろんな御議論があったものでもござい

ます。結果として、せっかく芽を出していただきましてエンゼル税制でございますので、まず私もとしてはこれを着実に御利用いただいで、ベンチャービジネスへの資金の円滑な供給に大きな役割を果たす、こういうことがまず大事だと思います。

先生御指摘の点につきましては、これからそういった実情等も踏まえて勉強させていただきます、こういうふうな存じております。

○審判官 先生、ベンチャー企業は新しく開発された技術の所有者がベンチャーの起業家となり、その事業化に必要な資金を投資家から得るといふものが多かったと思いますが、現在、ベンチャー企業に必要とされる科学技術に関する知的資産を有する者は国の研究機関あるいは大学等にもたくさんおられますので、これらを有効に活用するためにも、起業家それから投資家、そして新技術開発者等の出合い、協力のしやすい、そういう環境をぜひつくってほしいというふうに思っています。

今までは起業家と投資家との出合いは相当力を入れておられたようですが、新しく知恵を持って、そういうものがなければベンチャーが出てこないわけですし、そういう知恵を持った人はた

くさんいてもなかなか実用化しにくい環境にあるわけなので、そういう三者が一体となつていろいろ協力できるような、そういう場と申しますか、環境づくりをぜひやっていただきたいと思ひます。

それについてひとつまた所見をいただきたいと思ひます。

○政府委員(藤島安之君) 今、委員の方から、ベンチャー企業の振興をするためには大学あるいは国立研究所をもっと活用すべきではないかと大変大切な御指摘をいただいたと思ひます。

冒頭、アメリカとの比較の議論がございまして、大学における研究開発活動について若干御紹介申し上げますと、一九九四年における大学の特許の申請件数を比較してみますと、アメリカが千八百六十二件に対して百二十四件と大変低いわけでございまして。それから、日本の大学におけるライセンスをしたロイヤリティー収入を見ますと、日本は約二千万円、アメリカでは二億六千万ドルと、これも彼我の差は大変大きいという状況にあるわけでございます。

したがって、私も、まず産学連携を進めまして、こうした大学の研究成果を多くし、それをもとに新規産業やベンチャー企業を生み出していく、そういった考え方が非常に大事ではないかと、こういうふうな考えるわけでございまして。そのためには、大学と産業界との間の人的交流が活発に行われること、それから大学から生み出される研究開発成果が意欲あるベンチャー企業に円滑に提供されること、それからベンチャー企業が成功した場合にはその果実が大学の教育研究に還元される、そういったシステムを日本においても確立していく、そういったことが大切であると考えております。

こうした考え方に基きまして、私も各種の改革を進めておるわけでございますが、いろんな課題がございまして、これを検討するために、大学関係者、経済界あるいは関係省庁による研究会をつくりまして、大学における知的財産の管理ある

いは流通のための仕組みの整備について検討を進めております。検討を進めながら、その結果を踏まえて所要の措置を講ずるよう努めてまいりたいと考えております。

委員御指摘の情報提供という面について一言申し上げさせていただきますと、平成七年度の通産省の事業として、主要な国立大学や国立研究機関の研究者の研究内容につきましてCD-ROM化を実施して、それを都道府県の公設試験研究機関に配付しましたところ、これを契機に大阪大学や北海道大学などにおきましても研究内容を冊子にまとめたり、ホームページを開設するなど大学側の情報提供体制も整いつつあるわけでございます。

こうした努力を続けまして、大学あるいは国立研究機関の成果がベンチャー企業の事業の推進に役立つようにしてまいりたい、かように考える次第でございます。

○香掛哲男君 では、次に移らせていただきます。

ベンチャー企業がその必要な資金を導入しやすいうように種々の制度が考えられ、つくられているのですが、私は基本的にはベンチャー企業のための株式店頭市場ができれば一番合目的だと思えます。合目的という意味は、ベンチャービジネスへの投資は、危険度は高いが当れば大もうけができるという性格で、公的機関の仕事には本来なじみにくいものじゃないかと思うからでございます。しかし、平成七年七月、ベンチャー企業が公開しやすいう市場として、従来の店頭市場の公開基準を緩和した市場、すなわち店頭特則市場が創設されておりますが、平成九年三月一日現在、登録企業は二件のみとなっております。

せっかくの店頭特則市場の利用がこんなに少ないのはなぜなのでしょう。この市場の飛躍的な活用のための施策は何かできないものでしょうか。これは、大蔵省来ていますか、お願いいたします。

○説明員(柏木茂雄君) ただいま店頭市場につ

ての御質問をいただきました。私もといたしましても、店頭市場というものはこれからの成長産業の資金調達場として極めて重要な役割を果たしていくものと思っております。

特に、これから二十一世紀は高齢化社会になりますけれども、これからのいわば次世代を担う成長産業にとって、資金供給を図っていくということは極めて重要でございますので、店頭市場がこれからますます重要な役割を果たしていくものだと思います。

先生御指摘がございました店頭特則市場、これは特にベンチャー企業による資金調達を円滑化するため、一定の要件を充足する企業を対象としたしまして登録基準を大幅に緩和しまして、御指摘のとおり平成七年の七月に開設されたところでございます。

その後、その市場には、昨年の十二月でございますけれども、ベンチャー企業が二社登録を見たところでございます。その間、期間があつたと申しますのは、やはりこういう企業にとってはこういうところに登録してくるにいろいろな準備が必要だということございまして、私もとしましては、今後ますます多様なベンチャー企業をこの市場に登録し、同市場がいろいろな活発に活用されるということが期待できるのではないかと思っております。

この店頭市場、特則市場を含まして店頭市場のあり方につきましては、現在証券取引審議会総合部会におきまして、そのあり方についていろいろ見直しを行っているところでございまして、本年六月にはその結論を得ることになっております。

○香掛哲男君 最後に、産業空洞化に向けた対策をお伺いしたいと思います。

いわゆる産業の空洞化を防止するためには、ベンチャー企業の育成、支援が重要であることは論をまちませんが、一方それだけでは決して十分ではないと思えます。

先般、本委員会が特定産業集積活性化法を審議

した際も空洞化対策の説明を受けましたが、通産省として産業空洞化に対してどのような処方せんを考えておられるのか。その全体像と、それに取組む決意を通産大臣から伺いして終えたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(佐藤二二) 委員御指摘のよう、我が国の経済においては、高コスト構造、また制度的制約、こういうものを背景として、本来であれば国内において比較的優位な立場にある製造業までも海外に進出というか移転する、いわゆる産業空洞化、この懸念が一層高まっていることは御指摘のとおりでございます。

こうした懸念を払拭すべく、我が国経済の中長期的な発展を可能にしようということで、昨年の十二月に政府としては六つの改革の一つに経済構造改革、こういうものを掲げまして、これからの施策の基軸になる「経済構造の改革と創造のためのプログラム」というものを閣議決定したわけでございます。

具体的には、この中で、新規産業を創出する観点からは、個別産業分野ごとのニーズに対応した規制緩和、人材育成、技術開発等の総合的な施策、あるいは新規産業創出にかかわる共通の課題を解決するための資金、人材、技術面の施策という施策を推進していくというのが一つの柱でございます。また国際的に魅力ある事業環境を創出する、こうした点からいえば、高コスト構造は正

のための規制緩和、これは主に物流、エネルギー、情報通信、こういう分野を対象としております。もう一つは、企業と労働に関する諸制度の改革、これは持ち株会社の解禁とか、企業税制の見直し、有料職業紹介事業の見直し等でございます。もう一つは、地域の産業、技能集積の活性化、こうした施策を盛り込んでいくところでございまして、この今お願いしております創造法の着実な実施を図るだけではなく、プログラムに盛り込まれたこうした事項を着実に推進する、こういうことでこの五月の中旬に行動計画というふうな名のもとに今のプログラムをさらに具体化して、

そして経済構造改革を強力に進めていく、こうした考え方でございます。よろしくお願ひいたします。

○香掛哲男君 どうもありがとうございます。

○平田健二君 平成会の平田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。通産省は産業構造転換の中で、ベンチャービジネスの育成ということを政府の施策の中でのようにとらえておられるのか、どういう位置づけなのか、ベンチャー企業をどういうふうに育成しようとおられるのか。

例えば、先ほどもお話がありました八〇年代長期低迷から回復した米国ではその原動力の一つとしてこのベンチャー企業の貢献が大きい、こう言われております。いろいろな資料を見ますと、アメリカに追随していけば何となく日本のベンチャー企業は成功するんじゃないかな、こういう印象を強くするわけですが、まずベンチャー育成ということについて大臣から最初にお伺いしておきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(佐藤二二) 平田委員にお答えいたしますが、このベンチャー企業は、良質な雇用機会、これを提供するということが同時にやはり経済活力の担い手ということで、産業の空洞化の懸念あるいは高齢化の進展による経済活力の低下の懸念、これを払拭する上でその育成は重要な課題だと、こうした認識を持っております。

そこで、当省といたしましては、ベンチャー企業の育成を図るためにこれまで店頭特則市場の創設とかストックオプション制度の導入、技術開発に対する助成制度の拡充等、資金面、人材面、技術面からの総合的な支援を行ってまいったところでございますが、さらにこれに加えて、本法では個人投資家によるベンチャー企業に対する投資リスクを軽減する、いわゆるエンゼル税制というものを創設いたしまして、豊富に存在する民間資金がベンチャー企業に円滑に投入されるよう

資金面での環境の一層の充実を図ろうとして、いるところでございます。

今後は、本法の円滑な運営に努めるとともに、昨年十二月に閣議決定をいたしました「経済構造の革新と創造のためのプログラム」、これの着実な実行を図って、ベンチャー企業を含めた新規産業創出のための環境整備、こういうものを図ってまいる所存でございます。よろしくお願いいたします。

○平田健二君 それでは、具体的にお尋ねをいたします。

個人投資家、エンゼルのベンチャー企業に対する関心度といいますが、こういったものについてちょっとお尋ねをいたしたいんですが、幾ら環境を整えても、いわゆるエンゼルのベンチャーへの関心がなければ支援策は成功するわけはないんですね。そういった意味では、投資家サイドにおけるベンチャー支援の関心度の状況をどういうふうに掌握されているのか、アメリカと状況が違いますので、その辺のところをお尋ねをいたしたい。

それから、中小企業庁では昨年、全国で十三カ所ですか、ベンチャープラザと名づけた起業家と投資家の出会いの場を設けられたということですが、けれども、その参加者の中で個人投資家がどの程度参加されたのか、具体的にお尋ねをいたします。

○政府委員(田島秀雄君) まず、ベンチャー企業に対する個人投資家の関心度という点でございませうけれども、いろいろな数字はございしますが、アメリカの例ですと、ベンチャー企業が必要とされておられる資金の八割ぐらいがいわゆるエンゼルと言われる個人投資家から供給をされておるといふ数字もございしますが、日本ではこの手の数字はございませうけれども、いろいろなアンケート等で見ますとまだまだ大変低い率にとどまっておりますというふうな理解をしてございます。さればこそ、いろいろな努力を私どもも続けていかなければいかぬ、こういうふうな思っておるわけでございます。

御指摘のベンチャープラザでございますが、ベンチャー企業が創業して成長していくという上では、資金、人材、情報、技術等々多くの経営資源が必要であります。概してベンチャー企業といふのはこういった経営資源に乏しい、なかなかこれが入手も難しいというふうなことで、ベンチャー企業とベンチャー企業を支援する方々との出会いの場を設けることが必要ではないかという問題意識で、平成八年の三月にベンチャープラザという試みを東京で実施いたしました。その後全国九ブロック、通産局、地元のいろいろな関係団体の御協力をいただきまして、合計十三回にわたってベンチャープラザという催し物をやつてきた、こういうことでございます。

八年度中の実績で言いますと、ベンチャープラザにおきまして約六百のベンチャー企業の方がプレゼンテーションを行つていただいております。これに對しまして千六百名に上る投資家の積極的な参加が得られるなどかなりの盛況を呈したと理解をいたしております。投資家のベンチャー企業支援の機運もだんだん高まっております。こういうふうな認識をいたしてございします。この千六百名の中で個人投資家がどれぐらいいることは手元にあれがございませうが、そこそこの個人投資家も入つていたというふう聞いております。

今後とも、このベンチャープラザの事業、これを都道府県等にも拡充するといったようなことを通じまして出会いの場を確保することを図りまして、昨年のベンチャー財団とあるいは御審議いただいておりますエンゼル税制の施策とも相まって、ベンチャー企業の創業や発展に寄与してまいりたいと考えてございます。

○平田健二君 それでは次に、現在、我が国でエンゼルといいますが個人投資家の皆さんがベンチャー企業へどれだけ投資をしておるのか掌握されておりますか、お尋ねをいたします。それからまた、今回の法改正で相当多数のエンゼルが投資をしたらえと期待をしておると思

うんですが、どの程度効果があるのか、効果はどの程度と想定されているか、お聞きします。

○政府委員(藤島安之君) 大変難しい御質問をいただきます。

エンゼルというのはベンチャー企業を積極的に育成しようという個人投資家のことでございまして、単にベンチャー企業に対する資金供給を行うだけではない。具体的には、例えばみずから事業経験をする者あるいは技術、経営等に専門的な知識を有する者あるいは一定の資産、収入を有する者。そういったものが想定されるわけであります。アメリカにおきましては、こうしたエンゼルとなる個人投資家に対する税制措置が古くから設けられておりまして、そういったベンチャー企業に対する投資が積極的に行われているという状況でございます。

しかし、残念ながら、日本は今までそういった環境にございませうして、私も実際に今現在エンゼルが日本にどのくらいいるのかというのを掌握しているわけではございません。個人の貯蓄は約千二百兆円と言われておりますけれども、これをエンゼルの形でどうしてベンチャー企業に結びつけていくか、こういうのが大きな課題で、エンゼル税制もその一つの対応策、こういうことでございます。

そして、こういうエンゼル税制をとった場合にどの程度の資金がこのベンチャー企業に誘発されるのか、これもなかなか難しい問題でございしますが、一定の収入以上の人の一％とか、そのぐらいがそちらの方に回ると仮に計算いたしますと、これはあくまでも試算ですが、二百億円程度になるのは期待できるかなと、こういうふうな思われたいでございます。アメリカのエンゼルは約二百億ドルの投資規模と、こういうふうな言われております。

二百億円というのは試算でございませうけれども、これでも初めの金額としては、ベンチャー企業にとっては大変大きな資金源だと、こういうふうな思いますが、いろいろな施策を講じまして、そ

れをできるだけ大きくしてまいりたい、こういうふうな考えております。

○平田健二君 やはり法律を改正するわけですし、新しい試みをするわけですから、数字がないというのは仕方ないかもしれませんが、ある程度はやっぱり数字をつかんだり、この程度は投資を見込めるとか、そういったものがないと、やはり本気でやっておるんだらうかなという気がします。で、もう少し具体的な数字をつかむ必要があるんじゃないかなというふうに思います。

次に移ります。

今回のエンゼル税制の創設というのは、個人投資家のためにつくるんじゃないんですね。ベンチャー企業を育てるための制度ということなんです。そういう意味では、ベンチャー企業にとつてなぜエンゼルが必要なのか、エンゼルじゃないといけないのか、具体的ににお尋ねをいたします。なぜエンゼルじゃないといけないんですか。

○政府委員(藤島安之君) ベンチャー企業の中でも創業期の企業を対象に、今回エンゼル税制を導入することとしたわけではございませうが、創業期の企業につきましては、御案内のように大変創業のリスクが高いわけでございします。したがって、各般の資金面の対策を講じておるわけでございしますけれども、なかなか資金がそちらに回らないという現状にあるわけでございします。

そうした中で、アメリカのベンチャー企業の隆盛の一因として、先ほど御説明申し上げましたエンゼルの存在がある、こういうことがわかってまいったわけでございします。それで、その投資のインセンティブとして税制がある、こういうふうなことからなつておるわけでございまして、アメリカの制度をヨーロッパでもいろいろな国で導入を始めております。日本もそれに合わせましてエンゼル税制を導入し、これがハイリスクのベンチャー企業に對して資金的に回る、こういうことがベンチャー企業の創出のために必要だと、こうした観点から今回エンゼル税制を導入することとした、こういう次第でございします。

○平田健二君 多分お答えはそうなると思うんですが、ベンチャー企業を育成するためにはどうして個人投資家じゃないといけないのかなという疑問なんです。

（委員長退席、理事香掛哲男君着席）

もう一度、済みません。

○政府委員（藤島安之君） いろいろな面でベンチャー企業に対する資金的な措置が講じられておるわけでございますが、今般、エンゼルについて、個人投資家についてそうした制度を設けることにしたわけでございます。

そのほか、年金基金がこうしたベンチャー企業に流れるように、未公開・未上場企業に対しても、その合同運用を解禁するといったような措置がとられておりますし、先ほど御質問のございましたベンチャー財団もそうした資金の流れる仕組みの一つでございます。

各般の政策を講ずる中の一つだと、こういうふうにお考えいただければと思います。

○平田健二君 私は、個人投資家だけではなくて、ベンチャーキャピタル、いわゆる創業期の資金誘導というところで、必要性はよくわかるんですが、けれども、今の日本の社会の実情からしますと、ベンチャーに資金を送り込むためには、個人だけじゃなくて、やはり今申されましたように、ベンチャーキャピタル税制も必要です。通産省の平成九年度の税制要求にも、エンゼル税制と並んでベンチャーキャピタル税制も要求したようですが、その内容と大蔵省との協議の結論、そして今後の方針についてお聞きします。資金が流れやすいような方向で大蔵省と検討しておると思いますが、具体的にお尋ねします。

○政府委員（田島秀雄君） 今回の措置は、個人投資家から創業期の企業に出資が行われやすくなるようにということでございますけれども、豊富な民間資金が市場等々を通じて円滑に創業期のベンチャー企業に供給をされるということが望ましくもあり、必要であるというふうに認識をいたしてございます。

（理事香掛哲男君退席、委員長着席）
この観点から、昨年、ベンチャーキャピタルからベンチャー企業への投資促進策をいたしまして、昨年は所得控除の制度でしたか、税額控除の制度でしたか、そういったベンチャーキャピタルの投資リスクを軽減するといった税制措置を税務当局に御要望申し上げた次第でございます。

税務当局といろいろな協議がございまして、その結果、ベンチャー企業への投資促進施策の重要性については理解が得られたわけでございますけれども、どういう仕組みで措置を構築するのかといったような点についてはなお検討の必要があるんではないか、こういうことになったところでございます。

このため、現在、私どもにおきまして、関係業界あるいは学識経験者の皆様方の御意見をお聞きしながら、関係省庁とも連携をとりつつ、投資事業組合というものに着目をして、投資事業組合のあり方、それからベンチャーキャピタルの株式消却の方法といったような点について、いろいろな点からの検討をいたしておるところでございます。検討結果を踏まえて、またどういう措置が講じられるのか、最善の努力をいたしてまいりたいと思っております。

○平田健二君 次に、エンゼル税制の対象となる定義について、先ほどもちよつと御質問があったんですが、七条の二ですね。エンゼル税制の対象となる法案七条の二ですけれども、これは通産省令で定めることになっていて、この部分は本来なら法案の骨子の部分でありますから、法令だろうと省令だろうとやはり明確にすべきだということに思ふんですね。審議するわけですから、最初から明確にする必要があるんじゃないかと思ふます。

一定の要件を満たすもの、もうこれだけなんです。一定の要件を満たすものとはどういうことだとお尋ねをしたら、例えば同族会社ではない、株式会社だ、大企業の子会社ではないこと、こういったいろんなことがあります。例えば同族会社

ではないといったっていろんな同族会社がありますし、じゃ、どういふ同族会社はだめなんですか。大企業の子会社といつても、どういふ大企業のどういふ子会社ならいいんですか、だめなんですか。こういったことをやはりきちっと最初に明確にしておかないか。議論にならないというふうに思いますが、明確にしたいだきたいと思ひます。

○政府委員（田島秀雄君） この法律案に基づきますエンゼル税制の対象としては、創業期の研究開発等を一生懸命やっていたおる企業でありまして、積極的に外部から投資を受けて行ふ必要があるというような中小企業を対象にすることとしてございます。

先生御指摘の対象の企業でございますけれども、具体的には新商品の開発等に積極的に取り組むながら、創業間もないために信用力が乏しいといった中小企業を支援対象と想定しまして、その趣旨は法律に、創業後五年以内あるいは研究開発のウェート三割以上といったようなことで定め、さらにや技術的にわたります部分につきましては、省令におきまして、大規模法人の子会社ではないこと、あるいは同族会社ではないこと、未上場・未登録企業であることといったようなことを定めさせていただくことにいたしてござい

ます。省令の内容、それ以上の省令の具体的な内容のお尋ねかと思ひますけれども、法律が御審議を賜っている段階で省令の具体的な案はまだないわけでございますけれども、法律の成立をいただきまして、例えは同族会社とか同族会社といつたような概念につきましては、税法等でそれなりの実績、規定例もございまして、そういったことを踏まえてこの税制措置の対象としてふさわしい内容にいたしたい、こういうふうに思っております。

○平田健二君 言わんとするところは理解できるんですが、やはり議論をする段階できつちりとし

たそういったものが明らかにならないと、私どもどうやって議論をしていいかわからないという部分もございまして、そういったことでひとつ御理解いただきたいと思ひます。

次に、先ほどもちよつと御質問があったように、倒産した場合はキャピタルロスで計上できるわけですね。ところが、いつまでも上場できない場合にはキャピタルロスとしては認められないんです。仮の話ですが、大変大きな資金を持っておるエンゼルが複数のベンチャーの株主となっている場合、いつまでも上場の見込みがない、これは譲渡しても余り価値がないぞというやうなベンチャーに対して、ほかのところを得たいやうなキャピタルゲインの相殺のためにベンチャーをぶすと、こういったことが想定できませんか。お尋ねいたします。

○政府委員（藤島安之君） 今お話がございましたように、エンゼル税制は、個人が特定中小企業者に対して投資を行った場合に譲渡損失が出た、そういう場合に免税措置になる、そのほかにも会社の解散などの損失についても、損失が生じた年度におけるほかのキャピタルゲインとの損益通算に加えて、その翌年度三年度にわたって通算できる、こういうことでその損失を繰り越せる、したがってまして損失のときを選べるやうな制度になつてゐるわけでございます。したがって、そういうその時期を悪用するんではないかと、こういう御質問かと思ひます。

大変難しい御質問をいただいたと思ひますけれども、商法上の解散事由でございまして、いろいろございまして、存立時期の満了とか、総社員の同意とか、会社の合併、それから会社の破産とか、解散を命ずる裁判とか、そういった一連の手続があったときに解散と、こういうことになるわけでございまして。半分以上エンゼルが株主である、そういうような場合にはおっしゃるやうな事態は起こるかと思ひますけれども、それは自分の会社と、そういうふうになるわけでございまして、一

般の場合ですと、エンゼルというのは一株主の立場になっておりますので、こうした解散を自分で左右できるというのはなかなか難しいんじゃないか、こういうふうなふうに思われるかもしれません。

しかし、御指摘のような悪用がないかどうか、我々はそのようないんじやないか、考えるにいいと思っておりますけれども、注意してまいりたい、こういうふうな考えております。

○平田健二君 次に、情報公開といいますが、ベンチャー側がきちっとしたやはり情報を提供するということについてお尋ねをいたします。

ベンチャー側の情報がきちっと正確で公正でなければ投資のしようがないわけですね。また、誤った情報といいますが、そういったものを市場に流して投資をさせるというようなことはいらないと思いますが、ある程度公正を期さなきゃなりませんし、そういったことでは法案の第七条で国が診断と指導を行うとありますが、具体的にどのようなふうに行うんでしょうか。

○政府委員(田島秀雄君) ベンチャー企業が個人投資家からの投資を期待される以上、今度はベンチャー企業の方からも投資家に対して経営状況でございまして、あるいはどのようなことに取り組もうとされておられるのかといった的確な情報を流すことが必要であると考えております。特に、不確定要素も多い、リスクも伴うというようなことでございまして、なおさらに十分にそういったことを投資家に理解をしていただいた上で投資を受けるということがその後のトラブルを回避するといったようなこと等々から大事であると思っております。ただ、現時点ではベンチャー企業、もちろん未上場、未公開でもございまして、情報提供というのは必ずしも十分でない上に、どういった情報を提供したらいいのかということには必ずしもわからないといったような御指摘も賜っております。

このため、私どもといたしましては、投資家が御判断をされる上に通常どんな情報が必要となるんだらうか、どんな形態で提供されたら望ましい

んだらうかといったようなことを公認会計士でありますとかコンサルタントでございしますとか等々、あるいは企業経営者の方といったようなお知恵も拝借をして、わかりやすいマニュアルといったような形にまとめて、これをベンチャー企業の方々に普及をさせていただいたかかと、そういったことを想定しておるといったことでございします。

また、これに加えてベンチャープラザ等々の場におきまして、ベンチャー企業とそれをいろんな形で支援をしてくださる方々との出会いの場といったような機会を提供することにも一生懸命努力をまいりたいと考えております。

○平田健二君 ぜひ徹底していただきたいと思うんです。

多分ベンチャープラザの中のインターネットの紹介だったでしょうが、企業名、社長名、住所、よくて百字程度の事業案内、こういったものですね。これではどうも投資の判断なんかできませんね。もっとしっかりした情報をきちっと提供できるようにぜひひとつ指導をお願いしたいと思っております。

次に、エンゼルの保護あるいはPR、こういったものについてお尋ねいたします。

今回の改正では個人投資家をたくさん募る、あるいは個人投資家というよりも年取一千万程度の皆さんの普通の方にもエンゼルになっていただきたい、こういった思惑もあると思いますが、しかし先ほどからお話がありますように、非常にこのベンチャー企業というのはハイリスク・ハイリターンなんですね。ですから、相当危険を伴いますよということもやはりしっかりPRをしていかなきゃならぬ。先ほどお話をしましたが、通産省がお墨付きのベンチャー企業だから投資したから倒産しなかったというふうなことになるって、国は何をやっているんだというふうにならないように、ぜひそういった面のPRも必要だと思っておりますが、どういふふうな工夫されているのか、しているのか、お尋ねいたします。

○政府委員(藤島安之君) ベンチャー企業のリスク性につきましては、個別企業の場合は先ほど田島計画部長から御答弁させていただいたとおり、中小企業庁でいろんな施策を講じていく、こういうことでございします。

ベンチャー企業のためのディスクロージャーマニュアルをつくりましてこれを企業家にも示し、あるいはベンチャー企業にも情報開示を促していく、そういったことが行われておりますし、それからベンチャープラザでもそういったことを積極的に広報していく、こういうことでございします。

そのほかエンゼル税制一般につきまして、いろいろ税制の内容やベンチャー企業投資の有するリスク性について正確に国民に知らせる、こういうこととであらうかと思いますが、パンフレットの作成をしたりそれを配ったり、あるいはインターネットを通じてのPR等、いろいろ今後工夫してまいりたい、こういうふうな考えております。

○平田健二君 次に、マッチングシステム、今まで、昨年度は通産省で十三カ所ベンチャープラザを開催してきたということですが、今年度からはそれぞれの都道府県に一任をする、こういうふうになるというふう聞いております。いろんな資料を見ますと、やはりそれぞれ都道府県の取り組みに濃淡があるんですね。非常によく取り組んでおるところと余り関心のない県とがあるようにして、ぜひひとつ国の方でフォローしていただきたいと思っておりますが、どのような計画があるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(田島秀雄君) ベンチャー企業とその支援者の出会いの場といったようなものにつきましては、やはり両方の方から利用しやすい形態で設けられるということが大事だと思います。このため、私どもとしましては、これまで地域ブロック単位で開催をしてきましたベンチャープラザ事業を東京でやり、それから各通産局単位でブロックごとにやるということとでございましたけれども、今年度からは都道府県で開催するものにも拡大をすべく、新たな予算措置も計上しております。

るところでございします。

都道府県単位の開催につきましては、各自治体の創意工夫等によりまして、地元の市町村、大学、その他いろんな関係する諸機関などと連携をされて開催されることを期待しておりますところでございします。都道府県ごとにいろんな濃淡があるという御指摘でございましたけれども、極力私どもとしましては都道府県のそういった意欲というのを喚起してまいりたい、こういうふうな思っています。

また、既にベンチャープラザのホームページを立ち上げて、ベンチャー企業の情報の発信を開始しているところでもございしますけれども、各地で行われますベンチャープラザに関する情報を集約して、だれでもいつでもアクセスできるような体制を今年度は整えたいというふうにも考えてございまして、こういったことを通じて出会いの場の常設化といえましょうか日常化といえましょうか、そういったことの補助にまいりたいと考えております。

○平田健二君 昨年の法改正でベンチャー財団を各県ごとに設立するようになっておりますけれども、その設立状況についてお尋ねをいたします。各都道府県ごとにどういふふうになっているのか。それから、昨年一年間のベンチャー財団が行った融資の予定額と実績、実行率をお伺いいたします。

○政府委員(田島秀雄君) 中小企業創造活動促進法は、十分御案内のことと存じますけれども、中小企業の創業、研究開発を支援するというためにつくられた法律でございまして、研究開発のための計画を承認して助成をする制度というのに加えて、さらに昨年はベンチャー財団の制度を追加したわけでございします。現在までに四十一の都道府県で設立をされてきてございします。

これらのベンチャー財団による投資の実績は、まだ大変浅いと思っております。一年とちょっとというところでございしますけれども、百四十二件、投資実績で七十二億円、こういうふうになってござい

いまして、私どもの心づもりで想定をいたしておりましたところと比べますと、この七十二億円という実績は大体半分くらいということでございます。一年ということでは大変頑張ったのだいたなというところもございまして、なかなかこの県の財団にとりまして新しい事業でございまして、審査もどういふ企業を取り上げて投資をするのかということが試行錯誤的なプロセスでもございまして、これからだんだんと着実に進んでいくんじゃないかと期待申し上げているところでございます。かたがた、各ベンチャー財団の実際の一線の現場に携わっておられます職員の方にてきただけほかの財団の経験等も踏まえて勉強していただくといふことも、経験を積んでいただくといふことも、そういったことの方を設けるような努力もいたしておるところでございます。

○平田健二君 先ほどアメリカの例がありましたように、やはりアメリカもそうだけれども、企業年金からのベンチャーへの資金の流入ですか、こういったものが大変大きいんですね。日本では今後どのようなふうに見込まれておられるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(藤島安之君) 今アメリカのお話がございますけれども、日本でもこの四月から企業年金の信託銀行を通じて合同口の運用対象といたしまして未登録、未上場の株式が追加され、解禁されたところがございます。

どの程度投資されるかは、年金資金の運用委託者である年金基金等の判断に基づくものでございまして、なかなか見込みを持つのは難しいかと思っております。アメリカのお話でございますけれども、アメリカの例を参考に単純な試算を行ってみますと、今回規制が緩和された信託銀行の合同口の金額は約二十七・四兆円でございます。アメリカの年金基金のベンチャー投資の割合が一・二％、これを掛け算いたしますと三千二百八十八億円、こういうことでございまして、アメリカ並みになりますとすれば三千億程度かなと、あえてこういう試算をさせていただきますわけでございます。

けれども、この三千億というのは、日本のベンチャーキャピタルあるいは投資事業組合がベンチャー企業に投資している現在の残高は八千二百五十八億円ということでございまして、約四割ぐらいいというところで、大変大きな金額になるわけでございます。

こうした金額になるためには、やはりベンチャー企業の情報開示とかいろいろな形で環境整備が必要と考えておりまして、こうした年金の運用の解禁に伴いベンチャー企業にお金がうまく流れるような環境整備を一生懸命頑張っております。い、こういうふうなことを考えております。

○平田健二君 法案とは多少外れますが、大臣にお尋ねをいたします。

先日、新聞報道によりまして、自民党の特殊法人改革案に通産省も合意したということで、繊維産業構造改善事業協会の廃止が対象となっているという報道がされました。協議の経過について全く私どもとしては納得ができません。通産省としてどういう方針を考えているのか、まずお尋ねをいたします。

○国務大臣(佐藤信二君) 橋本内閣は行政改革、これが最大の課題ということで、橋本内閣が誕生して一躍そのことをうたっていることは御案内のとおりでございます。そういうことで、この問題が現内閣の最重要課題だと、こうした認識のもとにこうした決定というものを了承したところでございます。

しかし、こうした事業協会の廃止ということによって繊維産業、繊維行政というものを今後どうするか、これが大事だと、こういうふうなことでございまして、やはり必要な事業に関しましては中小企業事業団へ移管する、こういうことで一般の中小企業対策と一体的に実施をしよう、こういうことでございまして。

○平田健二君 この協会の廃止ということとは、繊維産業構造改善臨時措置法も更新しない、こういうことですか。そうしますと、今大臣からお話がありました、その後は中小企業事業団で

対応していこうというのですが、融資とか債務保証とかいうことでいいんですが、それだけじゃないんですね。ですから協会というのが設立されたわけございまして、繊維は、前から言いました川上から川下、流通段階まで一貫した対策が必要でございまして、一昨年でしたか、クイックレスポンスの対応やいろいろな施策が必要でございまして、余りにも議論が過ぎ過ぎる。やっぱり繊維業界も余りにも唐突な提案だったというふうな受けとめておるようですが、いかがでしようか。余りにも一方的過ぎないかということですが、けれども、いかがでしようか。

○国務大臣(佐藤信二君) 今、委員御指摘のように、繊維産業構造改善臨時措置法、いわゆる繊維法というのが平成十一年六月の末でもって期限切れになるというのを踏まえまして、これからいよいよ国際的な競争時代において繊維政策全体をどういふふうに考えればいいのか、そのあり方の見直し作業、これにやはり入らなければいけないだろう、こう思うんです。今申したように、この事業協会というものの根拠法があくまでも繊維法というものであった以上、この期限が切れるということに合わせた検討するのが当然だろう、かように実は思っているわけでございます。

そういうことで、我々の方としては、今も申したように繊維政策全体のあり方、私自身も就任してからそれなりに以前からも勉強しておりましたが、タッチして、聞いてみると、今御指摘のようになかなか複雑怪奇というが、川上、川中、川下、その中において特に重視しなきゃいけないのは、大企業と中小企業とのつながりというものが非常に私は複雑なような気がしております。

そういうことでございまして、こういうことを踏まえ、国の方針である特殊法人としての事業協会、一応この廃止という方針と同時に、今申したように、この繊維法が切れる平成十一年六月というものを指して、これからの繊維行政のあり方全般というものを皆様方と相談をしながら、これから繊維産業というものが大競争時代において

生き残れる、また活力が見出せるようにしたい、こうした考え方でございます。

○平田健二君 大臣の御発言では、夏前に改革に着手するということに発言をされておられるようですが、ぜひひとつ要望しておきたいのは、関係業界の皆さんの意見をよく聞いて方針を策定してほしい、要望しておきたいと思っております。

○国務大臣(佐藤信二君) 今御指摘のように、平成十一年というものを考えると、やはりことしの六月ぐらいいまでに着手して、そして平成十年度の概算要求、それでその次の年と、こういうふうな持っていきということでございまして。今委員御指摘のように、私が申すようにやはりこれは非常に大きな問題でございまして、まず関係業界、そしていよいよ地域性も非常にこれはあるものでございまして、地域の人の御意見、こういうものをやはり総合的にお聞きし、そして新しい施策を講じていきたい、かように考えております。

○平田健二君 次に、基盤技術研究促進センターの件についてお尋ねをいたします。

昭和六十年に設立されました基盤技術研究促進センターというのがございまして、その組織の設立経過と概要、そして今日までの事業内容と収支についてお尋ねをいたします。

○政府委員(佐藤壯郎君) お尋ねの基盤技術研究促進センターにつきましては、NITTの政府保有義務株、これの配当益等を原資といたしまして産業投資特別会計から出融資を受けて、基盤技術の研究開発の促進のために民間に対する出融資等の事業を行っているところでございます。

実績といたしましては、昭和六十年の設立以来、出資については平成七年度までに百三件、出資総額二千二百億円でございまして、それから、融資につきましては、平成七年度までに三百二十四件、融資総額四百二十二億円でございまして。

また、新規事業の創出に資する研究開発への支援の昨今の必要性を踏まえまして、平成九年度からは中小・中堅企業の行う研究開発を対象にいたしました新たな出融資制度を創設しております。

○平田健二君 今お話がありました、今日までの投資が約二千億円、その見返りの特許収入が十七億円ということですね。

二十一日、マスコミに「政府資金二千二百億円回収困難 新年度も約二百億円投入 投資の仕組みに無理」と見出しで報じられたわけですが、この問題は国会でもちよつと議論になりました。いろいろと言ひ分はあるでしょうけれども、やっぱり国民はこれはむだ遣いと思つております。

大臣、このことについてどういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(佐藤二君) この基盤センターの出資事業、これまでに三千件を超える特許、これを出願しております。私たちの方はこれで着実に研究成果が出ている、こうした認識でございます。

しかしながら、今御指摘のように、出資事業の対象になる技術というものは基礎研究を含む基盤技術であり、また研究終了後まだ間もないプロジェクトが多い、こういうことで、その実用化というものは時間がかかるものだと、こういうふうにご認識しております。

現在、研究成果を活用した製品も徐々にあらわれ始めておりまして、民間における実用化に向けた研究の進展に伴つて収益が増加するもの、こういうふうにご期待しております。

通商産業省といたしましては、今後ともこうした基盤センター事業の収益性の向上というものに努めて、そして民間の研究開発を効果的に促進してまいり、こうした考え方でございます。

○平田健二君 この研究センターはことしから新しい施策としてベンチャー支援に乗り出す、こういうことなのですが、そしてまた直接投資をする、中小企業庁と別々に進められておるようですね。ベンチャー支援の内容を、センターと中小企業庁との整合性というものについてお伺いをいたします。

○政府委員(佐藤二君) 基盤センターにおきまして新たな制度は、新規産業の創造のための民間研

究開発の促進を目的としておりまして、中小企業のみならず中堅企業も支援の対象としております。それから、出融資の対象といたしましては、先端的かつ波及効果の大きな研究開発に着目しているものでございます。

一方、今回御審議いただいております中小創造法におきましては、創業期の中小企業及び新規事業に取り組み中小企業の活動を研究開発のみならず、その成果の利用と需要の開拓までを含めて補助金、税制などにより総合的に支援していくものと承知しております。

したがしまして、両制度はその政策目的を異にしますけれども、これらの両施策をそれぞれ適切に運用することによりまして我が国のベンチャー企業の支援に努めてまいりたい、こういうふうにご考えております。

○平田健二君 お話としてはわかりますけれども、やっぱりわかりづらいんですね。確かに、中小のベンチャーには中小企業庁、今おっしゃられるのは中小企業じゃない大企業といいますが、あるいは先端技術といいますが、そういったベンチャーにはセンターがある。私はやっぱりちよつと国民にわかりづらい感じが、印象を強く受けております。だからどういふこととではございませんが、ひとつ一考を要するんじゃないでしょうか。

このセンターができたのは、一九八五年、確かに当時の日本はアメリカに比べて基礎研究が足りないというふうに声高に言われておったような気がいたします。実際に、八五年当時、我が国の基礎研究の費用、官民合せて一兆三百億円程度、これが九五年には約二兆円、およそ倍近くになっておるわけですね。その後、科学技術基本法ができたこともあって、基礎研究をめぐる状況は一変しておるわけですね。毎年確実に二百六十億円が入っている組織です。今日の通産行政の課題からすると、ベンチャー支援に大きく軸足を移した方がいいんじゃないかという気がいたします。

ベンチャー財団の昨年の融資総額は七十二億円、基礎研究には二百六十億円。大きな金額、多いとは言えないということもありませんが、大きい額ですね。ベンチャーには二百六十億円、二百六十億円という金額はベンチャー支援には大変大きな金額なんですよ。この二百六十億円がベンチャー支援に向かえば、大きな成果が期待できると思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤二君) 今、先生御指摘のように、確かにこの数年、おかげさまで基礎研究を中心に研究環境、大変いい方に向かつております。

したがしまして、先ほど御説明申し上げましたように、基盤センターにおきましては、平成九年度から中小・中堅の研究開発型企業の事業化を目指す研究活動を対象とした新たな出融資制度をつくったわけでございます。

当省といたしましては、今後もこうした時代の要請を十分に踏まえまして、基盤センター制度を運用することによりまして、いわゆるベンチャー企業を含めた民間の研究開発をより効果的に促進してまいりたい、こういうふうにご思つております。

○平田健二君 終わります。ありがとうございました。

○委員長(木宮和彦君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後二時二分開会
○委員長(木宮和彦君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○梶原敬義君 産業の空洞化に対して我が国の産業を活力あるものにするためには、新たな事業を次々に起こしていくことが必要であるということ

は言うまでもないのでありまして、通産省がこの創造的中小企業の活性化に取り組みという本法案についてはもちろん賛成であります。

私は、今ずっと審議を聞いておりまして第一に感想を持ったことは、通産省、中小企業庁の意欲は非常にあると買つておるものであります。ただ、これは無から有を生ずるような話でありまして、こういう投資家の土壌がないところにこれをつくるというんですから、そういう点では少し現実離れをしているといひますが、大丈夫かな、こういう印象をまず持ちました。

私は、さっき話が出ました基盤技術研究円滑化法の審議、昭和六十年でしたか、ずっと皆さんが出してききました法案の審議にほとんど携わってききましたけれども、第一感、これはうまいくらいにかいかなぬというの、我々の感覚であるわけですね。やっぱりそういう意味では、この法律を実行する過程の中では、よほどやり方をうまくやらないと、これは絵にかいたもちになつてしまふんじゃないかな、このように思ひました。

このみそといひますかポイントになるのは、一つはベンチャーブラザ事業のやり方ですね。これは、これまでの報告をいただいておりますが、これをやるなら本格的に若干通産省が前に出て、いろいろ批判があつても前面に出てやる必要があるんじゃないか。そこで機運が盛り上がりつてこなきや、幾ら若干の税制の措置をしたとしても、これは大した税制の措置じゃありませんから、そう簡単にはいかなんじやないか。熱い思いで、やはりこういう法案を提出してやるという以上は通産省の取り組みを期待したいんですが、大臣、決意を聞かせてください。

○国務大臣(佐藤二君) 今おっしゃることもなるほどなと思うと通産大臣としては務まりませんので申し上げますが、今御指摘のように、この発想というものは、これからの経済の空洞化、こういうことを考えた場合に、どうしても新規産業、そのときに中小企業の方々に頼らざるを得ない。やはり将来を明るいものにしていかぬといけな

い。
御存じのように、企業を起すという場合には、資金と技術と人材、これが三要素だと思ふんです。そのうちにおいて、貴重な技術は持っている、いわゆる人材的、またその経営者が人物的にはしっかりしている、いかにせん金がない。こういうことで、今おっしゃる通りに、まさに国を挙げてやるべきことだと思ふんですが、しかし現実問題としては、こうしたベンチャー財団にしろ、やはり国からの出資ということになると、今のような財政状況だと。ほかのことでよく言われるように民間活力、こんなことを言うように民間の方が金を持っている。こういうところから、何とかこうした新しい企業、産業を起す人たちに對して支援するのを官民一体となつてしなきゃいけないだろうということからいって、まずこうしたベンチャーというものを對して、その持つておる性格、そういうものを一般の方々にも知つてもらうというのが私は今度の法律として一番大きい意味だろうと思ふんです。

そういうことによつて、そういうふうな時代が變つて、少しでも自分が持つてゐる金を有意義に使つてもらうということでもって出資してもらう、金を出してもらふ。しかし、その場合にもやはり非常にリスクが伴うわけですから、それを少しでも行政をして助ける方法はないだろうか、こういうふうなことでこの法律を出したというところでございまして、今委員御指摘のように、我々としてはない知恵を絞つたというふうにお考え願ひたいと思つております。

○梶原敬義君 ベンチャープラザ事業というのは、少し資料をいただきましたが、概略先ほど皆さんからもずつとお話がありましたマッチングコーナー、アドバイザーコーナー、啓蒙施策普及コーナーとか、そういうものを設けてやつて、たくさん集まるという、これはおもしろい取り組みだと思ひますが、その中から生まれた成果、その実感といふ感じが感觸といふ感じが、そういうものがあれば教えてください。

○政府委員(田島秀雄君) いわゆる出会いの場というところで平成八年の三月に東京でやりまして以来、各通産局管内ブロックで実施をしておるわけですが、ございまして、これで合計累積で十四回にわたります。こういったベンチャープラザにおきましては、延べで言いますと六百社のベンチャー企業が御自分の企業の構想、展望を述べられて、千六百名の投資家の卵といひますか、投資の意欲を持つておられる方の参加が得られたわけでありまして。

まだそんなに年を重ねておるわけではございせんけれども、具体的な成果としましては、平成八年三月のベンチャープラザについてフォローアップをいたしておりますが、その場でプレゼンテーションに参加した三十社のうち、約半数の企業が投資または融資を受けたということになつております。また、六割の企業が、初めての試みだったこともありまして、うけれども、マスコミ等に取り上げられていろいろ信用が増したというふうなことを指摘されているなど、私もどが期待をしていた以上の成果が出たんじゃないかと思つております。

私も、先日早稲田大学で行われましたベンチャープラザ、ちよつと拝見をしに参りましたけれども、その節、ある社長さんにお会いをいたしました。これは一つだけの具体例で恐縮でございますけれども、神奈川県で金属の加工・溶接技術を生業をやつておられる小さい企業でございまして、従業員数が十八名という企業でございまして、第一回のベンチャープラザに参加をいたしました結果、ベンチャーキャピタル二社から一億円ずつの出資を得られました、それから自治体からも七千万円の債務保証が得られたといううなことで、その上に大手新聞に十数回記事に書いていただいたといううなことで、大変に喜んでおりました。さらに、何とシリコンバレーの企業やスウェーデンの企業からも問い合わせがあったりなんかしておるのだとございまして、こ

ういった話は大変私としては心強く、うれしうと思う次第でございまして、引き続きフォローアップを続けるかたがた内容の改善や、それから今年度から都道府県のプロジェクトにも御支援を申し上げることにいたしておりますが、そういったことでベンチャー企業者と支援者の方の利用しやすいものになるように努力をしていきたい、こういうふうな存じております。

○梶原敬義君 出資を受けたという、その出資をした人は天使さんですか、それともベンチャーキャピタル、要するにそういう財団ですか、それとも個人から。

○政府委員(田島秀雄君) 今申し上げました例ですと、ベンチャーキャピタルでございまして。

それから、私先ほど一億ずつと申し上げましたが、合計二社で一億でございまして。失礼いたしました。

○梶原敬義君 法案の意図しているところは、アメリカの例になつてエンゼルが登場することを究極の焦点に當てておりますが、十四回やりましたプラザ事業の中でそういう個人の投資家、そういう人の参加というのは大体どういうぐあいなんですか。その感觸はあるんですか。

○政府委員(田島秀雄君) 先ほど、私三月の早稲田のベンチャープラザにお邪魔をしたと申し上げましたが、その早稲田のプラザでは三百名を超えする投資家に御参加をいただいたわけでありまして、そのうち個人の投資家が約六十名、二割ぐらひは個人の方だというふうな承知をいたしております。

○梶原敬義君 この個人の投資家をふやしたいんでしよう、エンゼルというのか何か知らぬけれども、アメリカにそんなにエンゼル様がおるならば、アメリカの彼らも投資をすることは可能でしよう。その辺はどうなんですかね。

○政府委員(藤島安之君) エンゼルというのは、アメリカにおきましてベンチャー企業を積極的に育成しようという個人投資家のことでございまして、起業家から見ると天使のように見える、そう

いうことでそう呼ばれていると聞いております。

このエンゼルというのは、アメリカではベンチャー企業にとっては最大の資金供給源になっているわけでございます。数で申しまして、大体百万人ぐらゐるんではなからうかと言われております。年間収入が千五百万円以上の方が六十万人、こういうことでございまして。日本では千五百万円以上の年収がある方は六十万人、そういう一応の数字がございまして。その六十万人の方がエンゼルになつてほしい、こういうふうな私ども願つておるわけでございますが、そのためにはこういう税制の整備のほか、いろんな意味での環境整備が必要であると考えております。

アメリカのエンゼルが日本に投資をするようなことを考えたかどうかというお話でございまして、そういうのはやはり証券市場の透明性を高めるとか、あるいは日本のベンチャー企業の情報開示を十分にしていって、そういったような意味での環境整備が必要であると考えております。そういった面で充実していけばアメリカのエンゼルも日本に投資していただけるようになる、そういうことにしていきたい、そういうふうな考えております。

○梶原敬義君 それから、先ほど査察委員の方からもお話がありましたように、五年というのちよつと短過ぎるんじゃないかと思ふんです。

例えば、中小企業でうだつが上がらぬで、厳しい線を越えていたけれども、考え抜いた末に新しい方向に着手して、研究を始めて事業化をしていくという場合もよくあるんですね。事業開始後何年というのはどういう意味ですか。新しい事業でしようか、それとも会社経営そのものを始めて何年と、どちらにウェイトを置きますか。

○政府委員(田島秀雄君) 今回のエンゼル税制にかかわります対象企業は創業期の中小企業ということで、会社を設立してから五年以内の企業であつて、ほかの要件も多少ございまして、けれども、そういうものを対象にいたしております。この趣旨は、創業期の企業につきましてはまだ

高く、商品、サービスあるいは経営システムに独創性のある企業のことを指していると言われています。こうした企業が新しい産業の担い手であり、日本の経済を牽引していくものだと、そういうふうに期待されているということでございます。

中小企業創造法では、対象の企業を創業から五年以内の製造業等一定の企業者、あるいは試験研究費の売上高に占める比率が三%以上の者等々の定義がございまして、一応ベンチャー企業の範囲の確定に努力はしているわけでございますけれども、具体的にこれといった範囲はございませんので、統計は残念ながら明らかでないということでございます。

全体の数字を開業で見るとどうだと、こういうお話がございましたが、最近では開業率が四・六%、一方廃業率が四・七%、これは一九九四年の数字でございますが、開業率が逆転している。こういう状況は御案内のとおりであります。アメリカは逆でございまして、開業率が三・六%、廃業率が一・六%、こういうふうになっております。そういうふうな全体で見ますと、我が国の事業を起す起業状況というのはまだまだ活性化していないという状況にあるかと思っております。どのくらいの数をイメージしているのかというふうに言われますと、なかなか難しいんですけども、ある研究所のデータで見ますと、中堅企業、株式会社約百万社を見ますと、七%以上成長している企業はどうかと見ますと、いわゆる元気印の中堅・中小企業ということになりまして、それが全体の二・三%ということでは二万三千社、こういうデータもございまして、これでは全体から見ますとまだまだ十分でございまして、したがって、きょう御議論いただいておりますようなエンゼル税制も含めていろいろな意味でのベンチャー企業の振興のための環境整備に努めてまいりたい、こういうふうな考えております。

○前川忠夫君　そこで私は、ここ数年、いわゆるバブルが崩壊をした後の中小企業の金融の問題について、特に中小の場合には、先ほど梶原先生からも御指摘がありました、なかなか金融、資金繰りが必ずしも十分にいかないという、経営上大変だというふうな言われているわけですが、最近の中小企業における資金調達、その中でもいわゆる政府系の公的な金融機関とそれから民間の場合の状況がどうなっているのか。政府系の金融機関につきましては、いわゆる五%を超える部分についての借りかえといいますが、これについてさまざまな手だてをとっていただいて、まだ継続中ではございますか、こういう状況が最近どうなっているのか、その点を含めてもしわかりましたらお伝えいただければと思います。

○政府委員(田島秀雄君)　中小企業の資金調達でございまして、例えば設備資金の数字を、手元には設備資金しかございせんけれども、やはり内部資金等が三割程度で七割ぐらいは借入金に依存をしておるというような状況になってございます。

中小企業の資金繰りは、昨今、例えば直近の三月の日銀短観等で見まして、衆だという企業から苦しいという企業数を引いた資金繰りのDIで見ますとマイナス七というふうなことで低減をいたしております。大企業がプラスということになっておるのに比べて依然として厳しい状況が続いておるというふうな認識をいたしております。

借入金全体、先ほど設備資金では七割と申し上げましたけれども、政府系のウエートは中小企業の資金調達の全体の中で中小企業金融公庫や国民金融公庫や商工中金合わせまして大体八%程度というところで、全体の景気が回復基調にあるとはいながら、中小企業の設備投資がまだ一歩二歩おくれしております。そのあたりで資金需要は低迷をしておるという状況になっておるか、大きな動きを見せないという状況になっておるか、承知をいたしております。

○前川忠夫君　確かに、これから業を起そうという場合、なかなか民間の金融機関が、先ほどからのお話のように、十分な担保があるわけでもない、あるいはもとと業を起こしていたわけじゃない、あるいはもとと信用もない、金を貸すというところではなかなかないわけですよね。そこで、今の法律でも議論をしておりますようなベンチャーに対する民間の支援、なかなか個人の投資家を呼び込むというところなんだろうと思うんです。

そこで、私は、日本とアメリカの場合、特にアメリカの場合にはいわゆるエンゼルというものがかなりもう定着をしまして厚いといいますが、こういうことは常々報告を聞いたりあるいはニュース等で見ておるんです。ただ、これが日本に本当に定着をするのかという点については実は甚だ懐疑的でありまして、調査室の方でもいろいろ資料をつくっていただいているんですが、例えばアメリカのエンゼルの場合の資産、個人の持っている資産ですとかあるいは収入ですとかさまざまな条件を見ていまして、果たして日本でこういう資産とすると、例えばアメリカの場合には住宅を除いても大体一億円ぐらい持っているんじゃないかというふうな言われているんですが、日本の場合にか果たしてそういうふうになっているんだろうかな、あるいはそういうふうな人たちが起業なりあるいはベンチャーにみずから投資をしようというふうになるんだろうかなと。

通産省がお考えになっているようなこととどうも違和感が正直言っているんですね。もちろん、それは期待をされているということ、あるいはそういう芽を育てようという意欲を否定するんじゃないんですよ。否定をするんじゃない、あるいはアメリカ的な土壌と日本の土壌の違いも含めまして、その辺についてどんなような認識をお持ちなのか、あるいはどんなところの期待感をお持ちなのか。午前中や午後の質疑と若干グダる点がありますが、お聞かせをいただければと思います。

○政府委員(藤島安之君)　アメリカの例と日本の例の比較をして日本にエンゼルは根づくかと、こういう御質問であったかと思っております。

先ほどもお答え申し上げましたように、アメリカにおけるエンゼルの数は約百万人と書かれております。日本でエンゼルの担い手として考えられますのは、みずから事業経験を有する成功した方々あるいは技術、経営等に専門的な知識を有する方々あるいは一定の資産、収入を有する方々、そういうことが想定されるわけでございます。これを収入の面で仮に一千五百万以上の年収を得ておられる方というふうな考えますと、現在六十万人以上おられるわけでございます。これが先ほど申し上げた方々から見るとどういう方々がエンゼルのなっているか、こういうのが最大の課題かと思っております。

日本にどの程度根づくか、今後の努力によることとが多いと思っております。最近エンゼルの顕在化というふうなことがいろいろな面で見えてきていることもまた事実だろうかと思っております。エンゼル等の組織化がいろいろな意味で報じられております。これは、成功した方々が自分の経験をもとに、そうした資金面で苦しむベンチャー企業に対して仲間を語らって投資をしていこう、こういう動きが見られるわけでございます。今回の税制も含めまして、先ほど来ベンチャープラザのお話もございまして、いろいろな活動を活性化してできるだけ多くのエンゼルを育てていきたい、そういうふうな考えております。

○前川忠夫君　意気込みやあるいは期待を否定するつもりじゃありませんので、私どもが果たせる役割は果たせる役割としていきたいと思っております。

ただ、午前中も梶原先生の御指摘の中で、細かく少し改正し過ぎじゃないかという話がございまして、たしかこれ平成七年にできた制度、昨年はベンチャー財団というので一部改正をして、今回またこのエンゼル税制について改正をして、要するに効果を検証する間もないくらい次々と改正をするんですね。これは小回りのきくのは大変いいことなんですが、今まで何が足りなくて

どういう手だてをすればいいんだという改正の目的そのものが、こういうふうになじゅう変えまうとあいまになつてしまふという危険があるんですね。私はそんな気がするんです。

ですから、その辺はこの後きつとフォローをしていただいた上で、こういう点に問題があった、したがってこういう点をこういうふうな改正すればこういう効果が発揮できるというふうなものをできるだけ明確にできるようにひとつこれからは御努力をいただきたい、これは要望としてとりあえず申し上げておきたいと思ひます。

そこで、現在は国の方の直接の出資はしておりませんが、一応法律で定められています中小企業投資育成株式会社、この件についてちよつとお聞きをしたいと思ひますが、現在三つの会社がございますが、それぞれの経営状況についておわかりでしたら、ごく簡単に結構ですが、御報告をいただければと思ひます。

○政府委員(田島秀雄君) 投資育成成社は、昭和三十一年の末に特殊法人として中小企業の自己資本の充実というを目的として設立をされたわけでございますが、六十一年に御指摘のとおり民営化をされております。

この三社合計で申しますと、投資残高は三月末現在で千六百七十六社に對しまして七百十八億円の投資残高がございます。累計で申しますと、二千五百八十五社、千二百八億円、こういうことになってございます。

投資育成成社の収支状況でございますが、配当収入のほか、もちろん無配のものもございますけれども、近年の投資先企業の上場とか店頭公開といったようなこともありまして、比較的順調に推移をいたしておると承知をしております。

○前川忠夫君 実は一昨年でしたか、私もこのことについてこの委員会で質問をさせていただいたことがあるんですが、かなりこの会社の株式投資を求めるには条件がきついんですね、それなりの収支状況が担保されていないといけないとか。これらについては、たしかこの前の委員会の中では

そう機械的にはやっていません、弾力的にというお話がありましたけれども、私は今度の法改正の中でも要件緩和をするということは大変結構なことなんです、でも今お話を聞きまして、それなりの経営状況だ、ある意味じゃ当たり前と言つてしまふ当たり前なんです。投資をするに当たつての投資の要件を厳しくしておけば、しつかり利益が出るような仕組みというのはつくれるわけです。

ただ、その場合、私大変気になりますのは、地方公共団体もかなりの出資をしているんですね。そのことが結果的には会社の運営あるいは投資の要件等について厳しくせざるを得ないということがあるんじゃないかという思ひがあるんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○政府委員(田島秀雄君) 中小企業投資育成株式会社は、先ほど申し上げましたように、五十八年の臨時答申で、六十一年に民営法人化されました。同社が会社の経営基盤を安定させて、再投資を継続しながらできるだけ中立的な投資を行つていくというためには、成長性とか収益性といった観点も必要な観点というわけで、一定の基準に即した事業活動が行われておるわけでございまして、地方公共団体が出資をされておられるからというようにすることは直接の関係はないんじゃないだろうか、そういうふうな存じております。

なお、投資先企業が創業期の企業であるような場合などにつきましては、先生おっしゃられた基準というのは、例えば配当率でありましてとかそういうことなんではございませうけれども、こういう形式的な基準によらないで経営者の能力とか事業計画の妥当性でございまして、会社の成長性などを総合的に勘案をして投資を行う、こういう運用をいたしておるやに承知をしております。

○前川忠夫君 片やいわゆる個人投資家、エンゼルの求める。私はベンチャーとかあるいは業を起すという場合のいわゆるリスクというものの、時として先ほどからも議論がありますように、この

種のものというのはいわゆるハイリスク・ハイリターンということでもかなりリスクを伴うものなんです。片やエンゼルの対してはさまざまな税制上の優遇措置も講じながらそれを求めておいて、一時期間がかかかつて、今民営化されているとはいふものの、投資株式会社のように本来中小企業を育成する目的でつくつた仕組みが、堅実に堅実にいふことでやつておくとこの私は何となくちぐはぐなような気がするんですね。この辺についてはどうなんですか。

○政府委員(田島秀雄君) 一部繰り返しになりましたが、一部繰り返しになりますが、投資先が新設企業の場合とか、それから投資先企業がベンチャービジネスの場合等につきましては、配当あるいは利益、一株当たりの利益といったような形式的な基準に必ずしもとらわれないで、実態を判断させていただくといったような運用もいたしておるところでございまして、しかもそういうことになればこそ、なればなるほどいいまいしょうか、リスクを伴うというふうなことでもございまして、今回、個人投資家に対してエンゼルの税制を設けさせていただくということと直接関係があるわけではございませんけれども、中小企業投資育成株式会社ににつきましては、平成六年度から中小企業の創業に伴うような政策的な投資案件につきましては、毎年度投資額の一定割合を準備金として積み立てるというふうなことでリスクを軽減するための仕組みを設けさせていただいたところでございます。

また、昨年の四月の創造法の改正の際に、いわゆるベンチャー財団というのを法的に措置をいたしまして、債務保証等による支援をいたしたわけでありまして、保険公庫からの再保険を含めた債務保証制度の仕組みをつくつたわけでございまして、中小企業投資育成成社もこの場合のベンチャーキャピタルとしてこの措置の対象になるといふようなことで、リスクの軽減がその限りで図られるということになってございます。

○前川忠夫君 中小企業の皆さん方にしてみれば、かつては政府が一枚かんでいた投資会社ですから、それなりのことはやつぱり期待をされると思ひます。ですから、今さまざまな手だては講じておられるというところで、ぜひこれからベンチャーに対する支援というものは、こういう会社を通じてでもきちつとできるような仕組みをさらに御努力をいただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

そこで、中小企業の会社の皆さん方、特に私の場合には製造業の皆さんのおつき合いが深いものですから、物をつくつておられる方々といふんなお話をしておりますと、金融とかあるいは資金繰り以外にさまざまな悩みを抱えておられるんですね。それは、例えば新しい技術を開発したい、あるいは何かないだろうかと思つても社長一人の頭じゃどうにもなりませんから、そういう意味では優秀な技術者もほしい、あるいは人材も確保したいよというふうな人の面での悩みがますますあります。

それから、仮に新しい業を起こしましう、あるいは何か新しい製品を考えつきました、ごく簡単なものですかからつくりましたといった場合でも、どうやってそれを販売ルートに乗せていったらいいんだろうか、もう既にそういう経験がある方はいいんですけれども、そうでない方の場合、販路とかあるいは営業だとか。あるいはこういう製品を一つ考へて商品化をしたんだけれども、もたもたしているうちにすぐ寿命が来てしまふとか、商品サイクルが速いんですから、今果たしてそれだけのために投資をして元が取れるんだらうかというふうな不安ですとか、さまざまな問題があるわけですね。そういう投資をしたものを回収ができるんだらうかということもありますし、あるいは非常に付加価値の高いものをつくることによつてコストが多少高くてもペイできる、あるいはこれは非常に簡単なんですとつ量産をして数で稼ごう、さまざまな仕組みというものはあるんですね。そういう問題について特に製造業の中小企業の皆さん方、日夜考へておられるわけでは

す。

そこで、私は大臣にお願いをしておきたいんですが、今御承知のように、規制緩和でさまざまな競争政策というのが導入をされていますね。既存の大企業と今これから業を起こそうという中小、まさに零細ですね、これからベンチャーとして何か起こそうという方々とが対等に競争できるような条件をつくっていただけないだろうか。これは何もそのことだけを優遇しろと言っているんじゃないんです、ずっと優遇しろと言っているんじゃない。少なくともスタート段階で同じような条件で戦えるような仕組みをつくっていただけませんか。

これはちよつと事情が違う話なんで恐縮なんです、せんだつても実は電気商の組合の方と懇談をしまして、さまざまな要望を寄せられました。御案内のように、電気はYKKというんですか、ヤマダ電機、コジマ電機というような安売りのあれと、片や町の電気屋さんとの熾烈な戦いが今展開されているんですね。今、大店法の問題やさまざまな規制緩和が進んでいまして、中小企業庁さんにもお願いをしたり、あるいは公取さんにもこれは何とかならないのかということをお願いをしています、なかなか確かな手が打てない。

私は、今度のベンチャーの問題というのは、これとはちよつと質が違うかもしれないんですが、例えば町の電気屋さんがつぶれていくということは雇用の問題ですね、町の問題ももちろんあります。が、雇用の問題もあります。新しく何か業を起こそうという意欲を持った方々をやはりそれなりに条件を整えてやることによって既存の大企業と競争させて大丈夫だというような、スタート段階での条件づくりといえます。ルールづくり、こんなことを私はぜひ考えていただきたい。できれば大臣にこの辺のところの、政府全体としての規制緩和を私は頭から否定をしているつもりじゃないんです。ないんですけれども、ねらいとする、新しい産業を起こそう、あるいは雇用を何とか拡大していこうという意味からそういう意欲を持って

いる方々が対等に戦えるような、あるいは対等に商売ができるようなルールづくりについて、大臣の御決意をちよつとお聞かせいただきたいと思うんです。

○国務大臣(佐藤信二君) 今、前川委員御指摘のように、規制緩和、これは我が国の経済の高コスト構造を是正して、ビジネスチャンスの拡大やベンチャー企業の育成などのメリットを中小企業にもたらすものだと、かように実は認識しておりますが、一方で、今御指摘のように、規制緩和によつて一部の中小企業に痛みを生ずること、これも事実でございます。

こうした点を考えまして、昨年の十二月に「経済構造の変革と創造のためのプログラム」、これでもその点は言及してございますし、規制緩和の実施に当たっては、重大な影響を受ける事業者に対する構造改善や新分野への進出のための支援策等の環境整備に万全な配慮を行う必要がございます。また、規制緩和により市場原理に基づく自由な競争を促す一方では、大企業及び中小企業両者にとつて公正な競争秩序というものを維持することが必要不可欠でございます。そこで、不当販売だとか優越的地位の乱用等の不正な取引に対しては、独禁法によつて厳正にこれに対処していく、こういうふうな方針でございます。

なお、きょう先ほどからお聞きしておつて、今のベンチャーに対するうちの方の事務方の答弁を聞いていて、前川委員もそうですし、それから梶原委員も、大抵戦前生まれの方というのは私も含めてやはり同じような感覚を持っているなと思うんです。これは一つだけつけ加えますと、やはりベンチャーというものが持っている性格というのが、先ほど御指摘がございましたようにこれだともうはつきりしていないというか、明確な定義がないところに問題があるうかと。これはもう委員御存じのように、この語源というのはアドベンチャーからきているということで、アドベンチャーということは冒険ですから、まさにハイリスク・ハイリターン、リスクがあるということだ

と思います。

そこで、これからの中小企業を一体どうするかということになる、やはり既存というか今までのあるのがベースになって、それはあくまでもある意味では地味かも知れないけれども、これは金融措置その他のあらゆる施策を通じてこれを保護育成していく。ところが、新しい時代になって、しかも新しい産業、本当にやってみなければわからないというものをいかに育てて育てるかというのが実はベンチャーというのに対する支援だ、こういうふうな御理解いただきたい、かように思っております。

○前川忠夫君 時間がありませんので、最後に長官にお伺いをしたいんですが、実はせんだつて北陸経済連合会が研究会をつくつてまとめた「北陸における新技術・新産業の創出」という報告書を読んだいて、私も生まれが富山県なものですから関心を持って見ておつたんですが、その中でもやはり今のベンチャーの問題やなんかかなりいろいろと書かれておりまして、私はこれを見ながら先ほどちよつと申し上げた中小企業の悩み、これを裏返しますと大企業はみんな持っているんですね。人もある、あるいは営業の販路もたくさんしかり持っている、さまざまなものを持っているんです。中小がこれから何か始めようとしたらほとんどないわけですね。そういうものがうまくドッキングできないかどうか。

大企業というのは割合柔軟性がないものですが、さまざまな工夫はしておられるようですが、ところが中小、これから業を起こそうという方々は、いろんなアイデアは持っているけれども、それをつくる工場もない、機械もない、金もない、あるいはつくっても売るルートもない。ところが大企業は持っているわけです。これをうまくドッキングできないか。そういう一つのルールができないものかどうか。

それから、この報告書の中にもあるんですが、それぞれの企業の場合にはいろんな研究所を持っているんですね。例えば、大学と提携をした

りあるいは企業の研究所と提携をしたり、さまざまなことが実際には地域においてやられているわけですね。そういうものをやはり通産省全体としての仕組みの中に組み込むようなものが何かできないものかどうか。ぜひ長官にも伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(石黒正大君) お答え申し上げます。二点、中小企業と大企業をドッキングする新たなルールができないかという点が第一、第二が大学等との連携、このあたりをパッケージとしてやっていたらどうかという御指摘でございますけれども、まさに時代はそういう時代に入っているとしたいと思います。

先般御審議いただきました特定産業集積活性化法の審議の際も申し上げましたけれども、物づくりにネットワークというような話も私どもの方からいろいろさせていただきましていただけたけれども、物づくりにネットワークというのは、ある意味ではそれから物づくりの方から全部含めまして、技術人材だ資金だ、そういうことも含めまして、パッケージとして一番いい形はどういうものかというのを追求するためのネットワークづくりだということを考えられるわけでございます。

これは別に日本だけじゃなくて、アメリカにおきましてもアウトソーシングという流れの中で一番得意な分野、中小企業であろうが大企業であろうがそれは問はず、そういうのをさつさつと集めてきて最適なサービスあるいは物の提供をするという形でベンチャーオーナーガイゼーションなんという形も出てまいっております、そういう社会になりますと、まさに中小企業の機動性と申しますかよさといえます。持ち味といえます。か、そういうものが生かされる社会になる可能性を秘めているというふうに考えております。

したがって、先般の空洞化対策の法案もそうでございますけれども、日本の中におきましても、今御指摘の北陸でもいろいろ勉強が進んでいるやに伺いましたけれども、各地でそういう萌

芽が出ておりますので、私どもといたしましてはそういう環境をサポートするいろいろな施策をそこに集中的に投ずるという形で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○前川忠夫君 終わります。

○山下芳生君 私どもは、今回の法案は創業期の中小企業の資金調達を促進する可能性を含んでいるというふうに考えるものでありまして、法案そのものには賛成です。

〔委員長退席、理事吉掛哲男君着席〕

ただ、この法案の目玉であるエンゼル税制についていえば、この制度に過大な期待を寄せるのはかえって危険だということにも思ふんです。なぜならば、この制度によつてエンゼルと呼ばれる個人投資家が急増して、それでエンゼルの株式投資による創業期の中小企業に対する資金供給が急増するとは私に思えないからであります。

そこで、まず聞きたいんですが、現在、我が国にはエンゼル、個人投資家と言われる人たちは何人いらっしゃるんでしょうか。

○政府委員(藤島安之君) エンゼルという言葉自体がアメリカから来た言葉でございます。これは創業期のベンチャー企業に対する個人投資家と、こういうことでございまして、日本でそのエンゼルの担い手として考えられるのは、具体的にみずから事業経験を有する者、技術、経営等に専門的な知識を有する者、あるいは一定の資産収入を有する者というような方が想定されておるわけでございまして、具体的な数については掌握しておりません。大体千五百万円以上の収入の方が六十万人ございます。アメリカではエンゼルは百万人というところでございまして、年収一千五百万円以上でございまして百六十万人の方、百六十万対百万ということでございますから六十万対幾らになりますか、これをなるべく多く育ててベンチャー企業に対する資金供給の人々となつていただきたい、こういう希望を込めた今回の法案改正でございます。

〔理事吉掛哲男君退席、委員長着席〕

○山下芳生君 結局、現在何人いるかというのはわからないということとして、非常に頼りないと思ふんです。

これはなぜそういうことを言うかと申しますと、創業期の中小企業の資金需要の大きさと比べて、現在のエンゼル、数はわからないけれども恐らく何人かいらっしゃるエンゼルの数が圧倒的に少ないということは、これは間違いないわけですね。

例えば平成七年十一月の中小企業庁の中小企業経営状況実態調査によりますと、創業時の資金調達方法をいかにしてやったか。このトップは自己資金、これは七〇・二％。その次が民間金融機関からの借り入れ一七・〇％。その次が知人・親戚からの出資八・九％。そして、政府系金融機関からの借り入れ八・一％。元の勤務先・親企業からの借入六・一％。同じく元の勤務先・親企業からの借入四・三％。その次に個人投資家・ベンチャーキャピタルからの出資一・一％ということになっていくわけでありまして、しかもこの中にはいわゆる証券系や銀行系のベンチャーキャピタルが入つての数字ですから、個人投資家、エンゼルというのは極めて少ないと言わざるを得ないのが現状ですね。

四月二十日に報道されましたリクルート社の起業家調査報告を見ましても同じような傾向が出ておりました。三十六歳が平均的な起業家の年齢だそうだけれども、大体最初の資金が千万円余り必要だと。やっぱり今のような割合で借りている、調達している。ベンチャーキャピタルからの出資を受けている人は比率で言えば〇・八％だということでありまして、ですから、いずれにしても非常に少ない。この現状を変えたいというのが今度の法律のねらいであり、皆さんの願望だということに思ふんですが、一体このだれがエンゼルになるのか、そしてその株式投資をするために必要な資金をどこから持つてくるのか。これ、どうお考えでしょう。

か。

○政府委員(藤島安之君) 先ほども申し上げましたように、日本のエンゼルの担い手として考えられますのは、具体的にはみずから事業経験を有する者あるいは一定の資産、収入を有する者等でございますが、最近では店頭市場が充実してまいりまして、店頭公開をした企業で大変な資産家も出てまいります。昨年ではそういういわゆるオーナーが百三十七社ほど出ております。そういう方々がエンゼルとしてこうしたベンチャー企業を自分の経験を生かしながら育てようということで連携する動きも出ております。そうした動きがいろいろなところで起きてまいりまして、これが全体として大きな力になってくる、そういうふうに期待しておるわけでございます。

○山下芳生君 今、具体的な方々のイメージをお言ひになりましたけれども、法律の趣旨、それから通産省の説明によりますと、やはりエンゼルとして期待をするのは一千二百兆円の個人資産ですね。この中から幾らかさういうふうに戻つてくれればというのを全体とすれば想定されていると思ふんです。私は、それは想定はいいんですが、想定どおりいくというふうにはなかなか思えない。やっぱり甘いと思ふんです。

今、個人金融の資産残高がどうなっているかを見ると、やはりずっとふえてますね。八五年六百兆円、これが九四年千二百兆円ですから、もう本当に急増して倍になっている、十年足らずで。しかし、その内訳、構成比を見ると、有価証券の割合というのは逆に八〇年代の後半から九〇年代にかけて年々低下しているんです。ですから、株に期待する、株式投資に対する国民の持つイメージ、期待というのがやはり低下している、割合として。これはもう仕方ないと思ふんです。九一年の野村証券のあのスキャンダルで暴力団との関係が明らかになったり、大企業など特定の大口顧客に対しては、四十八法人一個人ですか、合わせて二百七十五億円損失補てんをやつていた。九一年ですよ。ところが、今回また同じ野村証券が元総

会屋の親族企業に株売買の操作によつて三千八百万円利益を供与していた。また、別にVIP口座という口座があつて、そして特定の顧客に対して利益を供与する仕掛けがつくられていた。

ですから、本来株式投資というのは自己責任でやるべきであるにもかかわらず、一般の投資家はそういう自己責任で損をしたら自分がかぶるといふふうになつていっている、一方でそういう特別な人たち、顧客に対して絶対損しない、必ずもうかるという株式投資の常識とはかけ離れた現実があつたにすぎないといふこと。こういう現実があつたら、先ほど本委員会の与党筆頭理事の吉掛委員も株は嫌いだとおっしゃつておりましたけれども、そういう方がやっぱりふえるような今風潮があるんですね。そういう状況の中で、このエンゼル税制を導入したからといってこれが急速にふえるとは思えない。これ、いかがでしょうか。

○政府委員(藤島安之君) 証券市場の不祥事のお話がございました。確かにこれは大きな問題でございます。

ベンチャー企業にとっては証券市場を通じた資金調達というのは大変重要なものでございまして、証券市場が活性化されるということはその公正性が確保されるということでも極めて大事なことでございます。そういう意味で、投資家からの信頼が失われるとすれば、大変私どもは残念なことだと考えております。証券取引等監視委員会等積極的な活動によりまして、一刻も早くその回復が図られることを期待したい、こういうふうにお考えしております。今回の金融ビッグバンの中でより一層透明性、公正性が増した市場形成が図られるようお願いしてまいりたい、こういうふうに思つております。

○山下芳生君 非常にそういう意味では、環境の悪い中で出発せざるを得ないというのでもリアルに見る必要があると思ふんです。

それから、今回のエンゼル税制で付与されるイ

ンセンタイプですけれども、これは三年間キャピタルゲインとロスを相殺できるということなんです。通産省の説明を聞きますと、A、B、Cの三社に対して投資をして、そのうち一社でロスが出てもその他のゲインで相殺することが可能になる、しかも一年限りじゃなくて三年間可能だということの御説明があったんですが、私、この創業期の中小企業、いわゆるベンチャーに投資をして、三社に投資してロスが一社だけで済むというのはこれはかえってまれに見るケースであって、三社に投資してもやっぱり三社ともロスが出る方が多いと思うんですね、比率からいえば。そうだったときにインセンティブというのは実際あるんでしょうか。

○政府委員(藤島安之君) 全体のキャピタルゲインとキャピタルロスを通算するというところでございますが、今委員がお挙げになったのは、三社に対して投資をした、その三社がすべてベンチャー企業である、こういう場合かと思えますけれども、キャピタルゲインはいろいろなところで得られるわけございまして、そのキャピタルゲインの中でゲインとロスを通算できるということでございまして、仮に三社が全部つぶれたとしても、一般の通常の大企業に対する投資でキャピタルゲインを得た、そういったものが通算できるということでございますから、それはそれで大変大きなメリットがあるのではないかと、こういうふうと考えております。

○山下芳生君 そうなりますと、相当資産のある方、余裕のある方じゃないとかなかなかできませんね。持っている資産をあるいは資金を全部ベンチャーに対する投資として、エンゼルスとして使っちゃうと、これは倒れてしまうという方が多いわけですから、よほどの余裕がある方じゃないとかなかなか手出しできないということになるんじゃないか、そういうインセンティブだということに理解せざるを得ません。私は別に反対じゃないんです、賛成する立場なんです、そういう心配があるということを指摘しているわけです。

○政府委員(藤島安之君) 今、委員おっしゃったこともあろうかと思えますけれども、今までそういうお金が全然エンゼルスに回らなかった、それによって少くともエンゼルスとしてベンチャー企業に回るようにしたい、そういうねらいが込められていられるものでございまして、御理解を賜りたいと思います。

○山下芳生君 少しでもというふうに理解をいたしました。それで、私はいわばそういう当てのないエンゼルスに過大に期待を寄せるだけじゃなくて、寄せたらあかぬというわけじゃないんです、これはこういう可能性があるわけですから、それだけではない、やはり既に制度として確立されている中小企業へのさまざまな支援策、これをやはり充実させるあるいは利用しやすいように改善する、これも大事だということに思っています。例えばいろんな制度融資がありますけれども、なかなか利用しにくい、その一つのよく聞く声として手続が複雑、面倒だということがあります。

きょう少し具体的に紹介したいんですが、中小企業設備近代化資金貸付という制度がございまして、これを借りようと思ったらどのぐらいの手続が必要かと。大阪府に資料をいただきましたと、提出書類という一覧が袋についておりまして、ずらずらっと一覧が袋についておりまして、申請書や支払い条件表、連帯保証人調書、不動産担保物件図面表などなど、例えば個人企業の場合ですと十二種類の書面を提出することになっている。しかも、その十二種類の書面の一種類につきかなりページが盛りだくさんついておりまして、書き込みがたくさん必要になっているという状況があります。

ですから、いい制度なんですけれども、ここまですべて全部書かないとかなかなか運用できないということとおつくうになるという声は、これだけじゃなくてほかの制度融資についてもよく聞くことです。

この点では、アメリカは非常に工夫をしているということをお知らせしました。これはクリントン政権で始められたプログラムだそうなんですけれども、ロードックというプログラムがあって、比較的小口のローンの申し込み手続とそれから審査の簡素化を目的としたプログラムです。これは上限は十萬ドルだそうなんです、ロードックというのはロードキユメント、つまり書類の山が低い、そんなにたくさん書類を出さなくていいということでありまして、この申し込みに必要な用紙はわずか一枚、片面に記入を行う企業が記入し、その裏面に金融機関が記入する。審査はその記入されたことに基づきながら、重視されるのは事業主の人物像と信用歴であるということ、これは書面の複雑さという点からいえば、日米を比較してかなり努力されているんじゃないかと私は思っています。

ですが、きょうは具体的にロードックという、一枚ということではアメリカは既にそういうことをやり始めたということをお知らせしたわけですから、それと比べてなぜ書面の数が減らないのかということをお聞きしたいと、御紹介したわけですから、それを深く分析もしていただきたいというふうに思います。

次に、今ある制度といいますが、中小企業に対する支援のやり方としても検討すべき問題として私が提起したいのは、現在中小企業の資金繰りを自己資金の次に支えてきたのが民間の金融機関です。この民間の金融機関、とりわけ信用金庫や信用組合というものが地域の金融機関として地域の中小企業の資金繰りを支えてきた。実際、これもある調査なんですけれども、例えば東京都という大都市では、やはり圧倒的に都市銀行が強いわけなんです。預金残高、平均すればもう八割近くを東京都では都銀が押さえている。ところが、その同じ東京都でももう少し地域を細かく分けてみますと、東京二十三区でも都市銀行の預金残高が集中的に圧倒的に高いところは千代田区、中央区、港区、いわば官庁や大企業の本社が立ち並ぶという地区ですね。それに対して、江東区だとかいわゆる中小企業の町、地域になりますと様相が変わってまいりまして、北区、江戸川区、足立区、荒川区などになりますと、信用金庫と都銀の力量は拮抗していると。足立区、荒川区に至っては、占有率の第一位の座は信用金庫だ。都銀はその座を明け渡しているわけですね、信金に。

○政府委員(田島秀雄君) 設備近代化資金制度あるいはその他の補助金の制度等御利用いただくためには計画書等々をおつくりいただいたり審査を受けていただく、主として都道府県の審査ということでございますが、そういうものとして一定の書類をお出しいただくということでございます。この際、中小企業者の方が実施されようとする設備近代化計画や技術開発の内容等あるいは財務体質等々も含めて、そういったことがわかりますように必要最小限の書類をいただいたりしております。今日までの間、先生御指摘の点は私も重々踏まえてできるだけ書類の簡素化、処理時間の短縮化等々には努力をしてまいってございまして、ありがとうございます。

申請書類は必要だとしても、できるだけ過重な負担にならないということは申すまでもございませんで、引き続きそういった観点から努力をしてまいります。

○山下芳生君 大体いつもの答弁という感じがしますが、きょうは具体的なロードックという、一枚ということではアメリカは既にそういうことをやり始めたということをお知らせしたわけですから、それと比べてなぜ書面の数が減らないのかということをお聞きしたいと、御紹介したわけですから、それを深く分析もしていただきたいというふうに思います。

次に、今ある制度といいますが、中小企業に対する支援のやり方としても検討すべき問題として私が提起したいのは、現在中小企業の資金繰りを自己資金の次に支えてきたのが民間の金融機関です。この民間の金融機関、とりわけ信用金庫や信用組合というものが地域の金融機関として地域の中小企業の資金繰りを支えてきた。実際、これもある調査なんですけれども、例えば東京都という大都市では、やはり圧倒的に都市銀行が強いわけなんです。預金残高、平均すればもう八割近くを東京都では都銀が押さえている。ところが、その同じ東京都でももう少し地域を細かく分けてみますと、東京二十三区でも都市銀行の預金残高が集中的に圧倒的に高いところは千代田区、中央区、港区、いわば官庁や大企業の本社が立ち並ぶという地区ですね。それに対して、江東区だとかいわゆる中小企業の町、地域になりますと様相が変わってまいりまして、北区、江戸川区、足立区、荒川区などになりますと、信用金庫と都銀の力量は拮抗していると。足立区、荒川区に至っては、占有率の第一位の座は信用金庫だ。都銀はその座を明け渡しているわけですね、信金に。

○説明員(山崎康史君) お答え申し上げます。
御指摘の金融制度調査会金融制度第一委員会におきまして、平成二年七月に地域金融のあり方について取りまとめられたところでございます。この報告におきましては、地域金融の課題といたしまして大きく分けては、地域の住民、企業の金融ニーズの多様化、高度化や地域社会の質的向上への対応、それから地域間格差への拡大への対応といったものが課題として挙げられておるところでございます。

この報告は、こうした課題を踏まえまして、地域金融の役割といたしまして、まず地域住民、企業等のニーズの高度化、多様化に対応するため、地域金融機関が地域住民、企業等の資産形成、資産管理のニーズにきめ細かく対応する、あるいは地域企業の発展は地域活性化のために不可欠でございます。地元企業の育成、振興を幅広く支援していく、あるいは地域金融機関が今後さらに幅広く地域社会の質的向上を支援していくといったことが期待されているといったような内容が盛り込まれておるところでございます。

○山下芳生君 大体そういうことでありまして、私が印象的な文言として目にとまったのは、こうあるんですね。地域と運命共同体的な関係にある金融機関と言える、それから収益性、効率性がある程度犠牲にしても地域住民等のニーズに応ずる性格を有する金融機関と。

ですから、収益第一じゃなくて、地域の住民や地域の中小企業にやはり貢献するために存在するのが地域金融機関なんだという位置づけを金融制度調査会でもされているわけですね。これは非常に大事で、今から金融の自由化、規制緩和ということが進められようとしておりますが、そういう中에서도こういう役割はしっかり守られてしかるべきだと私は思いますが、大臣これはいかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤信二君) 全く同感ですが、ただ、今おっしゃる信用組合、信用金庫、一連の不祥事もこれあり、そうした当初の設立したときと

実態が十分変わっていると。それで、御存じのよう、今大蔵省が中心となっている金融システム、これの一般的な見直しということでございます。

あわせて、中小企業に対してはそういうふうには大変地域の金融機関の方への依存度が高いわけですが、やはり公的三機関、これらの業務のやり方、そういうものをめぐっても、やはり今委員御指摘のように、公的にはどうしても書類だとか保証人だとか担保とか、非常にこれは厳重だということ、そういうところを今全般的に見直しなればいけないと、かように考えておるわけでございます。

全く今おっしゃるようなことで、よく御趣旨はわかっておるつもりでございます。

○山下芳生君 語尾が余り聞き取れにくかったんですが、ぜひ地域の金融機関の役割、中小企業を所管する大臣として認識をしていただきたいというふうに思っています。

最後に、アメリカの例をいろんなところで今回の法案についてお引きになるんですが、私も一つ、アメリカのことを参考にするならばぜひ参考にしたいだきたい事例を紹介したいと思うんです。

アメリカは御承知のとおり日本よりも早く産業の空洞化の波に洗われまして、ある地域ではもう企業が多国籍企業化してしまつて、残っているのはサービス業しかない。そういう中で、地域が疲弊して町の財政が破綻して学校の経営が成り立たないとか、そんな状況もある報道されております。そういう中で、アメリカは積極的な中小企業づくりを先ほどの政策も含めてやってきた。一つ注目したい事例として、ピッツバーグという町があります。これは御承知のとおり、かつて鉄鋼王と言われたカーネギーを生んだ伝説の町ですけれども、ここはもうひどい空洞化の打撃を受けてがたがたになったと言つてもいい状況だったそうですが、今地域再生をされています。この原動力となったのが中小企業です。やはりその中小

企業に対する地域ぐるみの支援システムがピッツバーグでは具体的にとられていたというのが教訓だというふうに思っています。

例えば、カーネギー・メロン大学とかピッツバーグ大学、この二つの大学の中に中小企業を支援する施設や人材がたくさんストックされている。ハイテク協議会、ベン・フランクリン技術センターなどが全部大学の中にあつていろんな支援をしている。しかも、産学協同というのは、この場合大企業と大学の協同ではなくて、中小企業と大学の協同。ですから、巨大なお金がかつて研究が進むんじゃないかと、目は、視点は地域をどう活性化させるのかという点で地域の企業と大学が協力、協同しているということでありまして。

例えばスタッフも、技術センターは正式のスタッフは十八人。しかし、そのほか十年間かけて地域から四百人のボランティアを組織しておりまして、そのボランティアの方々、大学の先生だとか研究者だとか意欲のある方、そういう方々がスタッフとして地域の中で起業家、意欲のある人たちを見つけてくる、そして審査をして支援をするということになっていくわけですが、日本ですらお金があるとか担保があるかということが審査の対象になるでしょうけれども、ここではどんな無名の青年であっても、いいアイデア、意欲を持っていて、そしてボランティアを含めたスタッフの審査にかなえば、目ききにかなえば、これは具体的な数字ですけれども、一千から二千万円、数年間を通じて数えれば数億円単位の支援、資金が提供される。それで、事業を失敗したら返さなくていいということなんです。そのかわり、成功したら年数%を売上高の中から還元していくというシステムをとっているようで、成功率が四割だそうですから、六割失敗しても、その成功した企業から還元される収益によつて町の税金としてはふえていっているということも聞きまして。

全体として地域ぐるみで、もうけたらという目的からの投資じゃなくて、地域の中に必要な中小

企業を育てていくという観点でそういうシステムがつくられている、体制がつくられている。私はこれは非常に大事な教訓でありますし、エンゼルだけに頼るのではなくて、そういう地域ぐるみの支援システムをつくっていくことがこれはやはりベンチャーを育てる大道ではないかというふうに思つたわけですが、最後に大臣の所見を伺つて終わります。

○国務大臣(佐藤信二君) 全く今の山下委員のお話同感で、やはりこのベンチャー企業の支援というものは地域ぐるみということで、その中心になるのは公的な機関、それを核に専門家、投資家、こういうのがやっぱり連携協力してネットワークをつくる。先日もお願いいたしました活性化法、私はあの中にこうしたものを実は描いているわけでございます。

よくよく御理解、御協力をお願いしたいと思います。

○山下芳生君 終わります。
○委員長(木宮和彦君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(木宮和彦君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木宮和彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(木宮和彦君) 次に、産業貿易及び経済

計画等に関する調査を議題といたします。

去る十五日、三井三池炭鉱閉山に伴う地域振興対策等の実情に関する調査のため本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。片上君。

○片上公人君 三井三池炭鉱閉山に伴う地域振興対策等の実情に関する調査のため、去る四月十五日に行われた委員派遣について御報告申し上げます。

派遣は、本宮委員長、林委員、木庭委員、梶原委員、藁科委員、山下委員及び私、片上の七名により行われました。

三井石炭炭業株式会社三池炭業所は、百二十年余りの歴史を持つ我が国最大の炭鉱でありましたが、本年三月三十日をもって閉山に至りました。このため、閉山に伴う炭鉱職員の再雇用や地域の振興などが大きな問題となっております。

私も、このような状況下で、福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市に赴き、関係者から実情や要望等を聴取するとともに、現地を視察してまいりました。以下、順に御報告申し上げます。

まず、最初の視察先である昭和アルミニウム株式会社大牟田工場は、大牟田市が炭鉱職員の再就職先を確保するため誘致に取り組んできた企業の一つであります。同工場は、第一期建設計画では、約一万三千坪の敷地に四十七億円を投資して、年間四億缶を生産するためのラインが本年六月に稼働する予定であります。工場の従業員数は五十七名であります。そのうち炭鉱職員の採用は十名程度であるとのことでありました。

次に視察した三池港は、三池炭の積み出し港として三井鉱山の私有港でありましたが、昭和四十六年から福岡県が港湾管理者となっており、現在までのところ、県による公共バース等の施設はなく、また重要港湾として唯一港湾計画が策定されていない港湾であります。なお、同港については、公共埠頭を確保するため、会社からの用地の譲渡が懸案事項となっております。午前中の現地視察を終了した後、大牟田文化会

館におきまして、福岡県、大牟田市、高田町、大和町の行政及び議会から、三池炭鉱の閉山に伴う地域振興及び諸対策に関する要望を聴取いたしました。

まず、麻生福岡県知事から、炭鉱の閉山は、明治以来三池炭鉱とともに発展してきた地域にとって、雇用や産業構造に重大な影響を及ぼす旨の懸念が表明されました。

今後の対策としては、三千人を超える炭鉱職業者や関連下請企業職業者の再就職先を確保するための三井三池炭業株式会社等に対する指導、政府系中小企業金融機関の貸し付けに対する担保評価等の弾力的運用、産炭地域振興臨時措置法に基づく財政援助措置や産炭地域振興臨時交付金等に対する特段の配慮、地域振興対策として石炭産業にかかわる環境、新エネルギー、リサイクル産業に対する国の支援、大牟田テクノパークの早期分譲、三池港の公共埠頭の整備と第九次港湾整備計画での位置づけ、有明海沿岸道路の整備、有明海の海底陥没の完全埋め戻し復旧に対する指導等さまざまな要望が出されました。

また、これらの要望事項に対する国の回答は、今年二十三日に開かれる産炭地域振興関係各省庁等連絡会では出されることになっており、その実現に向けて特段の配慮をお願いしたいとのこととございました。

その他、大牟田市からは、三池港や有明海沿岸道路に対する前倒しの整備、大和町からは六千六百ヘクタールに及ぶ有明海の海底陥没の完全復旧と菊池川の土砂を活用した海底陥没地の埋め立て等について要望が出されました。

その後、経済団体から要望を聴取いたしました。まず、大牟田商工会議所からは、炭鉱閉山による被害を最小限にするための金融支援策、町おこしのためのインフラの整備、炭鉱閉山の跡地における大型店の出店が既存商店街に及ぼす影響に対する善処等について要望が出されました。また、荒尾商工会議所からは、地域振興対策として荒尾産業団地等における企業誘致、国際ハブ空港の荒

尾・大牟田沖等への誘致について要望が出されました。さらに、高田町商工会及び大和町商工会からは、町おこしに対する支援等について要望が出されました。

大牟田市における実情説明の聴取を終了した後、荒尾市に向かい、緑ヶ丘リニューアールタウンを視察いたしました。この地域は、炭鉱住宅の跡地を有効活用するため、荒尾市土地開発公社が約二十ヘクタールの土地に一戸建て約三百八十戸、集合約二百戸の住宅を建設するもので、平成八年五月から分譲を開始しております。

その後、荒尾総合文化センターにおいて、三井石炭炭業株式会社から雇用対策について説明を聴取いたしました。本年四月現在、三千四百名の求人があり、あせせん紹介の結果、就職内定者は約二百六十名となっているとのことでありました。次に、三池炭鉱の三労働組合を代表して三池炭鉱新労働組合から、職員の大半が地元への就職を希望しているため、一層の地元雇用に対する支援や住宅対策等について要望が出されました。

最後に、熊本県、荒尾市の行政及び議会から実情を聴取いたしました。まず、福岡熊本県知事から、職員の再就職先については年齢的にミスマッチがあり、閉山の影響が地域の中小企業にも波及し、職業者が五百人以上に上ることの懸念が表明されました。このため、雇用対策、民生・教育対策、中小商業対策、地域振興対策等に対する国の十分な支援についての要望が出されました。

また、九州新幹線鹿児島ルートのも最優先着工、大牟田・荒尾地先における九州国際空港の誘致、万田坑の文化財指定と財政支援、荒尾産業団地の早期完成等の要望が出されました。

次に、荒尾市からは、地元雇用先の確保に対する指導、万田坑周辺地域の整備と財政支援、炭鉱跡地の有効利用として荒尾市地域交流館の建設事業に対する支援等について要望が出されました。なお、最後に記者会見を行いました。以上が調査の概要であります。

今回の委員派遣の目的は、三井三池炭鉱閉山に伴う地域振興対策等の実情に関する調査でありましたが、県や市などが閉山後の地域振興等について真摯に取り組まれている姿をつぶさに見てまいりました。

現地でお受けした要望事項につきましては、私どももいたしましたが、関係省庁と密接な連携を保ちつつ、その要望にできるだけ沿うよう最善の努力をしていく所存でございます。

最後に、今回の派遣に御協力をいただいた麻生福岡県知事を初めとする福岡県、大牟田市、高田町、大和町の行政及び議会の皆様方、福岡熊本県知事を初めとする熊本県、荒尾市の行政及び議会の皆様方、大牟田商工会議所及び大牟田全市商店連合会の皆様方、荒尾商工会議所及び荒尾市商店連合会の皆様方、高田町商工会及び大和町商工会の皆様方、三井石炭炭業株式会社の久保代表取締役社長はじめとする関係者の皆様方、三池炭鉱の新労働組合、職員組合及び労働組合の皆様方、昭和アルミニウム株式会社の大島取締役社長をはじめとする関係者の皆様方、並びに派遣に終始御同行いただいた井田九州通商産業局長を初めとする同局の関係者には大変お世話になりました。この機会をおかりいたしまして御協力に感謝する次第であります。

以上、御報告を終わります。

○委員長（木宮和彦君） 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、ただいまの報告にありました現地の要望事項につきましては、本日の会議録の末尾に掲載することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木宮和彦君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

(参照)
三池炭鉱の閉山に伴う地域振興及び諸対策に
関する要望事項
○福岡県関係
(福岡県)

I 緊急対策要望事項

- 1 雇用対策
炭鉱離職者及び関連下請企業離職者の円滑な
再就職促進のために、親会社及び関連グルー
プ企業に対し、中途採用の促進等炭鉱離職者等
の雇用の確保についての指導をお願いしたい。
(2) 雇用対策を推進するため、会社側及び三井グ
ループ企業に新分野開拓・経営多角化の着実な
推進の指導をお願いしたい。
また、三井グループが進める新分野事業に対
し、新分野開拓融資制度を適用するなど無利子
融資制度による支援をお願いしたい。
(3) 炭鉱離職者等の再就職を促進するための職業
訓練体制の拡充に特段の配慮をお願いしたい。
(4) 炭鉱離職者等の再就職先での住宅について、
雇用促進住宅の確保をお願いしたい。
(5) 下請炭鉱離職者について、直轄従業員の開山
交付金支給条件に準ずる措置が講じられるよう
配慮をお願いしたい。
- 2 商工業者対策
産炭地域振興臨時交付金構造調整地区中小商
工業者対策調整額制度について、貸付限度額の
引き上げ、貸付利率の引き下げなど貸付条件の
緩和及び貸付対象者の拡大をお願いしたい。
(2) 政府系中小企業金融機関の貸付について、担
保評価等の弾力的運用等、特別な配慮をお願い
したい。
- (3) 産炭地向け融資に係る中小企業信用保険につ
いて、保険料率の引き下げをお願いしたい。
(4) 特定産業集積活性化臨時措置法に基づく支援
策をお願いしたい。
- 3 就学対策
高校生の他都道府県等への円滑な転入学につ
いて特段の配慮をお願いしたい。

- (2) 小・中学校の児童・生徒数の減少が予想され
るため、学級数及び教職員数の確保に特段の配
慮をお願いしたい。
- 4 住宅対策
(1) 公営住宅の建替について、必要な財政援助措
置をお願いしたい。
(2) 老朽炭鉱住宅地区における住宅地区改良事業
等の取組みについて、特段の配慮をお願いした
い。
(3) 炭鉱離職者等が、移転先あるいは転居先にお
いて公営住宅等に優先入居できるよう適切な措
置をお願いしたい。
- 5 炭鉱関連施設対策
(1) 閉山に伴い石炭企業から市に移管する必要の
ある水道施設で、改修事業等に必要な財政援助
措置をお願いしたい。
(2) 炭鉱跡地について、不用炭鉱施設の撤去や跡
地整備を実施するように企業への指導をお願い
したい。
(3) 大牟田市が炭鉱跡地の再開発事業を実施する
ための跡地の取得や不用炭鉱施設などの撤去等
に対する財政援助措置をお願いしたい。
(4) 日本の近代化に重要な役割を果たした大牟田
市内の石炭産業関連施設の保存及び公開活用
については、産業技術保存・伝承の面からも特段
の配慮をお願いしたい。
- 6 財政対策
(1) 産炭地域振興臨時措置法に基づく財政援助措
置や産炭地域振興臨時交付金について、地域の
実情に鑑み、特段の配慮をお願いしたい。
(2) 普通交付税の基準財政需要額の算定に当たり
産炭地補正の期間延長とともに拡充強化をお願
いしたい。
また、特別交付税についても、閉山に伴う特
別の財政需要の増加及び地方税の減収など県及
び関係市町の特別の事情への十分な配慮をお願
いしたい。
(3) 産炭地域振興事業に対し、普通交付税により
償還財源が措置される地方債制度に特例枠を設

- けられるようお願いしたい。
また、会社が所有する土地の公共用地先行取
得についても、同様の措置をお願いしたい。
- II 重点地域振興対策要望事項
- 1 地域振興対策
(1) 産炭地域振興実施計画の推進に当たっては、
関係省庁間の緊密な連携の下に、事業の先行
的、重点的な推進を図るとともに、地方自治体
が事業を実施するために必要な財源を確保し、
計画の実効性が確保されるようお願いしたい。
(2) 石炭産業に代わる新たな産業の創出し、地域
活性化の重要な課題であり、地場産業の育成や
新産業の創出支援のために特段の配慮をお願い
したい。
- (3) 地域高規格道路「有明海沿岸道路」の早期整

- 備をはじめ道路、河川の整備など公共事業に対
し、先行的、集中的な実施が図られるよう事業
の採択と財政援助措置をお願いしたい。
- (4) 大牟田テクノパーク早期完成への支援並びに
関連公共事業に対する財政支援等について特段
の配慮をお願いしたい。
- (5) 重要港湾である三池港の港湾計画の策定、並
びに港湾整備の早期着手について特段の配慮を
お願いしたい。
- (6) 有明海水産事業者対策として公共事業及び水
産関連事業の先行的、集中的実施が図られるよ
う、事業の採択と財政援助措置をお願いした
い。
- (7) 九州新幹線鹿児島ルート及び新大牟田駅の早
期着工が図られるようお願いしたい。
- III 省庁別要望事項

大蔵省関係

項 目	内 容
雇用対策 新分野開拓・経営多角化の 推進	雇用対策を推進するため、会社側及び三井グループ企業に新分野 開拓・経営多角化の着実な推進の指導をお願いしたい。 また、三井グループが進める新分野事業に対し、新分野開拓融資 制度を適用するなど無利子融資制度による支援をお願いしたい。 下請炭鉱離職者について、直轄従業員の閉山交付金支給条件に準 ずる措置が講じられるよう配慮をお願いしたい。
商工業者対策 産炭地域振興臨時交付金構造調 整地区中小商工業者対策調 整額制度の条件緩和 政府系中小企業金融機関の 貸付促進等	産炭地域振興臨時交付金構造調整地区中小商工業者対策調整額制 度について、貸付限度額の引き上げ、貸付利率の引き下げなど貸付 条件の緩和及び貸付対象者の拡大をお願いしたい。 政府系中小企業金融機関の貸付について、担保評価等の弾力的運 用等、特別な配慮をお願いしたい。 産炭地向け融資に係る中小企業信用保険について、保険料率の引 き下げをお願いしたい。
中小企業信用保険料率の引 き下げ 住宅対策 公営住宅の建替事業の優先 採択及び財政援助措置	公営住宅の建替について、必要な財政援助措置をお願いしたい。

炭鉱関連施設対策

水道事業の財政援助措置

炭鉱跡地の取得に係る財政援助措置等
石炭産業関連施設の保存及び公開活用への配慮

財政対策

産炭法に基づく財政援助措置や臨交金についての配慮

地域振興対策

産炭地域振興実施計画の推進

石炭産業に代わる新たな産業の創出

道路、河川の整備等公共事業への財政援助措置

大牟田テクノパーク及び関連公共事業への配慮
三池港の港湾計画の策定及び港湾整備の早期着手への配慮

有明海水産事業者対策への財政援助措置

閉山に伴い石炭企業から市に移管する必要がある水道施設で、改修事業等に必要な財政援助措置をお願いしたい。

大牟田市が炭鉱跡地の再開発事業を実施するための跡地の取得や不用炭鉱施設などの撤去等に対する財政援助措置をお願いしたい。
日本の近代化に重要な役割を果たした大牟田市内の石炭産業関連施設の保存及び公開活用については、産業技術保存・伝承の面からも特段の配慮をお願いしたい。

産炭地域振興臨時措置法に基づく財政援助措置や産炭地域振興臨時交付金について、地域の実情に鑑み、特段の配慮をお願いしたい。

産炭地域振興実施計画の推進に当たっては、関係省庁間の緊密な連携の下に、事業の先行的、重点的な推進を図るとともに、地方自治体が事業を実施するために必要な財源を確保し、計画の実効性が確保されるようお願いしたい。

石炭産業に代わる新たな産業の創出は、地域活性化の重要な課題であり、地場産業の育成や新産業の創出支援のために特段の配慮をお願いしたい。

地域高規格道路「有明海沿岸道路」の早期整備をはじめ道路、河川の整備など公共事業に対し、先行的、集中的な実施が図られるよう事業の採択と財政援助措置をお願いしたい。

地域高規格道路「有明海沿岸道路」

主要地方道南関手線

主要地方道大牟田川副線

主要地方道大牟田高田線バイパス

一般県道上楠田濃施線

都市計画道路御町線

一級河川矢部川水系楠田川

大牟田テクノパーク早期完成への支援並びに関連公共事業に対する財政支援等について特段の配慮をお願いしたい。

重要港湾である三池港の港湾計画の策定、並びに港湾整備の早期着手について特段の配慮をお願いしたい。

有明海水産事業者対策として公共事業及び水産関連事業の先行的、集中的実施が図られるよう、事業の採択と財政援助措置をお願いしたい。

九州新幹線鹿児島ルート及び新大牟田駅の早期着工

九州新幹線鹿児島ルート及び新大牟田駅の早期着工が図られるようお願いしたい。

文部省関係

項

目

内

容

就学対策

高校生の転入学への配慮

学級数及び教職員数の確保に対する配慮

炭鉱関連施設対策

石炭産業関連施設の保存及び公開活用への配慮

高校生の他都道府県等への円滑な転入学について特段の配慮をお願いしたい。

小・中学校の児童・生徒数の減少が予想されるため、学級数及び教職員数の確保に特段の配慮をお願いしたい。

日本の近代化に重要な役割を果たした大牟田市内の石炭産業関連施設の保存及び公開活用については、産業技術保存・伝承の面からも特段の配慮をお願いしたい。

厚生省関係

項

目

内

容

炭鉱関連施設対策

水道事業の財政援助措置

農林水産省関係

項

目

内

容

地域振興対策

有明海水産事業者対策への財政援助措置

通商産業省関係

項

目

内

容

雇用対策

雇用確保への指導

炭鉱離職者及び関連企業離職者の円滑な再就職促進のために、親会社及び関連グループ企業に対し、中途採用の促進等炭鉱離職者等の雇用の確保についての指導をお願いしたい。

新分野開拓・経営多角化の推進

下請炭鉱離職者への配慮

商工業者対策

産炭地域臨時交付金構造調整地区中小商工業者対策調整額制度の条件緩和
政府系中小企業金融機関の貸付促進
中小企業信用保険料率の引き下げ
特定産業集積活性化臨時措置法に基づく支援策

炭鉱関連施設対策

不用炭鉱施設の撤去
炭鉱跡地の取得に係る財政援助措置等
石炭産業関連施設の保存及び公開活用への配慮

財政対策

産炭法に基づく財政援助措置や臨交金についての配慮

地域振興対策

産炭地域振興実施計画の推進

石炭産業に代わる新たな産業の創出

道路、河川の整備等公共事業への財政援助措置

雇用対策を推進するため、会社側及び三井グループ企業に新分野開拓・経営多角化の着実な推進の指導をお願いしたい。
また、三井グループが進める新分野事業に対し、新分野開拓融資制度を適用するなど無利子融資制度による支援をお願いしたい。

下請炭鉱離職者について、直轄従業員の閉山交付金支給条件に準ずる措置が講じられるよう配慮をお願いしたい。

産炭地域振興臨時交付金構造調整地区中小商工業者対策調整額制度について、貸付限度額の引き上げ、貸付利率の引き下げなど貸付条件の緩和及び貸付対象者の拡大をお願いしたい。
政府系中小企業金融機関の貸付について、担保評価等の弾力的運用等、特別な配慮をお願いしたい。
産炭地向け融資に係る中小企業信用保険について、保険料率の引き下げをお願いしたい。
特定産業集積活性化臨時措置法に基づく支援策をお願いしたい。

炭鉱跡地について、不用炭鉱施設の撤去や跡地整備を実施するよう企業への指導をお願いしたい。
大牟田市が炭鉱跡地の再開発事業を実施するための跡地の取得や不用炭鉱施設などの撤去等に対する財政援助措置をお願いしたい。
日本の近代化に重要な役割を果たした大牟田市内の石炭産業関連施設の保存及び公開活用については、産業技術保存・伝承の面からも特段の配慮をお願いしたい。

産炭地域振興臨時措置法に基づく財政援助措置や産炭地域振興臨時交付金について、地域の実情に鑑み、特段の配慮をお願いしたい。

産炭地域振興実施計画の推進に当たっては関係省庁間の緊密な連携の下に、事業の先行的、重点的な推進を図るとともに、地方自治体が事業を実施するために必要な財源を確保し、計画の実効性が確保されるようお願いしたい。

石炭産業に代わる新たな産業の創出は、地域活性化の重要な課題であり、地場産業の育成や新産業の創出支援のために特段の配慮をお願いしたい。

地域高規格道路「有明海沿岸道路」の早期整備をはじめ道路、河川の整備など公共事業に対し、先行的、集中的な実施が図られるよう事業の採択と財政援助措置をお願いしたい。

大牟田テクノパーク及び関連公共事業への配慮
有明海水産事業者対策への財政援助措置

地域高規格道路「有明海沿岸道路」
主要地方道南関手線
主要地方道大牟田川副線
主要地方道大牟田高田線バイパス
一般県道上楠田濃施線
都市計画道路路町線
駅裏線
一級河川矢部川水系楠田川
大牟田テクノパーク早期完成への支援並びに関連公共事業に対する財政支援等について特段の配慮をお願いしたい。
有明海水産事業者対策として公共事業及び水産関連事業の先行的、集中的実施が図られるよう、事業の採択と財政援助措置をお願いしたい。

運輸省関係

地域振興対策

三池港の港湾計画の策定及び港湾整備の早期着手への配慮
九州新幹線鹿児島ルート及び新大牟田駅の早期着工

重要港湾である三池港の港湾計画の策定、並びに港湾整備の早期着手について特段の配慮をお願いしたい。
九州新幹線鹿児島ルート及び新大牟田駅の早期着工が図られるようお願いしたい。

労働省関係

雇用対策

雇用確保への指導
職業訓練体制の拡充
雇用促進住宅の確保

炭鉱離職者及び関連下請企業離職者の円滑な再就職促進のために、親会社及び関連グループ企業に対し、中途採用の促進等炭鉱離職者等の雇用の確保についての指導をお願いしたい。
炭鉱離職者等の再就職を促進するための職業訓練体制の拡充に特段の配慮をお願いしたい。
炭鉱離職者等の再就職先での住宅について、雇用促進住宅の確保をお願いしたい。

建設省関係

住宅対策

公営住宅の建替事業の優先採択及び財政援助措置

公営住宅の建替について、必要な財政援助措置をお願いしたい。

項	目	内	容
住宅地区改良事業等への配慮	公営住宅等の優先入居に対する措置	老朽炭鉱住宅地区における住宅地区改良事業等の取組みについて、特段の配慮をお願いしたい。	
地域振興対策	道路、河川の整備等公共事業への財政援助措置	炭鉱離職者等が、移転先あるいは転居先において公営住宅等に優先入居できるよう適切な措置をお願いしたい。	
		地域高規格道路「有明海沿岸道路」の早期整備をはじめ道路、河川の整備など公共事業に対し、先行的、集中的な実施が図られるよう事業の採択と財政援助措置をお願いしたい。	
		地域高規格道路「有明海沿岸道路」	
		主要地方道南関手線	
		主要地方道大牟田川副線	
		主要地方道大牟田高田線バイパス	
		一般県道上楠田濃施線	
		都市計画道路路町線	
		駅裏線	
		一級河川矢部川水系楠田川	

項	目	内	容
財政対策	産炭法に基づく財政援助措置や臨交金についての配慮	産炭地域振興臨時措置法に基づく財政援助措置や産炭地域振興臨時交付金について、地域の実情に鑑み、特段の配慮をお願いしたい。	
	普通交付税の拡充強化及び特別交付税についての配慮	普通交付税の基準財政需要額の算定に当たり産炭地補正の期間延長とともに拡充強化をお願いしたい。	
	地方債の拡充	また、特別交付税についても、閉山に伴う特別な財政需要の増加及び地方税の減収など県及び関係市町の特別の事情への十分な配慮をお願いしたい。	
		産炭地域振興事業に対し、普通交付税により償還財源が措置される地方債制度に特例枠を設けられるようお願いしたい。	
		また、会社が所有する土地の公共用地先行取得についても、同様の措置をお願いしたい。	

項	目	内	容
地域振興対策	大牟田テクノパーク及び関連公共事業への配慮	大牟田テクノパーク早期完成への支援並びに関連公共事業に対する財政支援等について特段の配慮をお願いしたい。	

項	目	内	容
(福岡県大牟田市)	1 緊急対策要望事項	炭鉱閉山に伴い離職する炭鉱従業員や関連企業の従業員などの炭鉱離職者等の再就職をはじめ、雇用対策の強化充実を図るため、次の措置を講じられた。	
	(1) 炭鉱離職者求職手帳及び特定不況業種離職者求職手帳の発給にあたっては、弾力的な運用をされるときに、就職促進手当の改善について、特段の配慮をお願いしたい。	(労働省、福岡県)	
	(2) 炭鉱離職者等の雇用促進を図るため、特定雇用機会増大促進地域への指定及び地域雇用開発助成金の拡充をお願いしたい。	(労働省、福岡県)	
	(3) 三井石炭工業(株)等の経営多角化・新分野開拓事業の地元展開の一層の推進と石炭鉱業に代わる企業誘致への協力並びに地元企業及び三井関係企業等への雇用の要請をお願いしたい。	(通商産業省、福岡県)	
	(4) 炭鉱離職者等の早期再就職を促進するため、就職援助制度説明会の開催、臨時職業相談所の開設に伴う炭鉱離職者就職相談員の配置をお願いしたい。	(労働省、福岡県)	
	(5) 炭鉱離職者等の職業訓練については、特別コースの設置及び施設外委託等により、定員枠の拡大をお願いしたい。	(労働省、福岡県)	
	(6) 地元における雇用機会の増大を図るため、地元・県・国等の合同企業立地セミナー開催への支援協力をお願いしたい。	(通商産業省、福岡県)	
	(7) 閉山交付金の支給条件を、炭鉱下請従業員に対し、直轄従業員と同様の措置を講じられるようお願いしたい。	(通商産業省、福岡県)	
	(8) 雇用対策に重要な役割を果たしている産炭地域開発就労事業等失業対策諸事業の財源の安定確保を図るとともに、新たな就労事業の創設など特段の配慮をお願いしたい。	(通商産業省、福岡県)	

項	目	内	容
(労働省、福岡県)	2 商工業者対策について	地元商工業者の経営の安定及び転業等に対し、次の措置を講じられた。	
	(1) 特定地域産業集積の活性化に関する臨時措置法(仮称)に基づく支援策を講じられるようお願いしたい。	(通商産業省、福岡県)	
	(2) 中小企業相談窓口の設置及び地元での経営相談会の開催をお願いしたい。	(通商産業省、福岡県)	
	(3) 政府系及び福岡県の中小企業金融融資制度の融資条件の緩和(限度額の引き上げ、金利の引き下げ、償還期間の延長等)及び既往貸付金償還の猶予措置並びに県・市の融資制度の緩和等を図るための財政支援をお願いしたい。	(通商産業省、大蔵省、福岡県)	
	(4) 閉山に伴う中小商工業者の移住営業又は転業に対する長期かつ低利又は無利子の融資制度の創設をお願いしたい。	(通商産業省、福岡県)	
	ついては、産炭地域振興臨時交付金構造調整地区中小商工業者対策調整額についての交付要件の緩和等による弾力的運用をお願いしたい。	(通商産業省、福岡県)	
	(5) 炭鉱下請企業及び関連商工業者に対して、福岡県企業振興公社等による取引の斡旋活動の強化及び官公需の発注機会の増大を図るようお願いしたい。	(通商産業省、福岡県)	
	3 就学対策について	炭鉱離職者等の子弟に対し、次の措置を講じられた。	
	(1) 炭鉱離職者等の転居に伴う子弟(高校生)の転入学の受け入れに対し、特段の配慮をお願いしたい。	(文部省、福岡県)	
	(2) 炭鉱離職者等の子弟(高校生)の授業料免除及び奨学金貸付に対する特段の配慮をお願いしたい。	(文部省、福岡県)	
	(3) 炭鉱離職者等の転居に伴い小・中学校の児童・生徒数の減少が予想されるため、当面の措置として、学級数及び教職員確保に對して特	(文部省、福岡県)	

- 段の配慮をお願いしたい。(文部省、福岡県)
- 4 住宅対策について
炭鉱職業者等の住宅確保のため、次の措置を講じられたい。
- (1) 三井石炭鉱業(株)等に対し、炭鉱職業者等が当分の間、炭鉱住宅に継続して居住できるように要望をお願いしたい。
- (通商産業省、労働省、福岡県)
- (2) 炭鉱職業者等の移転先あるいは転職先において、公営住宅へ優先入居ができるよう特段の配慮をお願いしたい。
- (建設省、労働省、福岡県)
- (3) 企業誘致の促進を図るため、大牟田テクノパーク等への誘致企業従業員のための雇用促進住宅の建設をお願いしたい。
- (労働省、福岡県)
- (4) 炭鉱職業者等の住宅確保のため、住宅地区改良事業について、特段の配慮をお願いしたい。
- (建設省、通商産業省、福岡県)
- 5 土地利用対策について
炭鉱跡地等の有効活用を図るため、次の措置を講じられたい。
- (1) 地域振興対策として活用する用地及び公共用として借用している土地について、三井石炭鉱業(株)等より有償譲渡を受ける場合の財政支援をお願いしたい。
- (通商産業省、自治省、福岡県)
- (2) 三井石炭鉱業(株)等が、市内の自社所有の土地を譲渡する場合、抵当権解除の調整と適正価格による売買の指導をお願いしたい。
- (通商産業省、福岡県)
- (3) 三井石炭鉱業(株)等に対し、閉山に伴う不用炭鉱施設等の計画の撤去及び跡地整備に対する指導をお願いしたい。
- (通商産業省、福岡県)
- 6 炭鉱関連施設対策について
炭鉱関連施設について、地域振興のための適切な活用が図られるよう指導をお願いするとともに、次の施設については、特別の措置を講じられたい。
- (1) 炭鉱専用水道について、市の上水道への一元化に対する指導及び支援をお願いしたい。
- (厚生省、通商産業省、建設省、自治省、福岡県)
- ① 補償給水について三井石炭鉱業(株)等の責任における解決の指導
- ② 炭鉱専用水道に係る水利権及び宮原浄水場を含む水道施設の市への譲渡の指導
- ③ 簡易水道等施設整備事業(閉山炭鉱水道施設)への採択及び助成措置についての特段の配慮
- (2) 炭鉱専用鉄道浅草田町踏切周辺の雨水等の流入について、鉄道管理者である三井炭山(株)等に対する流入防止措置・管理等の指導をお願いしたい。
- (福岡県)
- (3) 石炭産業の歴史において、近代化遺産として価値ある炭鉱関連施設については、保存等について特段の配慮をお願いしたい。
- (文部省、福岡県)
- 7 財政対策について
本市の財政の安定を図るため、次の措置を講じられたい。
- (1) まちづくりのための地域振興対策及び閉山による影響を緩和するための雇用・商工業者対策等を講じるため、石特会計石炭勘定予算の安定的財源確保をお願いしたい。
- (通商産業省、福岡県)
- (2) 産炭地域振興実施計画に掲げる事業を強力に推進するため、国庫補助事業の優先採択及び予算の重点配分とともに、産炭地域振興臨時措置法の期限内での助成措置について、特段の配慮をお願いしたい。
- (通商産業省、福岡県)
- (3) 産炭地域振興臨時交付金のうち、特に次の項目にご配慮をお願いしたい。
- (通商産業省、福岡県)
- ① 閉山基準額の交付にあたっては、特段の配慮をお願いしたい。
- ② 大牟田テクノパーク建設関連公共事業等を推進するにあたり、プロジェクト施設整備等支援調整額の対象事業としての採択及び助成措置について、特段の配慮をお願いしたい。
- (自治省、福岡県)
- (4) 閉山地域における地域振興対策について、辺地・過疎対策事業債に準じる起債制度の創設をお願いしたい。
- (自治省、福岡県)
- (5) 閉山地域における地方債の元利償還額を減額するため、借換債の発行許可をお願いしたい。
- (自治省、大蔵省、福岡県)
- (6) 福岡県市町村振興資金(産炭地域振興事業分)の対象事業の拡大及び貸付条件の緩和と半年度貸付限度額・貸付累計限度額の廃止、償還期間の延長等をお願いしたい。
- (福岡県)
- (7) 普通交付税の産炭地補正の期間の延長及び拡充強化をお願いしたい。
- (自治省、福岡県)
- (8) 特別交付税の算定に際し、閉山による特殊財政需要及び「21世紀活力圏創造事業福岡・熊本県東部有明地域」の整備促進に伴う財政負担についての特段の配慮をお願いしたい。
- (自治省、福岡県)
- (9) 福岡県産炭地域振興センターの助成について、閉山地域の事業採択及び助成額についての特段の配慮並びに事業予算確保のため国・県による基金の積み増しをお願いしたい。
- (通商産業省、福岡県)
- 8 有明海の漁場の環境保全について、三井石炭鉱業(株)等に対して適切な指導をお願いしたい。
- (通商産業省、農林水産省、福岡県)
- II 重点地域振興対策要項事項
I 新産業の創造
石炭産業に代わる新しい産業の創造及び育成を図るため、次の事項について特段の支援をお願いしたい。
- (1) 大牟田テクノパーク造成事業及び関連公共事業(四ヶ交流複合施設、道の駅等を含む)
先端技術産業など新たな産業の導入を図り、多様な産業構造への転換を進めるため、大牟田テクノパークの早期完成への支援及び関連公共事業に対する財政等の支援をお願いしたい。
- (通商産業省、建設省、自治省、福岡県)
- (2) 健老・新開地区開発事業
臨海部の低未利用地を活用し、広域的視点に立った環境・リサイクル産業等の展開を図り、本市の活性化を推進するため、現在、本市において中核的拠点整備基本計画策定事業に取り組んでいるところである。については、地域振興整備公団等による工業等団地の造成など実現化への支援をお願いしたい。
- (通商産業省他、福岡県)
- (3) 研究開発支援施設の設置
上記(2)の事業及び平成八年度に本市が実施している「地場産業創出・育成ビジョン策定調査」などを踏まえ、平成九年度に地域資源等に根ざした新産業の創造を推進するための研究開発支援施設の事業化のための調査を実施するにあたり財政支援をお願いするとともに、公的な機関による施設の設置についても支援をお願いしたい。
- (通商産業省他、福岡県)
- (4) ネイブルランド第二期事業
新産業の導入により雇用を創出し、地域経済の活性化を図り、併せて産業構造の転換を促進するため設立された第三セクターによるテーマパークを、さらに魅力ある集客施設として充実させるため、第二期事業として水族館等の拡張を計画しているところである。については、事業用地取得及び造成等について無利子融資等の支援をお願いしたい。
- (通商産業省他、福岡県)
- 2 物流機能及び広域的交通ネットワークの整備
九州の「ハブ」に位置する地理的優位性を活かして、新産業の創造、既存産業の振興、さらに地域の活性化を促進させるため、物流機能及び広域的交通ネットワークを整備する必要があることから、次の事項について特段の支援をお願いしたい。
- (1) 三池港湾港整備
有明海唯一の重要港湾三池港については、本市の地理的優位性を踏まえ、産業基盤、生活基盤、物流拠点として地域活性化に資するため、平成九年度に公共港湾化に向けた調査の実

施並びに第九次港湾整備五箇年計画(平成八年度・平成十二年度)期間内での事業優先採択及び財政支援をお願いしたい。

(運輸省、国土庁、建設省、通商産業省、福岡県)

(2) 地域高規格道路「有明海沿岸道路」の早期建設並びに主要地方道南関手線及び大牟田高田線バイパスの早期整備

三池港整備、健康・新開地区開発及び大牟田テクノパーク造成等、本市の活性化に大きく寄与するプロジェクトの支援や機能的な市街地の形成、良好な生活環境の向上、さらに広域的な連携を強化するため、地域高規格道路「有明海沿岸道路」の大牟田市・高田町間の早期建設並びに主要地方道南関手線及び大牟田高田線バイパスの早期整備をお願いするとともに、主要地方道大牟田南関線(新町・大牟田高田線)バイパス間の調査・整備をお願いしたい。

(建設省、福岡県)

(3) 九州新幹線鹿児島ルート建設促進
高速交通体系等の整備により、九州の一体的浮揚・発展を図るとともに、地域の振興・発展を推進するため、標準軌新線(フル規格)による博多・八代間の早期着工をお願いしたい。

(運輸省)

(4) 西鉄大牟田線複線化

福岡都市圏との交通アクセスの向上により、経済活動の活性化など、地域活性化を推進するため、複線化の早期実現への支援をお願いしたい。

(福岡県)

3 都市機能の整備

福岡市と熊本市の中間に位置する中部有明地方の母都市にふさわしい都市機能の整備を図るため、次の事項について特段の支援をお願いしたい。

(1) 大正町一丁目地区市街地再開発事業

中心市街地において魅力的な商業核の形成による商業機能の拡充と土地の高度利用により、近代的で魅力ある都市空間を形成するための再

開発事業推進計画等が策定された際には、事業化に向けて最大限の支援をお願いしたい。

(建設省、通商産業省、福岡県)

(2) 公共下水道南部処理場及び諏訪ポンプ場の早期建設

都市基盤の強化、都市アメニティの向上、さらには、住みよい生活環境を形成し、「石炭のまち」からの都市再生を図るため、建設促進への財政支援をお願いしたい。

(建設省、福岡県)

(3) 都市計画道路岬町線及び駅裏線の早期整備

総合公園諏訪公園、テーマパークネイブルランド、石炭産業科学館等へのアクセスを強化するとともに、岬町再開発地区計画を推進するため、事業実施の優先採択及び財政支援をお願いしたい。

(建設省、福岡県)

(4) 鉄道立体交差事業(都市計画道路長溝線アンダーパスの先行実施)

本市は、JR九州鹿児島本線及び西鉄大牟田線の鉄道が市街地を縦断しており、市街地の一体性、産業活動の活性化、交通処理の円滑化などを図るため、先行的に単独立体交差事業実施の優先採択及び財政支援をお願いするとともに、長期的には連続立体交差事業推進への支援をお願いしたい。

(建設省、運輸省、福岡県)

(5) 上官土地区画整理事業(沿道区画整理型街路事業)の早期完成

主要地方道大牟田植木線は、市の中心部から勝立開発地区を経由し、熊本県荒尾市、植木町を結ぶ重要な路線であるため、現在、事業を進めている上官土地区画整理事業(沿道区画整理型街路事業)の早期完成への財政支援をお願いするとともに、未整備区間の整備促進をお願いしたい。

(建設省、福岡県)

(6) 勝立地区住宅開発

炭鉱社宅跡地を活用し、若者の定住化や高齢者等にも配慮した良質な住宅と住環境の整備を行うため、福岡県住宅供給公社等による事業採択をお願いしたい。

(福岡県)

(7) 情報系大学の誘致

中部有明地域の高等教育機関の充実強化を図り、今後益々必要とされる産業のソフト化、ハイクオリティ化に対応できる人材の育成などにより、本市の活性化及び多重構造都市の実現を推進するため、情報系大学の誘致及び誘致後の基盤整備等について、最大限の支援をお願いしたい。

(文部省、通商産業省、自治省、福岡県)

(8) 地域情報化推進事業

防災、医療、福祉などの行政サービスの向上や地域産業の振興など多様な課題に対応するための地域情報化を推進するため、計画策定等事業への財政支援をお願いしたい。

(通商産業省、郵政省、福岡県)

4 事業の推進

福岡県、熊本県の県境をつなぐ活力ある新たな交流圏の形成を促進するため、次の事項について特段の支援をお願いしたい。

(1) 21世紀活力圏創造事業

本市を含む、福岡、熊本両県の四市十二町で構成する「福岡・熊本県東部有明地域」を九州における活力ある新たな交流圏として創造していくため、圏域における通産、建設両省所管事業の整備促進をお願いするとともに、整備促進に係る財政負担について特段の支援をお願いしたい。

(建設省、通商産業省、自治省、福岡県)

(福岡県三池郡高田町)

I 緊急対策要望事項

1 雇用対策について

炭鉱閉山に伴い離職する炭鉱従業者や関連企業の従業員などの炭鉱離職者等の再就職をはじめ、雇用対策の強化充実を図るための措置を講じられたい。

(建設省、運輸省、福岡県)

(1) 炭鉱離職者等については、関係法規に基づき諸手当等給付の運用にあたり、最大限の配慮をお願いしたい。

(労働省(福岡県))

(2) 炭鉱離職者等の雇用促進を図るため、特定雇用機会増進地域への指定及び地域雇用開発

助成制度の拡大をお願いしたい。(労働省)

(3) 三井石炭炭鉱等経営多角化・新分野開拓事業の地元展開の一層の推進と石炭炭鉱に代わる企業誘致への協力、並びに地元企業、三井関係企業及び公的機関への雇用の要請をお願いしたい。

(通商産業省(福岡県))

(4) 炭鉱離職者等の早期再就職を促進するため、就職支援制度説明会の開催、臨時職業相談所の開設に伴う炭鉱離職者就職相談員の配置並びに職業訓練について特別コースの設置及び定員枠の拡大により希望者の完全受入れをお願いしたい。

(労働省(福岡県))

(5) 地元における雇用機会の増大を図るため、企業立地の促進についての支援をお願いしたい。

(通商産業省)

(6) 閉山交付金の支給条件を、炭鉱下請従業者に対し、直接従業員と同様の措置を講じられるようお願いしたい。

(通商産業省)

2 商工業者対策について

地元商工業者の経営の安定及び転業等に対し、次の措置を講じられたい。

(1) 中小企業相談窓口の設置及び地元での経営相談会の開催をお願いしたい。

(通商産業省)

(2) 政府系及び福岡県の中小企業金融融資制度の融資条件の緩和(限度額の引き上げ、金利の引き下げ、償還期限の延長等)及び既往貸付金償還の猶予措置並びに県・町の融資制度の緩和等を図るための財政支援をお願いしたい。

(大蔵省、通商産業省(福岡県))

(3) 産炭地域振興臨時交付金構造調整地区中小商工業者対策調整額についての交付要件の緩和等による弾力的運用をお願いしたい。

(通商産業省)

3 就学対策について

炭鉱離職者等の子弟に対し、次の措置を講じられたい。

(1) 炭鉱離職者等の転居に伴う子弟(高校生)の転入学の受入れに対し、特別な配慮をお願いしたい。

(通商産業省)

- (文部省)(福岡県)
- (2) 炭鉱離職者等の子弟(高校生)の授業料免除及び奨学金貸付に対する特別な配慮をお願いしたい。
- (文部省)(福岡県)
- (3) 炭鉱離職者等の転居に伴い小・中学校の児童・生徒数の減少が予想されるため、閉山地域の激減緩和措置として現行学級数及び教職員員の確保に対して特別の配慮をお願いしたい。
- (文部省)(福岡県)
- 4 住宅対策について
炭鉱離職者等の住宅確保のため、次の措置を講じられたい。
- (1) 三井石炭炭鉱等に対し、炭鉱離職者等が当分の間、炭鉱住宅に継続して居住できるように要請をお願いしたい。
- (通商産業省、労働省)(福岡県)
- (2) 炭鉱離職者等の移転先あるいは転居先において、公営住宅へ優先入居ができるよう特段の配慮をお願いしたい。
- (建設省)(福岡県)
- 5 土地利用対策について
炭鉱跡地等の有効利用を図るため、次の措置をお願いしたい。
- (1) 三井石炭炭鉱等が、町内の自社所有の土地を譲渡する場合、抵当権解除の調整と適正価格による売買の指導をお願いしたい。
- (通商産業省)(福岡県)
- (2) 三井石炭炭鉱等に対し、閉山に伴う不用炭鉱施設等の計画的撤去及び跡地整備に対する指導をお願いしたい。
- (通商産業省)(福岡県)
- 6 財政対策について
本町の財政の安定を図るため、次の措置を講じられたい。
- (1) 町の振興を図るため石特会計石炭勘定予算の安定的財源確保をお願いしたい。
- (通商産業省)(福岡県)
- (2) 地域振興対策を強力に推進するため、産炭地域振興実施計画に掲載した事業に対する国庫補助事業の優先採択及び予算の重点配分をお願いしたい。
- (関係省庁)
- (3) 産炭地域振興臨時交付金のうち、閉山基準額の交付にあたっては特段の配慮をお願いしたい。
- (通商産業省)
- (4) 産炭地域振興事業の実施にあたり、普通交付税により償還財源が措置される起債制度の特別枠を設けられたい。
- (自治省)
- (5) 普通交付税の産炭地補正の期間延長をお願いしたい。
- (自治省)
- (6) 特別交付税の算定に際し、閉山による特殊財政事情への特段の配慮をお願いしたい。
- (自治省)
- (7) 福岡県産炭地域振興センターの事業予算確保のため、国・県による基金の積み増しをお願いしたい。
- (通商産業省)(福岡県)
- II 重点地域振興対策要望事項
三井三池炭鉱の閉山に伴い、本町の地域経済は、人口の減少をはじめとして、極めて甚大な影響を受けることが予想されます。
今後は、活力あるまちづくりを目指して、基幹産業である農・漁業の振興、雇用の確保を図るための企業誘致等を柱とした地域振興をより一層推進する必要があります。
- つきましては、次の緊急かつ重要な地域振興対策について特段のご支援、ご配慮を賜りたい。
- 1 地域振興対策について
- (1) 21世紀活力圏創造事業の整備促進
(通商産業省、建設省)
本町を含む、福岡、熊本四市十二町で構成する「福岡・熊本県東部有明地域」を九州における活力ある新たな交流圏として創造していくため圏域における通商産業、建設両省所管事業の整備促進をお願いしたい。
- (建設省)
- (2) 地域高規格道路「有明海沿岸道路」の早期整備
低迷している地域経済を活性化するため、広域交通体系の整備による産業の振興、観光ルートの整備が緊急不可欠である。
そこで本地域の交流、連携を強化し一体的な活性化及び経済浮揚を図るため、有明海沿岸道路の早期整備をお願いしたい。
- (運輸省)(福岡県)
- (3) 九州新幹線鹿児島ルート建設促進
(運輸省)(福岡県)
高速交通体系等の整備により、九州の一体的浮揚・発展を図るとともに、地域の振興・発展を推進するため博多八代間の早期着工をお願いしたい。
- (運輸省)(福岡県)
- (4) 西鉄大牟田線の複線化
(運輸省)(福岡県)
福岡都市圏との交通アクセスの向上により、経済活動の活性化など、地域活性化を推進するため、複線化の早期実現への支援をお願いしたい。
- (通商産業省)(福岡県)
- (5) 下楠田工業団地整備に対する支援
(通商産業省)(福岡県)
町施行事業の下楠田工業団地は、計画面積二・二haである。その内高田町、高田町土地開発公社所有が一・四ha、国・建設省が一・八ha、三井石炭炭鉱所有地(炭鉱住宅、アパート用地)が〇・七haである。
高田町、高田町土地開発公社所有一・四haでは面積と形状からみて企業誘致は難しいため、三井石炭炭鉱所有地〇・七haを買収し、団地整備を図る必要がある。買収の際、三井石炭炭鉱所有地には抵当権が設定されており、買収条件が厳しいことが予想されるので、条件緩和について三井石炭炭鉱に対し指導をお願いしたい。併せて、用地購入費に対する財政支援をお願いしたい。
- (労働省)(福岡県)
- (6) 雇用促進住宅の建設
(労働省)(福岡県)
企業誘致の受け皿として必要になってくるのが住宅の整備である。
本町では、雇用促進住宅は建設されておらず、労働者向け住宅整備の一環として建設をお願いしたい。
- (2) 農業振興対策について
(農林水産省)(福岡県)
農村総合整備モデル事業の早期完成のための予算措置
農村住民が定住の魅力を持ちうる環境条件をつくり出すため、農業振興地域内を本事業の計画地区として昭和五十九年度より農業生産基盤、環境基盤、環境施設整備事業の推進を図り本年で十三年になるがまだ未完了である。今後は、本事業の早期完成のための予算措置をお願いしたい。
- (農林水産省)(福岡県)
- (2) 有明東部農地海岸保全事業の整備促進
平成五年度より農林水産省所管事業として事業が推進されているが、早期完成に向けた支援をお願いしたい。
- (農林水産省)
- (3) 三井石炭が所有・管理する海岸堤防の管理移管
炭鉱跡地に隣接する海岸堤防約三kmは、三井石炭炭鉱が所有・管理している。閉山になれば管理が行き届かず、防災面からみても危険地域となることが予想され、三井石炭炭鉱より国への管理移管をお願いしたい。
なお、現在では三井石炭炭鉱が所有・管理する約三kmのうち南北約二kmは、農林水産省所管の有明東部農地海岸保全事業の計画区域として取り込まれており、残る約一kmも同事業による整備をお願いしたい。
- (通商産業省)(福岡県)
- (1) 3 漁業振興対策について
海底陥没の完全埋戻し復旧事業
昭和五十年から有明の採炭が開始され、昭和五十三年頃から漁場の陥没が始まり、その後干潟域を西へと拡大してきた。海苔養殖については、採苗漁場の減少、海苔支柱の変更に伴う経費の増大や過重労働を余儀なくされ、漁家経営の不安定を招いており、漁業を魅力ある産業として育成するため、三井石炭炭鉱に対し、漁場の陥没完全埋戻しを行うよう指導をお願いしたい。
- (農林水産省)(福岡県)
- (2) 江浦漁港整備の早期完成
江浦漁港については、漁港長期計画において昭和六十三年より逐次整備を行っているが、漁業従事者の労働の軽減を図る上からも早期完成

に向けての予算措置をお願いしたい。

(福岡県大和町)

I 緊急対策要望事項

- 1 雇用対策について
(労働省)
炭鉱離職者について、関係法規に基づく諸手当の運用にあたり、最大限の配慮をお願いしたい。

- (2) 特定雇用機会増大促進地域の指定 (労働省)
炭鉱離職者等の雇用促進を図るため、特定雇用機会増大促進地域の指定をお願いしたい。

- (3) 地元雇用の促進 (通商産業省、労働省、福岡県)
炭鉱離職者を対象に、地元企業及び三井関係企業への地元雇用の要請をお願いしたい。

- (4) 職業訓練施設への優先的受入等 (労働省、福岡県)
炭鉱離職者の再就職を促進するため、職業訓練特別コース等の設定と既設職業訓練施設への特別枠設定により希望者の完全受入れをお願いしたい。

- (5) 閉山交付金の支給条件 (通商産業省)
閉山交付金の支給条件を、炭鉱下請従業員に對し、直轄従業員と同様の措置を講じられるようお願いしたい。

- 2 就学対策について
(文部省、福岡県)
炭鉱離職者子弟(高校生)の授業料免除及び学資金の貸付についての配慮をお願いしたい。

- 3 財政対策について
(通商産業省)
地域振興のための財源確保 (通商産業省)
地域振興対策を推進するため、石炭会計石炭勘定予算の安定的財源確保をお願いしたい。

- (2) 産炭地域振興実施計画事業の推進 (関係省庁、福岡県)
産炭地域振興実施計画に掲げる事業を強力的に推進するため、補助事業の優先採択及び予算の重点配分をお願いしたい。

- (3) 普通交付税産炭地補正の上積みと期間延長 (自治省)
普通交付税に係る産炭地補正の上積みと期間延長についての支援をお願いしたい。

- (4) 特別交付税への配慮 (自治省、福岡県)
特別交付税の算定に際し、閉山による地域振興対策に伴う財政負担について、特段の配慮をお願いしたい。

- II 重点地域振興対策要望事項
今まで三井三池炭鉱がもたらした本町経済社会への影響は大きく、今回の閉山によって、甚大な影響を被ることは必至であります。

- 本町としては、その影響を最小限にとどめる方策として、産業の振興を柱とした諸施策を進める必要があるため、次の重点地域振興対策についてのご支援、ご配慮をお願いしたい。

- 1 地域振興対策について
(建設省)
地域高規格道路「有明海沿岸道路」の早期実現
国道二〇八号は、地域の生活及び産業振興等、社会経済活動の大動脈として今日まで大きな役割を果たしているが、狭隘地区や地域の要所において、交通渋滞や交通事故の発生など交通環境は日々悪化している状況にある。

- 低迷している地域経済を活性化するため、広域交通体系の整備による産業の振興、観光ルート整備が緊急不可欠である。

- そこで、本地域の交流、連携を強化し、一体的な活性化及び経済浮揚を図るため、有明海沿岸道路の早期実現をお願いしたい。

- (2) 干潟と干拓の里(仮称)公園整備事業への支援 (通商産業省、関係省庁、福岡県)
本町においては、平成八年度地域活性化ビジョン策定を行ったところである。当該ビジョンの中で示された干潟と干拓の里(仮称)公園整備事業は、町の活性化を図る上で重要な事業であるので、事業実施に伴う支援をお願いしたい。

- (1) 大和町南部地区地盤沈下対策 (農林水産省、通商産業省)
大規模農業の構築を図った干拓地農業は、転機に直面している。こうした中、大和町南部地区水田は地盤沈下による排水不良や塩害が生じ作物の作付が困難な状況にある。そのため復旧に向けた抜本的な対策をお願いしたい。

- (2) 国営水路下久末線の整備 (農林水産省)
町の中央を南北に流れる国営水路下久末線は、大和干拓間は素掘りのため法面の崩壊が進み、危険な状況にあり、農業用排水等に支障を来しているため整備をお願いしたい。

- また、本町では町南部の大和干拓区域を観光など新たな産業の生産基盤として位置づけ取り組んでおり、本水路は町の中央部とこの大和干拓をつなぐ幹線道路に沿っているため、事業実施にあたっては景観に配慮した整備をお願いしたい。

- 3 水産振興対策について
(通商産業省、農林水産省、福岡県)
漁業団地整備への支援
平成八年度策定した地域活性化ビジョンにおいて、海苔加工団地整備計画構想が示されたところである。

- この構想は、これからの本町における水産振興の指針となるものであり、実施に向けた取り組みが急務となっている。

- そのため、実施にあたっての基本計画策定への支援及び加工団地整備に伴う用地取得、インフラ整備に係る補助をお願いしたい。

- (2) 船揚げ施設整備への支援 (農林水産省)
本町の漁港は河川内漁港であり出水期及び台風時においては河川の水位が増し、流れも速くなり船舶の流出にも繋がるため、一時的に船舶を陸上に避難させ流木等による被害及び船舶の流出を防ぐ為の船揚げクレーン設置の補助をお願いしたい。

- (3) 海底陥没の完全復旧 (農林水産省、通商産業省)

漁業は本町の基幹産業として発展してきた。特に昭和三十年代、四十年代にかけては、採貝漁業、海苔養殖が中心で町の財政を潤していた。

ところが、昭和五十年頃より海苔養殖や魚介類の生産漁場となっている干潟域の海底陥没が起り、その面積は利用漁場の三分の一以上に及んでいる。以後年々陥没区域が広がり、このことが優良漁場を消滅させ海苔養殖漁場の沈下や優良なアサリ漁場の消失などの被害が拡大。埋戻し復旧事業が行われているものの、焼け石に水の状態が続いている。

さらには、海苔養殖の投資増と過重労働に繋がり、漁家経営の衰退を招いている。

漁業を魅力ある産業として育成振興していくためにも、漁場の完全埋戻しが急務である。このことを特にお願したい。

(最重点要望事項)
有明海海底陥没の完全埋戻し復旧について
大和町沖合の有明海は、昭和初期から三十年代まで広大な干潟の広がりが、海苔養殖の漁場として活気あふれる水産業が営まれていました。

しかし、昭和三十年代に沖合漁場が、さらには昭和五十年頃から干潟域の海底陥没が始まり、以後年々陥没面積、深さともに進行し、海に生息する魚介類の生態系にも大きな変化が現れていいます。

陥没に比例してアサリやアケマキ、アカガイといった貝類の水揚げはピーク時の半分程となり、さらにシタビラメ、カニなどの底物の漁獲量も激減し、さらには、これまでの支柱となる海苔漁場は、既存の支柱では養殖不可能となるなど、深刻な問題を抱えていることとなり、千二十戸あった町内の漁家数も現在では四百九十戸の四八%と衰退の道をたどっています。

海底陥没対策については、三井石炭炭鉱三池炭業所が昭和五十六年度から埋戻し復旧事業に着手し、継続的に事業を行っていただけていますが、その埋戻し面積は半分にも満たず、さらに閉山を迎えることとなった今、漁家の不安は募るばかりで

なく、当町への影響も極めて深刻といわざるを得ません。

国、県におかれましては、かかる深刻な事態を真摯に受け止めていただき、有明海沿岸地域の水産振興の見地から、国、県の責任において海底陥没の完全埋戻し復旧事業につき、格段のご配慮、ご支援をお願いするものでございます。

○熊本県関係
(熊本県)

要望事項

I 予算の確保

閉山対策を円滑に推進するため、特別の財政支援を講ずるなど閉山対策予算を確保されたい。

II 緊急対策要望事項

閉山対策を円滑に推進するため、緊急に実施すべき次の事項について特段の御配慮を賜りたい。

1 雇用対策

(1) 炭鉱離職者等の円滑な再就職のため、三井鉱山(株)及び三井グループ企業に対し、雇用確保を引き続き指導されたい。

また、雇用対策を推進するため、三井鉱山(株)及び三井グループ企業に企業誘致及び経営多角化・新分野開拓の着実な推進を指導されたい。

(2) 炭鉱離職者等の再就職を促進するため、雇用促進住宅の建設についての事業の優先採択と必要な財政支援につき配慮されたい。

(3) 関連下請企業離職者について、直接従業員の開山交付金支給条件に準じて措置されるよう配慮されたい。

2 商工業者対策

(1) 政府系中小企業金融機関の貸付について、担保評価等の弾力的運用など特別な配慮を行うほか、既往貸付金の償還猶予措置につき配慮されたい。

(2) 産炭地域振興臨時交付金構造調整地区中小商工業者対策調整額制度について、貸付限度額の引き上げ、貸付利率の引き下げなど貸付条件につき配慮されたい。

(3) 産炭地域向け融資に係る中小企業信用保険に

ついて、保険料率引き下げにつき配慮されたい。

3 民生・教育対策

(1) 炭鉱離職者等が転居する場合において、公営住宅に優先入居できるよう配慮されたい。

(2) 日本育英会奨学生の採用について、炭鉱離職者等の子弟の採用要件緩和及び採用枠の確保につき配慮されたい。

(3) 高校生の転入学が円滑に行われるよう配慮されたい。

4 炭鉱関連施設・土地対策

(1) 三井鉱山(株)及び関連企業の所有地及び不炭鉱施設の安全管理並びに同施設の撤去については万全を期すよう指導されたい。なお、近代産業遺産として評価の高い万田坑については、文化財指定による保存及び財政支援につき配慮されたい。

(2) 三井鉱山(株)及び関連企業の所有地、所有施設のうち、現在公共目的に使用されているもの、今後地域振興対策として活用するものについては、その売買に当たって価格面で企業を十分指導されたい。また、その場合の用地、施設の取得や不炭施設の撤去等に対する財政支援につき配慮されたい。

(3) 今後炭鉱施設に起因する環境問題や鉱害問題が生じた場合は、会社に対し適切に対応されるよう指導されたい。

5 財政対策

(1) 産炭地域振興臨時交付金については、基準額及び各調整額の単価引き上げなどの制度の拡充につき配慮されたい。

(2) 産炭地域振興臨時措置法に基づく財政支援について、国庫負担割合引き上げ、対象事業の拡大など制度の拡充につき配慮されたい。

(3) 普通交付税の基準財政需要額の算定に当たり、産炭地補正の平成十年度以降の期限延長につき配慮されたい。

また、特別交付税の算定に際しては、閉山に伴う特殊財政事情に十分配慮されたい。

(4) 産炭地域振興事業の実施に当たり、普通交付税により償還財源が措置される起債制度の特例枠設置につき配慮されたい。

(5) 国庫補助事業で建設した施設の用途廃止、又は、他の目的に使用する場合の承認につき配慮されたい。

(6) 閉山に伴い地方債で建設した施設の用途廃止、又は、他の目的に使用する場合の繰り上げ償還の適用除外と償還財源につき配慮されたい。

III 地域振興対策

閉山後の地域振興を図るため、地方拠点都市地域基本計画及び21世紀活力圏創造整備計画との整合性を図りながら、本圏域の産炭地域振興実施計画上の事業の先行的、重点的な推進を図るとともに、必要な財源を確保されたい。その際、特に次の事項について特段の御配慮を賜りたい。

1 産業の振興

(1) 荒尾産業団地の早期完成及び関連公共事業に対する財政支援につき配慮されたい。

(2) 電源地域産業再配置促進補助金制度及び地域振興整備公団の融資制度など企業立地に対する優遇措置を拡充するとともに、企業進出への支援及び誘導措置につき配慮されたい。

(3) 地元における雇用機会の増大を図るため開催する合同企業立地セミナーへの継続的な支援協力につき配慮されたい。

2 炭鉱跡地の有効利用

炭鉱跡地の再開発として荒尾市が行う荒尾市地域交流館(仮称)建設などの事業を実施するための財政支援につき配慮されたい。

3 保健・福祉施設の整備

(1) 荒尾市における特別養護老人ホームの建設につき配慮されたい。

(2) 今後、荒尾市保健センター等、市が行う保健衛生サービス提供の拠点整備に当たっては、事業の優先採択につき配慮されたい。

(4) 閉山に伴い三井鉱山(株)から荒尾市に水道施設

が移管される場合には、水道施設の改修について事業の優先採択と必要な財政支援につき配慮されたい。

(2) 炭鉱離職者の動向及び地域振興対策としての誘致企業の進出等による住宅需要を踏まえ、公営住宅の整備について、事業の優先採択と必要な財政支援につき配慮されたい。

(3) 河川の整備について、集中的な実施を図ることができるよう事業の優先採択と財政支援につき配慮されたい。

5 都市・産業基盤の整備

(1) 地域の幹線道路である主要地方道、市道及び都市計画道路等について集中的な実施が図れるよう事業の優先採択と事業費の重点配分につき配慮されたい。

(2) 国等の公的施設の設置は、地域の活性化を図る上で効果的なことから、その設置に際しては十分配慮されたい。

(3) 高速交通体系等の整備により地域の振興・発展を推進するため、九州新幹線鹿児島ルート船小屋・新八代間の最優先着工をお願いしたい。

(4) 第七次空港整備五箇年計画に沿って、九州国際空港に関する所要の調査を実施され、同空港を特定地域の振興という観点も含め国土政策上・航空政策上から明確に位置づけられたい。

(5) 有明海・八代海沿岸道路構想については、沿岸地域内の各種プロジェクトの推進とともに、これらと沿岸の主要都市等を結ぶ広域道路網の整備を図るものであり、産炭地域振興にも資するものであるため、新しい全国総合開発計画への明確な位置づけと所要の調査を実施されたい。

(6) 貴重な近代化遺産である万田坑の保存活用を図るため、周辺地域を含め都市公園としての整備ができるよう事業の優先採択と財政支援につき配慮されたい。

(熊本県議会)

1 閉山に伴い離職する炭鉱従業員や関連企業の従業員などの離職者の再就職をはじめとする雇

用対策の充実を図ること。

2 地元中小企業の経営安定及び転業等に対し、制度融資の充実を図ること。

3 炭鉱離職者の住宅の確保及び離職者の子弟の教育について、適切な措置を図ること。

4 炭鉱関連の土地、施設等について、現在公共目的に使用されているもの市への無償譲渡及び今後地域振興対策として活用するものの譲渡等については、会社に対し適切に対応するよう指導を行うこと。なお、万田坑の文化財保存及び財政支援についても配慮すること。

5 荒尾市の財政基盤の安定を図るため、交付税や産炭地域振興臨時交付金の拡充を行うとともに、起債制度の特例措置を図るなど地方財政の支援強化を図ること。

6 企業誘致の前提となる基盤整備の推進のため、事業の先行的、重点的推進を図ること。

(熊本県荒尾市)

I 緊急対策要望事項

1 雇用対策について

炭鉱閉山に伴い離職した炭鉱従業員や関連企業の従業員などの炭鉱離職者等の再就職をはじめ、雇用対策の充実強化を図るために、次の措置を講じられたい。

(1) 炭鉱離職者求職手帳及び特定不況業種離職者求職手帳の発給にあたっては、弾力的な運用をされるときに、就職促進手当の改善について、特段の配慮を願いたい。

(2) 三井石炭炭鉱等々の経営多角化・新分野開拓事業の地元展開の一層の推進と石炭炭鉱に代わる企業誘致への協力及び地元企業、三井関係企業等への雇用の要請を願いたい。

(通商産業省、労働省)

(3) 炭鉱離職者等の早期の再就職を促進するため、炭鉱離職者等に対する就職援助制度の現地説明会及び臨時職業相談所の開設並びに既設職業訓練施設における特別コースの設置と特別枠の拡大による希望者の完全受け入れを願いたい。

(労働省、熊本県)

(第九部 商工委員会会議録第十一号 平成九年四月二十二日 【参議院】)

(4) 水野北工業団地及び荒尾産炭団地への企業の立地を促進するため、地元、県、国等の合同企業立地セミナー開催への支援協力を願いたい。

(通商産業省、熊本県)

(5) 閉山交付金の支給条件を炭鉱下請け従業員も直轄従業員と同様な措置となるよう配慮を願いたい。

(通商産業省)

2 商工業者対策について

地元中小商工業者の経営安定及び転業等に対し、次の措置を講じられたい。

(1) 商工業者の金融や経営問題等に関して総合的な相談体制の強化を願いたい。

(通商産業省、熊本県)

(2) 政府系及び熊本県の中小企業融資制度の融資条件の緩和及び既往貸付金償還の猶予措置並びに県・市の融資制度の緩和等を図るための財政支援を願いたい。

(通商産業省、大蔵省、熊本県)

(3) 閉山にともなう中小商工業者の移住営業又は転業に対する長期かつ低利又は無利子の融資制度の創設を願いたい。

については、産炭地域振興臨時交付金構造調整地区中小商工業者対策調整額についての交付要件の緩和等による弾力的な運用を願いたい。

(通商産業省、熊本県)

(4) 炭鉱下請企業及び関連商工業者に対して、熊本県中小企業振興公社等による取引の斡旋活動の強化及び官公需の発注機会の増大を図るよう願いたい。

3 就学対策について

炭鉱離職者等の子弟に対し、次の措置を講じられたい。

(1) 炭鉱離職者等の転居に伴う高等学校生徒の転入学の受け入れに対する特別な措置を講じていただくこと。

(文部省、熊本県)

(2) 炭鉱離職者等の高等学校生徒の授業料免除及び奨学金貸付に対する特別の配慮を願いたい。

(文部省、熊本県)

生徒数の減少が予想されるため、閉山地域の激減緩和措置として現行学級数及び教職員数の確保を願いたい。

(文部省、熊本県)

4 住宅対策について

炭鉱離職者等の住宅確保のため、次の措置を講じられたい。

(1) 三井石炭炭鉱等に対し、炭鉱離職者等が当分の間、炭鉱住宅に継続して居住出来るよう要請を願いたい。

(労働省、通商産業省)

(2) 炭鉱離職者等が移転先あるいは転職先において、公営住宅等へ優先入居出来るよう特別の配慮を願いたい。

(労働省、建設省、熊本県)

(3) 炭鉱離職者等の再雇用の促進と水野北工業団地等への誘致企業従業員のための雇用促進住宅の建設を願いたい。

(労働省、熊本県)

5 土地利用対策について

炭鉱跡地等の有効活用を図るため、次の措置を講じられたい。

(1) 地域振興対策として活用する用地について、三井石炭炭鉱等より有償譲渡を受ける場合の財政支援を願いたい。

(通商産業省、自治省)

(2) 三井石炭炭鉱等が市内の自社所有の土地を譲渡する場合、抵当権解除の調整と適正価格による売買の指導を願いたい。

(通商産業省)

(3) 三井石炭炭鉱等に対し、閉山に伴う不用炭鉱施設等の計画的撤去及び跡地整備に対する指導を願いたい。

(通商産業省)

6 炭鉱関連施設対策について

炭鉱関連施設について、地域振興のための有効活用及び環境保持のため、次の措置を講じられたい。

(3) 簡易水道等施設整備費事業閉山炭鉱水道施設への優先採択及び助成措置についての特段の配慮

(通商産業省、熊本県)

(2) 三井石炭炭鉱等々の所有地の環境保持を指導されたい。

(通商産業省、熊本県)

(3) 近代産業遺産として評価の高い万田坑については、文化財指定による保存等について特段の配慮を願いたい。

(文部省、通商産業省、熊本県)

7 財政対策について

本市の財政の安定を図るため、次の措置を講じられたい。

(1) まちづくりのための地域振興対策及び閉山による影響を緩和するための雇用・商工業者対策等を講じるため、石炭会計石炭勘定予算の安定的財源確保を願いたい。

(通商産業省)

(2) 地域振興対策を促進するため、国庫補助事業の優先採択及び予算の重点配分とともに、産炭地域振興臨時措置法の期限内での国庫補助率の引上げを願いたい。

(関係省庁)

(3) 普通交付税の基準財政需要額の算定に当たり、産炭地補正の平成十年度以降の期限延長を図られたい。

また、特別交付税の算定に際しては、閉山に伴う特殊財政事情に十分配慮されたい。

(自治省)

(4) 産炭地域振興臨時交付金の閉山基準額及びプロジェクト施設整備等支援調整額の交付における特別の配慮を願いたい。

(通商産業省)

(5) 産炭地域振興事業の実施に当たり、普通交付税により償還財源が措置される起債制度の特例枠を設けられたい。

(自治省)

(6) 地域振興対策を推進するため、熊本県による閉山対策財政支援制度の創設及び熊本県市町村振興資金の弾力的な運用を願いたい。

(熊本県)

II 重点地域振興対策要望事項

三井三池炭鉱の閉山に伴い、本市の地域経済社会は、経済活動の沈滞、人口の減少、市財政の窮乏など大きな影響を受けることが予想されます。

本市はこれまで炭鉱住宅跡地を活用して、高度商業集積整備事業や緑ヶ丘リニューアールタウン整備事業等に取り組み「緑と賑わいのある観光・商業・文化都市」へと再生を目指してありますが、閉山による影響等を考えますと更にその推進を図るために諸事業に取り組みなければなりません。ついては、地域振興策に関する諸事業の推進に特段のご支援とご配慮を願いたい。

1 産業の振興について

(1) 炭鉱産業団地造成事業及び関連公共施設整備事業 (通商産業省、熊本県)

地域振興整備公団による産炭地域振興を目的とした炭鉱産業団地造成は、本市にとつて市活性化の核と認識するものです。当該関連施設整備事業は、産業団地の活用を増加させ、また進出企業の利便性を高めるために炭鉱市が実施するもので、整備によつて企業誘致の促進を図り、地域振興に努めたいというものです。

ついては、炭鉱産業団地の早期完成及び関連公共事業に対する財政支援を願いたい。

なお、水の安定供給は企業誘致のための重要な条件になりますので、県に対しては工業用水供給施設の整備促進を願いたい。

2 炭鉱跡地の有効利用について

炭鉱市地域交流館(仮称)建設事業 (通商産業省、熊本県)

「ふるさと創生事業」以来、地域の個性を生かした、地域自らの創意と工夫による地域づくりが求められています。炭鉱市においても、かつて三池炭鉱の中で最高の出炭量を誇り、炭鉱市発展の基盤となった万田坑をはじめ、中世の製鉄や焼物の歴史など、優れた資源が各地域に散在しています。

今後、個性豊かな地域づくりを図るためには、こうした地域資源を掘り起こして、それぞれの地域特性にあったテーマを持つ施設を整備し、施設間の連携や、住民と住民、住民と行政、まちとまちなど様々な交流を生むことで、炭鉱市全体の活性化を図る必要があります。

つきましては、地域に求められる交流館のあり方等について調査を行い、整備したいので調査策定及び交流館建設に対する財政支援を願いたい。

(2) 都市公園整備事業

(通商産業省、建設省、熊本県)

日本の近代化を支えた石炭産業の歴史を今に伝える貴重な遺産である万田坑の保存活用を図るため、周辺地域を含めて都市公園としての整備ができるよう事業の優先採択と財政支援を願いたい。

3 生活環境の整備について

(1) 副都心地域の整備について

県営住宅建設への支援 (建設省、熊本県)

炭鉱市は現在石炭のまちから観光・商業・文化都市への転換を目指しています。そのなかでも緑ヶ丘地区はかつての炭鉱住宅跡地から高次の生活環境を備えた新しいまちへと再生するための住環境整備の一環として、リニューアールタウン整備事業、さらに九州で初めての特定商業集積整備事業を展開し、これからのまちにふさわしい環境づくりを進めているところです。

ついては、社宅の撤廃と炭鉱離職者の動向及び地域振興対策としての誘致企業の進出等の住宅需要を踏まえ、県営住宅の建設に特段の配慮を願いたい。

(2) 市営住宅建設について

(建設省、通商産業省、熊本県)

良好な住宅のストックと良好な住環境の形成を図るため平成五年度に再生マスタープランを策定し、平成七年度より中央区団地を建設しているところですが、入居希望者に対して、未だ充足している状況ではありません。

ついては、今後の市営住宅の建設を進めるための財政支援について特段の配慮を願いたい。

(3) 炭鉱保健所跡施設の有効利用

(厚生省、熊本県)

地域保健法の改正により、県では、平成九年

四月から炭鉱保健所が玉名保健所に統合されることとなっております。また、この法律の改正により、身近な保健サービスの実施主体とされた市においては母子保健サービスをはじめとした、市民に対する保健サービスの拠点施設の確保が心配となりますが、当面の整備のめどがまだたっておりません。

ついては、四月以降用途が廃止される炭鉱保健所跡施設を当面利用したいので特段の配慮を願いたい。

なお、今後、市が行うこととなる母子保健等サービス及び老人福祉をはじめとする福祉サービスの拠点となる保健福祉総合センターの整備が課題となりますが、整備ということになりまして、事業の優先採択及び財政支援について、特段の配慮を願いたい。

(1) 4 福祉施設の整備について

福祉施設整備事業 (厚生省、熊本県)

当市には、特別養護老人ホームが一ヶ所ありますが、待機期間が三年近くに及ぶ状況であり、又石炭産業の最盛期に従事された方々も、入所希望者として多数在住されております。

今後ますます高齢化の進行が予測される中、民間から建設の申請があつておりますが、県内での申請者が多いため認可が極めて厳しい状況です。

ついては、炭鉱市に対する特段の配慮を願いたい。

(1) 5 都市基盤の整備について

(建設省、熊本県)

主要地方道炭鉱長洲線(県事業)

長洲町の名石浜工業団地で経済活動を展開している既存の企業や本市の水野北工業団地や炭鉱産業団地に立地する企業が九州縦貫自動車道南関インターを利用する頻度は高く、南関インターまで早期全線完了すれば、企業間はもちろん地域間交流も活発化する。

ついては、事業の整備促進を願いたい。

(2) 都市計画道路炭鉱海岸線及び市屋深瀬線(県事業) (建設省、熊本県)

市の臨海部の開発活用を含めた主要広域幹線道路であり、圏域内外とのアクセス強化路線として、また21世紀活力圏創造事業計画にも位置付けています。

広域的には長洲、宇土周辺の工業地帯、炭・漁業圏域を南北に縦貫して県内を結び、地域住民の生活向上並びに産業、経済等の発展に重要なルートとしての役割と機能が期待されています。

(3) 市道上吸田西五反田線(市事業)

(建設省、熊本県)

企業誘致の受け皿として、この沿線に炭鉱産業団地を造成していますが、この路線が開通することにより、九州縦貫自動車道と長洲町等の湾岸部市町との交通アクセスが良好になり、日立造船関連企業や進出企業に対して優位性をPRできるようにします。

ついては、事業の整備促進を願いたい。

(1) (2) 都市機能の整備

(建設省、熊本県)

市街地の環状骨格道路であり、また副都心地区への連絡道路でもあります。更には炭鉱市地域交流館(仮称)建設事業計画(万田地区)を推進する上においても、重要な路線です。

ついては、事業の整備促進を願いたい。

(2) 主要地方道炭鉱南関線及び一般県道平山炭鉱線(県事業)

(熊本県)

九州縦貫自動車道から市街地への主要幹線道路であり、年間百三十万人の入国者がある三井グリーンランドやアジアパークに通じる道路でもあります。春・秋の行楽シーズンには、交通混雑を来している状況であり、この路線を整備することにより、交通の緩和を図ることができま

なお、平山炭鉱線は新炭鉱市総合計画では、

シンボルロードとして位置付けられています。
については、事業の整備促進を願いたい。

③ 都市計画道路中央野原線(市事業)

(建設省、熊本県)

この路線は、都市計画道路市屋深瀬線と連結し、国道二〇八号線へ通じる都市計画道路であり、荒玉管内の市町からは平成九年五月に完成予定の高度商業集積事業への進入路としての重要な路線であります。この商業集積事業の完成により副都心地区への交通量の増加が見込まれますので、交通の円滑化と観光や商業の活性化を図るために整備が是非必要であります。

④ 市道本村運動公園線(市事業)

(建設省、熊本県)

国道二〇八号線及び県道平山荒尾線と連結した道路であり、九州縦貫自動車道と連絡し、平成十一年に開催される国民体育大会の会場等へのアクセス道路として重要な路線であります。また、この一帯は常時市民が利用している総合スポーツ施設(陸上競技場、体育館、市民プール、サッカー場など)が充実している地域であり、荒尾、玉名地方拠点整備計画でも重点路線として位置付けられています。

については、事業の整備促進を願いたい。

(1) 6 事業の推進について

21世紀活力圏創造事業

(通商産業省、建設省、熊本県)

本市を含む、福岡、熊本両県の四市十二町で構成する「福岡・熊本県東部有明地域」を九州における活力ある新たな交流圏として創造していくため、圏域における通産、建設両省所管事業の整備促進に配慮され、整備促進に係る財政負担について特段の支援を願いたい。

(2) 荒尾、玉名地方拠点都市地域整備

(国土庁、農林水産省、通商産業省、建設省、自治省、熊本県)

荒尾、玉名地域の二市八町は地方拠点法に基づく地域指定を受け、圏域一体となって職・

住・遊・学を備えた九州有明交流拠点の建設を目指していますので、圏域における各省所管事業の整備促進をお願いするとともに、整備促進に係る財政負担について特段の支援を願いたい。

(3) 有明海・八代海沿岸地域開発構想の推進

(建設省、熊本県)

有明海・八代海沿岸地域は、計画が進められている地域高規格道路有明海沿岸道路(佐賀県鹿島市・福岡県大牟田市)及び南九州西回り自動車道(八代市以南)の間にあって、具体的な広域幹線道路の整備計画がない状況です。

については、本市を含む有明海・八代海沿岸地域の一体的発展を図るため、現在熊本県において実施されている、両地域を広域的に結ぶ沿岸道路構想を中心とした総合的調査に基づいて開発構想の早期策定とその推進を願いたい。

○経済団体関係

I 緊急対策要望事項

(大牟田・荒尾商工会議所、高田町・大和町商工会共同要望事項)

1 金融等支援対策

1) 既存借入金返済期間の繰延べ及び金利減免措置について

炭鉱下請企業及び納入業者等直接閉山の影響を受ける企業に対して政府系・福岡県・大牟田市の中小企業融資制度について返済期間の繰延べ、金利減免措置等の特別措置をお願い申し上げます。

2) 低利長期の特別融資制度(政府系・福岡県・熊本県・大牟田市等の特別枠での融資制度)の創設について

直接・間接的に影響を受ける中小企業者を対象とした特別融資制度の創設をお願い申し上げます。

3) 福岡県信用保証協会、熊本県信用保証協会の特別保証枠の創設及び保証料の引き下げについて

保証枠残のなしか又は、少ない企業も利用出来るように、特別枠での保証枠を創設されるとともに

に、現行の保証料の引き下げを行ない保証貸付の改善実施をお願い申し上げます。

4) 業種転換・新分野進出に際しての政府系及び福岡県の融資・助成制度の弾力的運用について

対象業種の拡大及び融資・助成条件の緩和をお願い申し上げます。

5) 産炭地域振興臨時交付金について

産炭地域臨時交付金「構造調整地区中小商工業者対策調整額(移住転業資金)」について、対象者としての要件のなかに、対象地区から県内の他地区に移転する者、業種転換をする者があります。

が、部分業種転換する者への適用等弾力的に運用頂きますようお願い申し上げます。

2 雇用対策

1) 石炭関連下請け企業等従業員の離職者への退職金等の支援措置について

下請け企業の坑内員については、退職金等の支援措置がなされるようですが、離職を余儀なくされるその他従業員についても同様の支援措置をお願い申し上げます。

2) 石炭関連企業離職者の完全雇用の促進について

離職者の、できるだけ地元就職を中心に、完全雇用に限らずのご支援をお願い申し上げます。

3) 人材・技能者育成等雇用機会の増大を図るための支援措置について

地域企業では人材が不足している業種もみられますが、求める技能者不足等求職者とのミスマッチが顕著であります。炭鉱離職者を含めた雇用機会の増大のためには、地域企業が求める人材・技能者の育成が緊急の課題でありますので、国・福岡県の積極的な支援措置をお願い申し上げます。

II 重点地域振興対策要望事項

(大牟田商工会議所要望事項)

1 三池港の整備について

重要港湾三池港の整備促進は、経済界にとりましても永年の念願であります。平成七年度において、三池港の港湾整備のあり方について検討をするため、国・県・市により、三池港臨海部活性化

調査も実施されたところであります。

港に隣接して物流センターも既に稼働しており、三池港は大牟田市のみならず有明中部地域の物流拠点としての重要性はもたらへ、産業基盤、生活基盤の観点からもその重要性は大なるものであり、重要港湾としての早期整備が望まれます。

運輸省におかれましては国の第九次港湾整備五年計画に事業採択の意向を表明され、また福岡県におかれては早速、積極的な整備に着手される方針を打ち出され誠に心強いものがあります。さらに、国・県・市・企業一体となつての早期港湾整備計画策定と整備を実現されますようお願い申し上げます。

2 地域高規格道路有明海沿岸道路(国道二〇八号バイパス等)の早期建設について

地域高規格道路有明海沿岸道路(国道二〇八号バイパス)につきましては、平成八年八月に大牟田市・高田町間が調査区間の指定を受け、事業化に向け大きな前進をみたところでありますが、三池港をはじめとする大牟田市の活性化に大きく寄与する道路であり、主要地方道大牟田川副線の整備とあわせ早期建設されますようお願い申し上げます。

3 J R・西鉄線の立体交差化の促進について

大牟田市は、J R九州鹿児島本線、西鉄大牟田線の鉄道が市街地を縦断しており長時間の遮断もあり、市民生活環境、市街地の一体性、産業活動の活性化、円滑な交通処理等が阻害されております。

大牟田市では、短期的には長溝踏切の単独立体交差事業を、長期的には連続立体交差事業を構想されており、この早期実現に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

4 大牟田テクノパークの建設促進について

産炭地域振興施策の一環として当市の多様な産業構造の形成を図るため整備を進めている大牟田テクノパークの早期完成に特段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5 企業誘致、環境産業(リサイクル)等の立地に

ついて
大牟田市では多様な産業構造の形成を図るため、勝立・宮浦工業団地を造成し又大牟田テクノパーク建設にも取り組まれており、また、市内の遊休地の効果的利用も含め、企業誘致が緊急の課題となっております。更に、環境産業等の大牟田市での立地展開も検討されているところであります。

大牟田市への企業誘致、環境産業等の立地について、特段のご支援を賜わりたくお願い申し上げます。

6 大正町一丁目地区第一種市街地再開発事業及び地域商業近代化推進について
大正町一丁目地区は当市中心市街地に位置し、隣接商店街ではコミュニティマーケット構想モデル事業を既に完了し、最後の核的事業として本事業は位置付けられております。

郊外型大型店の相次ぐ出店もあり、当市中小売業及び既存商店街を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。そのため、経営基盤の充実強化がより一層求められ、とくに地域経済の中核的な役割を担う商店街の活性化が重要な課題となっております。

本事業はこのような状況のなかで中心地区商店街の活性化を図る大規模プロジェクトであり、地域商業計画でも重要プロジェクトと位置付け、この推進に全力をあげて取り組んでいるところであります。大正町一丁目地区第一種市街地再開発事業につきましても、事業具現化への特段のご支援をお願い申し上げます。

また、平成七年度策定致しました「大牟田地域商業計画」で提案致しております地域商業の近代化推進につきましても、特段のご支援をお願い申し上げます。

7 中心市街地への都市型住宅の建設(商住混在化)の促進について
大牟田市では人口の減少と人口のスプロール化が進み、中心市街地の居住人口が減少していきま

すが、高齢化が進んでいる当市では、高齢者にとり各種機能が集積し、賑わいのある都心部への居住

指向が強いと考えられます。また、大牟田市第三次総合計画では福岡都市圏の中間に位置する本市を地方中枢機能を高め、中核都市としての魅力を再生すべきであるとし、長期的には福岡市や熊本

市への通勤者の住機能の一部を担うとしています。同計画と連動して策定いたしました大牟田地域商業計画でも、中心商業地付近に居住機能を積極的に導入し、常に賑わいのある街の復活を図るため、高齢者にも配慮した都市型住宅建設をうたっております。

大牟田市での中心市街地への都市型住宅の建設につきましても、特段のご配慮をお願い申し上げます。

8 遊休地の有効活用について
大牟田市には企業の遊休地が多く、その利用については行政はじめ関係機関との慎重な協議の上での効果的利用が望まれております。

今後の遊休地売却に際しましては、地域振興対策としての用地の活用、及び公共に資する用地の活用について、国・県の財政支援が望まれており、遊休地の有効活用についての特段のご配慮をお願い申し上げます。

9 石炭技術存続と大学等高等教育機関の設置について
当地域は石炭採掘で培われた高度な技術が蓄積されており、これらは海外における石炭採掘での技術移転、または関連産業分野での応用普及等見込まれるところであります。

また、人口十四万人余をかかえる大牟田市には四年制大学がなく、若年層の流出の一因となっております。以上の状況から高等教育機関の充実が市民の願であり、大牟田市活性にとり必要不可欠の問題でもあり、その設置及び高等教育機関の充実について特段のご配慮をお願い申し上げます。

10 九州新幹線鹿児島ルート建設促進について
九州新幹線鹿児島ルートについて早期着工されますようお願いします。

(荒尾商工会議所要望事項)

1 企業誘致について
基幹産業を持たない荒尾市にとって地域の振興、活性化を図るには地場産業振興と共に企業誘致が即効力の面からも、又、経済波及効果の面からも大変重要と思われま

す。幸い当市は、完成した水野北工業団地と造成中の荒尾産業団地があり、受け入れ態勢は整備されつつあります。つきましては地場企業にとつて相乗効果があり、雇用力のある企業誘致を切にお願い申し上げます。

2 産業基盤・都市基盤整備について
産業基盤・都市基盤の整備は企業誘致とも密接に関係するものですが、とりわけ道路交通網の整備は企業の経営活動にとつても市民生活の上からも、まちづくりの観点からも大変重要な位置付けにあると思われま

す。九州縦貫自動車道南関インターから長洲町まで全線開通すれば、国道、県道等とのアクセスも図られ、その効果は絶大であります。また、慢性的な水不足に悩む当市にとつて、水の安定供給が急がれるところであり、その水源確保策と併せて下水道整備等インフラ整備についての支援をお願い申し上げます。

3 遊休土地の効果的利用について
荒尾市には社宅跡地、遊休地が数多く散在し、その有効活用が最大の関心事であります。その土地売却に際しましては、公共用地については無償か低額譲渡、若しくは財政的支援をお願いすると共に、売却先は市の総合計画に沿った土地処分となりますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

4 観光開発について
万田坑の堅坑など、歴史的な炭鉱遺産が幾つか残されています。文化財指定により国レベルでの管理が助成金による保存等を実施し、荒尾に存在する文化遺産、観光資源とのネットワーク作りについてのご支援をお願い申し上げます。

5 住環境整備について
現在、荒尾市土地開発公社による土地造成(リニューアールタウン整備)並びに、東屋形土地地区画

整理事業が進められております。つきましては、その造成敷地内に企業誘致の受皿として、又、炭鉱離職者の住宅移転対策の一環として公営住宅建設にご尽力をお願い致します。

6 九州国際ハブ空港建設について
九州国際ハブ空港の建設については、現在鋭意協議検討がなされておりますが、優れた地勢的条件を兼ね備え、九州のヘソといわれる有明地域の特性と、気象・地象・海象の諸条件に優れた建設コストも安い荒尾・大牟田沖への誘致について、九州国際ハブ空港誘致期成会を結成して取り組みを行なっておりますが、有明地域の活性化はもちろ

今後ますます活発化していく高密度の国際交流とアジア太平洋地域において増大する航空需要に対応できる国際ハブ空港の荒尾・大牟田沖への誘致実現につきましても、特段のご配慮をお願い申し上げます。

7 JR荒尾駅の橋上化について
JR荒尾駅を中心とした地区は、本市の都心地区として第二次マスタープラン及び、商業近代化計画において重点整備地区となっております。市としてもプロダクト広場等を整備し、都心地区整備の起爆剤としての役割を果たしてまいります。JR荒尾駅の改築・橋上化が不可欠であります。

従いまして、その早期実現について特段のご配慮をお願い申し上げます。

(高田町商工会要望事項)

1 地域高規格道路「有明海沿岸道路」の早期建設
国道二〇八号バイパスについては、平成八年八月に大牟田市・高田町間が調査区間の指定を受けました。佐賀、柳川、大牟田市への幹線道路であり、当町としては活性化に寄与する道路として期待が大きく、早期実現をお願い申し上げます。

2 西鉄大牟田線複線化
複線化によって大都市への所要時間が短縮され、当町から福岡市等への通勤が楽になり、人口減少の続く中、ベッドタウンとしての発展も期待

できるため、実現化をお願い申し上げます。

3 下楠田工業団地の整備

雇用機会の少ない高田町にとって、工業団地の整備により企業誘致を図り、若者の地元定着による活性化に努めることが必要であります。

当町は交通の利便性に優れていることも好条件と思われま。

4 雇用促進住宅の建設

高田町は海の幸、山の幸に恵まれ、自然環境に優れています。高齢化が進み、その比率は二二％台となっており、その対策が急務と思われま。

幸いに交通アクセスに恵まれており、雇用促進住宅建設の好条件となっております。ご検討をお願い申し上げます。

5 都市計画法運用の見直し

高田町地域の都市計画法運用の見直しにより、市街化地域の拡大を計り、商業地、住宅地の充実により活性化の促進を図ることが必要です。

(大和町商工会要望事項)

1 地域高規格道路「有明海沿岸道路」の早期建設について

国道二〇八号は、地域の生活及び産業振興等、社会経済の大動脈として今日まで大きな役割を果たしているが、地域の要所において、交通渋滞や交通事故の発生など交通環境は日々悪化している状況にある。又、国道二〇八号バイパスが平成八年八月に大牟田・高田間が調査区間の指定を受けました。低迷する地域経済を活性化するため、有明海沿岸道路の早期実現をお願い申し上げます。

2 西鉄大牟田線の複線化について

複線化による交通アクセスの向上は、所要時間の短縮等をもたらす、沿線住民の利便性の向上、地域活性化又、地域間交流の促進に期待できるため、早期実現をお願い申し上げます。

○労働組合関係

(三池炭鉱新労働組合、三池炭鉱職員労働組合、三池炭鉱労働組合)

1 雇用対策について

離職者の大半は地元希望者(組合アンケート約

九〇％)であり、会社紹介による雇用先とは条件面で厳しい環境にあります。

更なる地元雇用対策について、企業誘致・新たな雇用開発に今後共ご支援されますようお願い致します。

2 住宅対策について

社宅居住者については、労・使間交渉にて、閉山後最長一年六カ月は従来通り居住できることと協定致しましたが、いずれ退去しなければなりません。大牟田・荒尾市の人口減のみならず、地域社会に及ぼす影響などを充分御理解いただき、住宅問題に特段の御配慮方お願い致します。

尚、炭鉱離職者が移転先あるいは転居先において公営住宅等に優先入居できるよう適切な措置をお願い致します。

〔参考〕大牟田市四〇六戸、荒尾市九〇戸、高田町一九戸、計五一五戸

3 地域振興対策について

有明地域における基幹産業でありました三池炭鉱の閉山により、地域経済に及ぼす影響は図り知れないほど深刻であります。

当地域の抱える事情等を十分に御賢察の上、公共工事等、重点的投資されるよう御配慮方お願い致します。

尚、産炭地域振興臨時措置法に基づく、財政援助措置や産炭地域振興臨時交付金について地域の実情に鑑み、特段の配慮をお願い致します。

4 その他

平成九年五月一日印刷

平成九年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局